

第六期帯広市総合計画

【 原 原 案 】

平成 2 1 年 4 月

帯 広 市

この「原原案」は、帯広市総合計画策定審議会の答申、先に策定した「新しい総合計画計画素案」に対する帯広市議会新総合計画特別委員会の意見等をもとに、現在、策定作業をすすめている新しい総合計画の現時点における内容についてとりまとめを行ったものです。

今後、この「原原案」に対する市議会などからの意見等を踏まえ、さらに内容の検討を重ね、計画案を策定していくものです。

< 目 次 >

【 序 論 】	1
1 計画の考え方.....	1
(1) 趣旨	1
(2) 概要	2
名称.....	2
計画の構成と期間.....	2
(3) 分野計画	2
(4) 国や北海道などの計画.....	2
2 時代の潮流とまちづくりの課題	3
(1) 人口減少や少子・高齢化がすすむ社会.....	3
(2) 安全・安心を求める社会	3
(3) 経済のグローバル化がすすむ社会.....	4
(4) 地球環境を大切にする社会.....	4
(5) ネットワーク化がすすむ社会.....	5
(6) 価値観が多様化する社会	5
(7) 地方分権や市民協働がすすむ社会.....	5
【 基本構想 】	7
1 基本構想の考え方.....	7
(1) 基本構想の期間	7
(2) 将来人口の考え方.....	7
(3) 都市形成の考え方.....	7
2 基本構想策定の基本的視点	8
(1) 市民主体のまちづくり.....	8
(2) 田園都市のまちづくり.....	8
(3) 中核都市のまちづくり.....	8
(4) グローバルなまちづくり	8
3 まちづくりの基本方向.....	9
(1) 都市像.....	9
(2) まちづくりの目標.....	10
安全に暮らせるまち	10
健康でやすらぐまち	10
活力あふれるまち.....	10
自然と共生するまち	10
快適で住みよいまち	11
生涯にわたる学びのまち	11
思いやりとふれあいのまち	11

自立と協働のまち.....	11
【 基本計画 】	13
第1部 総論編	13
1 基本計画の期間.....	13
2 将来人口の考え方.....	13
(1) 人口の動向.....	13
(2) 将来人口.....	14
3 都市形成の基本方向.....	15
(1) 都市地域.....	15
(2) 農村地域.....	15
(3) 森林地域・自然公園地域.....	15
4 政策・施策評価.....	16
5 構想推進プロジェクト.....	16
6 地区・住区の考え方.....	16
第2部 各論編	18
安全に暮らせるまち.....	18
政策1-1 災害に強い安全なまちづくり.....	19
施策1-1-1 地域防災の推進.....	19
施策1-1-2 消防・救急の充実.....	21
政策1-2 安心して生活できるまちづくり.....	23
施策1-2-1 防犯の推進.....	23
施策1-2-2 交通安全の推進.....	25
施策1-2-3 消費生活の向上.....	27
健康でやすらぐまち.....	29
政策2-1 健康に暮らせるまちづくり.....	30
施策2-1-1 保健予防の推進.....	30
施策2-1-2 医療体制の充実.....	32
政策2-2 やすらぎのあるまちづくり.....	34
施策2-2-1 地域福祉の推進.....	34
施策2-2-2 高齢者福祉の推進.....	36
施策2-2-3 障害者福祉の推進.....	38
施策2-2-4 社会保障の推進.....	40
政策2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり.....	43
施策2-3-1 子育て支援の充実.....	43
施策2-3-2 青少年の健全育成.....	45
活力あふれるまち.....	47
政策3-1 力強い産業が育つまちづくり.....	48
施策3-1-1 農林業の振興.....	48
施策3-1-2 工業の振興.....	51

施策 3 - 1 - 3 商業の振興.....	53
施策 3 - 1 - 4 中小企業の基盤強化	55
施策 3 - 1 - 5 産業間連携の促進	57
施策 3 - 1 - 6 雇用環境の充実.....	59
政策 3 - 2 にぎわいのあるまちづくり	61
施策 3 - 2 - 1 中心市街地の活性化	61
施策 3 - 2 - 2 観光の振興.....	63
自然と共生するまち.....	65
政策 4 - 1 地球環境を守るまちづくり	66
施策 4 - 1 - 1 地球環境の保全.....	66
施策 4 - 1 - 2 廃棄物の資源化と適正処理	68
政策 4 - 2 うるおいのあるまちづくり	70
施策 4 - 2 - 1 公園・緑地の整備	70
施策 4 - 2 - 2 水道水の安定供給	72
施策 4 - 2 - 3 下水道の整備	74
快適で住みよいまち.....	76
政策 5 - 1 快適で住みごこちのよいまちづくり	77
施策 5 - 1 - 1 住環境の充実	77
施策 5 - 1 - 2 魅力ある景観の形成	79
施策 5 - 1 - 3 墓地・火葬場の整備運営	81
政策 5 - 2 交流を支えるまちづくり.....	83
施策 5 - 2 - 1 道路網の整備	83
施策 5 - 2 - 2 総合的な交通体系の充実	85
施策 5 - 2 - 3 地域情報化の推進	87
生涯にわたる学びのまち	89
政策 6 - 1 次代を担う人を育むまちづくり	90
施策 6 - 1 - 1 学校教育の推進.....	90
施策 6 - 1 - 2 教育環境の充実.....	92
施策 6 - 1 - 3 高等学校教育の推進	94
施策 6 - 1 - 4 高等教育の充実.....	96
政策 6 - 2 とともに学び地域のきずなを育むまちづくり	98
施策 6 - 2 - 1 学習活動の推進.....	98
施策 6 - 2 - 2 芸術・文化の振興	100
施策 6 - 2 - 3 スポーツの振興.....	102
思いやりとふれあいのまち.....	104
政策 7 - 1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり	105
施策 7 - 1 - 1 人権尊重と平和な社会の形成	105
施策 7 - 1 - 2 男女共同参画社会の推進	107
施策 7 - 1 - 3 ユニバーサルデザインの推進	109

施策7 - 1 - 4 アイヌの人たちの誇りの尊重	111
政策7 - 2 ふれあいのあるまちづくり	113
施策7 - 2 - 1 地域コミュニティの形成	113
施策7 - 2 - 2 国内・国際交流の推進	115
自立と協働のまち	117
政策8 - 1 市民とともにすすめる自治体経営	118
施策8 - 1 - 1 市民協働のまちづくりの推進	118
施策8 - 1 - 2 自治体経営の推進	120
施策8 - 1 - 3 広域行政の推進	122
政策8 - 2 質の高い行政の推進	124
施策8 - 2 - 1 行政サービスの充実	124
施策8 - 2 - 2 適切な行政事務の執行	126

【 序 論 】

1 計画の考え方

(1) 趣旨

本市は、アイヌの人たちが自然と共生しながら暮らす大地に、明治 16 年、民間の開拓団・晩成社が開拓の鋤をおろし、先人が苦難を乗り越えて築いてきた都市です。

開発の当初から、北海道拓殖計画やワシントン D.C. をモデルにした都市計画が構想され、計画的に都市形成がすすめられてきました。

昭和 34 年、全国の自治体に先駆けて『帯広市総合計画』を策定して以来、計画的に都市基盤や産業基盤の整備などをすすめ、今日の都市・帯広の発展の基礎を築いてきました。

北海道東部・十勝平野の中央に位置する本市は、基幹産業である農業や関連産業などの発展に支えられながら、十勝圏全体に対する都市的サービス機能を担う中核都市として発展してきました。

しかし、今日、経済のグローバル化の進展、人口減少時代の到来、地球環境問題の顕在化、大都市圏と地方圏の経済格差の拡大、地方分権の進展など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

また、国や地方の財政問題、地域経済の活性化問題、人口問題などを踏まえ、新たな時代における地域の発展に向けて、これまでの都市の成長・拡大を前提としてきたまちづくりのあり方を検討しなければならない状況にあります。

さらに、地方分権の進展により、地域の意思と責任に基づく、市民協働による自主・自立のまちづくりがますます求められてきています。

総合計画は、本市の持続的な発展をめざし、住みよいまちを実現するためのまちづくりの指針です。

これからの分権時代においては、地域が主体性を発揮し、創意工夫により、多様化する市民ニーズに応え、個性と魅力あるまちづくりが求められてくることから、総合計画の役割はますます重要になってきます。

時代の潮流や本市のまちづくりの歴史などを踏まえ、市民と行政が力を合わせて、市民協働によるまちづくりをすすめる指針として、第六期帯広市総合計画を策定するものです。

(2) 概要

名称

計画の名称は、『第六期帯広市総合計画』とします。

計画の構成と期間

第六期帯広市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成します。

「基本構想」は、まちづくりの基本方向や目標などを示すもので、地方自治法に基づき議会の議決を経て策定するものです。期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

「基本計画」は、基本構想を実現するために取り組む、政策・施策などを示すものです。期間は、基本構想と同様に 10 年間としますが、社会・経済環境などの変化に柔軟に対応するため、中間年において点検し、必要に応じて適切な見直しを行います。

「推進計画」は、基本計画の政策・施策を実現するために取り組む事務・事業を示すものです。行財政状況や国等の政策動向などを踏まえ、効果的、効率的に推進する必要があることから、期間は 3 年間とし、毎年度策定します。

(3) 分野計画

各分野の政策・施策を効果的に推進するため、総合計画に即して、各分野の計画を策定します。

(4) 国や北海道などの計画

この計画は、国、北海道などの諸計画との整合に留意しながら策定するとともに、国や北海道などと連携しながら、効果的、効率的な推進に努めます。

2 時代の潮流とまちづくりの課題

我が国は、少子・高齢化の進行、経済のグローバル化の進展、地球環境問題への対応、分権型社会の構築などの諸課題に直面しています。将来に向かって持続的に発展するためには、これまで社会を支えてきた仕組みや社会・経済のあり方などを、これからの社会にふさわしいものに変革しなければならない状況にあります。

また、戦後の高度経済成長により、豊かな社会を実現した一方で、大都市圏と地方圏の人口や産業などの格差問題、社会の中で疎外感を抱く人々や貧困、格差の存在など、社会のあり方を考えなければならない状況も生じています。

まちづくりは、住民福祉の向上をめざす持続的な取り組みです。社会・経済環境や市民意識の変化などを踏まえ、「帯広・十勝」に立脚しながら、将来の発展に向け、的確にまちづくりをすすめていく必要があります。

(1) 人口減少や少子・高齢化がすすむ社会

我が国は、少子・高齢化が進行し、平成 17 年に戦後始めて総人口が減少し、今後数十年の間減少が続く、人口減少社会が到来しています。

人口減少は、都市空間や教育環境などにおいて、ゆとりを創出する面もありますが、労働力の減少、コミュニティ機能の低下、税収の減少、現役世代の社会保障費の負担増など、社会全体への様々な影響が懸念されています。

本市においては、少子・高齢化の進行、周辺 3 町や札幌市、首都圏などへの人口流出により、平成 13 年以降、人口減少が続いており、地域経営の視点から、適正規模のまちづくりのあり方、地域経済の活性化方策などを検討する必要があります。

しかし、本市が、今後とも十勝圏の中核都市としての役割を発揮し続けるためには、都市機能の一層の集積が必要であり、そのためにも定住人口の確保が重要となっています。

また、人口構造の変化を踏まえて、高齢者が暮らしやすい環境づくりや安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが必要になっています。

(2) 安全・安心を求める社会

近年、国内外において、地震や洪水などの大規模な自然災害が発生しています。また、食品の偽装や消費者被害の発生、救急医療の受入体制など、社会の信頼性にかかわる問題が生じています。

こうしたことを背景として、安全・安心に対する意識が高まり、防災や危機管理体制の整備などにより、安全で安心して暮らすことができる社会づくりが求められています。

帯広・十勝では、十勝沖地震、台風による風水害などが発生しており、避難場所や公共施設などの耐震化、地域における自主的な備えを日頃からすすめる必要があります。

また、火災、交通事故、犯罪などのない安全な地域社会づくりにも取り組む必要があります。

さらに、地域医療体制の充実や安定した社会保障制度などにより、安心して暮らせる社会環境づくりをすすめる必要があります。

農業や食品産業を基幹的な産業とする帯広・十勝では、食の安全確保を常に意識した取り組みをすすめることが重要となっています。

(3) 経済のグローバル化がすすむ社会

世界経済は、先進国に加え新興国の成長などにより、市場の拡大、貿易・金融自由化が急速にすすみ、地球規模のネットワーク化の進展と競争が激化する、グローバル経済の時代を迎えています。

我が国経済は、製造業を中心に東アジアへの資本流出がすすむなど、厳しい国際競争の中にあります。

近年、新興国の急速な経済成長に伴い、国内産農産物の輸出や海外からの観光客が増加するなど、経済の多角的な結びつきが強まっています。

また、人口や産業集積の違いによる大都市圏との経済格差の拡大に伴い、今後、地域経済は需要と供給の両面から縮小に向かうことが懸念されています。さらに、非正規雇用の増加による雇用問題なども生じています。

十勝の基幹産業である農業は、世界貿易機関(WTO)農業交渉や日豪経済連携協定(EPA)交渉などの中で、今後、極めて厳しい環境に置かれることが懸念されています。

こうした状況にあって、地域資源などを活かした産業の振興や産学官の連携による中小企業の活性化、雇用の確保などに取り組み、地域経済の持続的な発展をはかることが重要となっています。

(4) 地球環境を大切にす社会

近年、経済活動の拡大などに伴い、地球温暖化をはじめとする環境問題、食料や資源・エネルギー問題、水資源問題など、国際的に取り組まなければならない問題が顕在化しています。

エネルギーの多くを海外に依存している我が国は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を抑制するため、太陽光などの自然エネルギーやバイオマスエネルギーの活用などをすすめ、低炭素社会の形成に取り組んでいます。

本市は、帯広の森づくりや環境に配慮した農業の展開など、循環型・環境保全型のまちづくりをすすめてきています。

農業を基幹産業とする帯広・十勝は、環境を適切に保全することが地域の持続的な発展に結びつくことから、環境と産業が両立する低炭素社会のモデルとなる地域づくりをさらにすすめる必要があります。

(5) ネットワーク化がすすむ社会

高速道路、航空などの交通ネットワークや高度情報通信ネットワークの形成により、人や物、情報の流れは、急速に高速化がすすんでいます。

国では、いつでも、どこでも、超高速の情報通信ネットワークが利用できる社会の実現をめざし、基盤づくりをすすめています。

高度情報化の進展により、国内外との時間距離が大幅に短縮され、情報格差が解消されるとともに、経済や暮らしの利便性は飛躍的に高まることが期待されています。

北海道では、新幹線や高速道路網の整備がすすめられており、平成 23 年度には道央圏と十勝圏が北海道横断自動車道で結ばれ、オホーツク圏、釧路・根室圏などとも連絡する、高速交通の新しい時代が到来しようとしています。

高速道路網の整備により、鉄道や空港・港湾機能との有機的なネットワークが形成され、都市間や地域間の結びつきが強まり、産業立地の促進、交流人口の拡大など、地域の活性化が期待されます。

高速交通ネットワークや高度情報通信ネットワークをまちづくりに幅広く活用し、地域の発展に結びつけていく必要があります。

(6) 価値観が多様化する社会

生活水準の向上や余暇時間の増加、経済活動のグローバル化などを背景として、家族のあり方や労働のあり方が変化するなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わりつつあります。

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は多様化し、物質的な豊かさより、個人の生き方をより重視する傾向が強まっています。

これからの社会においては、子どもたちを、個性を尊重しながら健やかに育み、将来の地域社会の発展を支えるまちづくりの担い手として教育する必要があります。

地域の人口構成の変化などにより、地域コミュニティの活力の低下が危惧されており、市民が生涯を通して学び、知識や経験をまちづくりに活かすことができる環境づくりが大切になっています。

また、健康で充実した生活を送るため、市民の主体的な活動を通して、多様な文化や様々なスポーツを振興することが必要です。

(7) 地方分権や市民協働がすすむ社会

我が国は、個性と活力に満ちた地域社会の実現をめざし、中央集権型社会から地方分権型社会への転換に向けて、地方分権改革をすすめてきています。

第一期分権改革では、国と地方とは対等・協力関係となり、第二期分権改革においては、

現在、事務権限の移譲や自治体の政策展開の自由度の拡大などが検討されています。さらに、道州制の検討や北海道の支庁制度改革などもすすめられています。

地方分権の進展に伴い、住民に最も身近な行政機関である基礎自治体として市町村の担う役割が増大し、今後、地域の意思と責任に基づく自主・自立のまちづくりが一層求められてきます。

ますます多様化する市民ニーズに応えながら、地域が主体的にまちづくりをすすめていくためには、住民自治の考え方に基づき、地域の力を合わせて、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが重要になっています。

【 基本構想 】

1 基本構想の考え方

(1) 基本構想の期間

第六期帯広市総合計画基本構想の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

(2) 将来人口の考え方

我が国は少子・高齢化が進行し、今後、数十年にわたり総人口が減少する人口減少時代を迎えています。

地方では、大都市への人口流出などにより、人口の減少がすすんでおり、本市においても、平成 13 年以降、減少が続いている状況にあります。

今後とも、地域の可能性を活かし、魅力あるまちづくりをすすめ、十勝圏はもとより東北海道の広域的な中核都市としての役割を担っていくため、産業の振興、子育て支援、居住環境の充実など、総合的な観点に立って定住の促進に取り組みます。

平成 31 年の本市の人口を概ね 17 万人と想定します。

(3) 都市形成の考え方

本市は、十勝の中央に位置し、東西・南北方向に国道が整備され、北海道横断自動車道が道央圏とオホーツク圏、釧路・根室圏に通じ、帯広・広尾自動車道が、とちかち帯広空港、十勝港に連絡する、広域的な交通ネットワークの要衝に位置しています。

帯広都市圏は、産業・経済、教育・文化、医療・福祉、行政などの都市機能が集積し、広域的なサービス機能を担う、東北海道で最大の人口を有する都市圏となっています。

市域の北から南に都市地域、農村地域、森林地域、自然公園地域に区分された土地利用がはかられており、都市地域は、中心市街地を核に、商業地、工業団地、住宅地などとして秩序ある市街地が形成されています。農村地域は、広大な農地で大規模農業が展開されており、川西、大正などの各集落が形成されています。

今後とも、本市が発展するため、社会経済動向を踏まえ、都市と農村が調和する地域特性や、地域の社会基盤を有効に活かしながら、十勝圏、東北海道における拠点性を高め、将来に向けて持続可能な都市形成をすすめます。

2 基本構想策定の基本的視点

(1) 市民主体のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地域の意思と責任に基づき、主体的にまちづくりをすすめる、自治の理念がより重要になってきています。

なかでも、住民の意思に基づく住民自治は、地方自治の基本的な要素として、今後のまちづくりの上で、極めて大切な考え方となるものです。

市民が自らのまちを自らの力で創造することを基本に、市民が主体のまちづくりをすすめます。

(2) 田園都市のまちづくり

本市は、自然と共生し都市と農村が調和する、人間尊重を基本にしたまちづくりをすすめてきました。

地球環境、食料需給などが世界的な課題となる現在、豊かな自然に囲まれ、人間らしく暮らすことができる、ゆとりある田園空間の価値はますます高まっていることから、未来に向かって、都市と農村が調和する、田園都市のまちづくりをすすめます。

(3) 中核都市のまちづくり

本市は、十勝圏との深い結びつきのもと、中核都市として、圏域全体に都市的サービスを提供する役割を担ってきています。

今後、地域が持続的に発展するため、十勝圏との一体性を保ちながら、都市機能の充実をはかり、十勝圏はもとより東北道の広域的な中核都市としての役割を担うまちづくりをすすめます。

(4) グローバルなまちづくり

グローバル化の進展に伴い、私たちの暮らしや地域経済は世界の動きと深く関わるようになっていきます。

農業、環境、ユニバーサルデザインの取り組みなど、グローバルに考え、地域において政策を展開しながら、世界にも貢献しうる、個性と魅力あるまちづくりをすすめます。

3 まちづくりの基本方向

(1) 都市像

本市は、屯田兵が主体であった北海道開発史の中で、民間開拓団により拓かれた特徴的な地域です。全国各地からこの地に移住してきた先人は、原始の大地を豊かな耕地に変え、帯広の礎を築いてきました。

困難を極めた開拓を通して培われたフロンティア精神は、都市を森で囲む帯広の森構想、緑の工場公園、都心部大改造、ニュータウン造成、農業生産基盤など、数々の大事業の実現を経て、今に受け継がれています。

本市は、西に日高山脈、北に大雪山系、東に白糠丘陵・阿寒など、国内第一級の豊かな自然に囲まれた、我が国の食料基地・十勝の中央に位置する、圏域の中核都市として発展してきています。

帯広市民は、十勝の風土の中で、固有の文化を育みながら、おいしい水、きれいな空気、豊かな緑、美しい景観を有する田園都市・帯広をつくりあげてきました。

今日、私たちの社会は物質的な豊かさを実現した一方で、少子・高齢化問題、地球環境問題、地域経済の活性化問題、教育問題、地域コミュニティの問題など、将来に向けて解決すべき課題を抱えています。

これからの時代は、社会の成熟化などに伴い、私たちが経験したことのない、人口減少、経済縮小など右肩下がりの社会に直面することが予想されています。

地方と大都市との格差の拡大がすすみ、今後、地域社会が衰退に向かうことも危惧されています。

こうした中であっても、本市が将来に向かって持続的に発展していくため、十勝圏の中核都市はもとより、東北海道における拠点性を高め、潜在的な可能性を活かして発展力を創出し、豊かな自然とこの地に培ってきたおおらかな気風、文化に誇りをもち、住みよいまちづくりをすすめ、次代に継承していかなければなりません。

美しい自然につつまれ、環境と産業が両立し、都市と農村が調和する、未来に向かって夢と活力にあふれ、人間尊重を基本とした、ぬくもりのある帯広市の創造に向け、めざす都市像を、次のとおりとします。

(2) まちづくりの目標

安全に暮らせるまち

安全・安心に対する人々の意識が高まる中で、自然災害や事件、事故などから市民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らすことができるまちをつくるのが大切です。

災害に強いまちをつくるため、建物等の耐震化や防災体制の整備、消防・救急体制の充実などに取り組みます。

安全に暮らせるまちをつくるため、防犯体制の整備、交通事故の防止、消費生活の向上などに取り組みます。

健康でやすらぐまち

少子・高齢化の進行に伴い、生涯を通して健やかに、やすらぎのある生活を送ることができる社会づくりが必要になっています。

誰もが健康で安心して暮らすため、健康維持や疾病予防の推進、地域医療体制の充実に取り組みます。

高齢者や障害のある人が、必要とする介護や支援を受けながら、住みなれた家庭や地域で生き生きと暮らすことができるよう、地域で支える環境づくりをすすめます。

多様なニーズに対応した子育て支援の充実や青少年の健全育成に取り組み、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをすすめます。

活力あふれるまち

地域が将来にわたって発展し続けるためには、活力ある産業が展開され、域外から人々が集まる魅力づくりが必要です。

基幹産業である農業の振興をはじめ、地域の特性や資源を活かし、農商工や産学官の連携により新たな産業を育成するとともに、商業・工業の振興や中小企業の経営基盤の強化などにより、地域産業の振興や雇用の確保に取り組みます。

都市機能の集積を促進し、帯広・十勝の顔として魅力ある中心市街地の形成をすすめます。

雄大な自然景観や安全で良質な農畜産物など、地域資源を活用した観光を振興し、交流人口の拡大をはかります。

自然と共生するまち

地域の持続的な発展のため、人々の生活や産業活動の基盤となる環境を保全し、良好な状態で次代に引き継いでいくのが大切です。

環境モデル都市として、地球環境を守るため、帯広の森づくりをはじめとする緑化の

推進はもとより、環境負荷の低減や自然環境の保全などをすすめます。また、循環型社会の形成をめざし、ごみの減量化・資源化や廃棄物の適正処理などに取り組みます。

快適でうるおいのある生活環境づくりのため、公園・緑地の整備や安全な水道水の供給、下水道の整備をすすめます。

快適で住みよいまち

広域的な中核都市として、市民の暮らしや経済活動を支える、快適な住環境や交通ネットワークなどの都市基盤の充実が必要です。

快適で住みよい住環境を創出するため、多様な市民ニーズを踏まえた住宅・住宅地の提供や既存宅地の有効活用をすすめるほか、魅力ある景観づくりなどをすすめます。

幹線道路や生活道路をはじめ、高速道路や空港、情報通信基盤などの整備を促進し、人・物・情報の活発な交流を支える環境づくりをすすめます。

生涯にわたる学びのまち

地域社会の発展のためには、市民が学びを通して充実した人生を送り、知識や経験をまちづくりに活かす人材の育成が必要です。

将来を担う子どもたちが、社会の中でたくましく生きていく力を身につけるため、学校教育や高等教育の充実に向けた取り組みをすすめます。

市民一人ひとりが生涯にわたる学習活動、文化・スポーツ活動などを通して、自らの可能性を広げるとともに、交流を深め、地域社会の中で能力を十分に発揮できる環境づくりをすすめます。

思いやりとふれあいのまち

平和な社会の尊さの意識が共有され、人権が尊重される社会づくりが必要です。

男女共同参画社会の推進やアイヌの人たちの誇りが尊重され、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、誰もが支障を感じることなく安全に安心して生活できる、思いやりのある地域社会づくりをすすめます。

また、自主的な地域活動を促進し、地域コミュニティの活性化をはかるとともに、国内外の都市との多様な交流を通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

自立と協働のまち

地方分権の進展により、それぞれの自治体が自主性・自立性を高め、地域の特性を活かしながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成する必要があります。

市民と行政が、情報を共有し、互いに役割を分担しながら、協働のまちづくりをすすめます。

行財政改革の推進や他自治体との広域連携などにより、効率的な行政運営をすすめ、分権時代にふさわしい自治体経営に取り組みます。

また、多様化する市民ニーズに応え、効率的で質の高い行政サービスの提供や適切な行政事務をすすめます。

【 基本計画 】

第1部 総論編

1 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。

2 将来人口の考え方

(1) 人口の動向

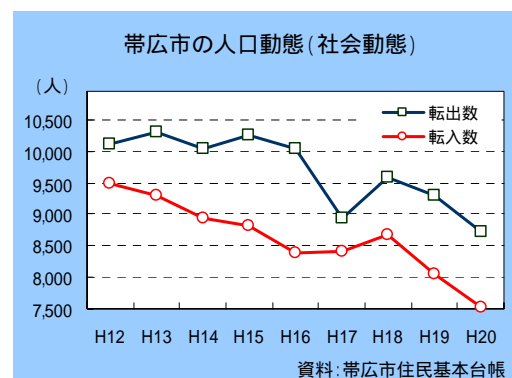
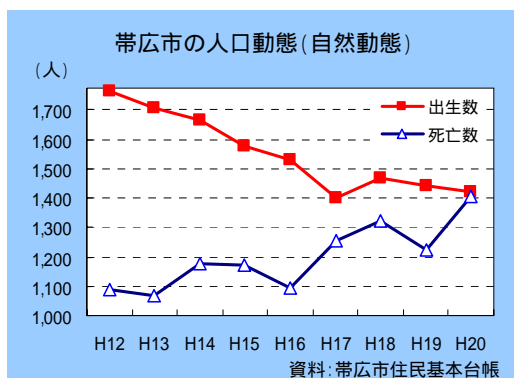
我が国の総人口は、平成 16 年（2004 年）の 1 億 2,779 万人をピークに減少局面を迎えています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」では、今後、少子・高齢化が一層すすみ、21 世紀半ばには 1 億人を割り込むと推計されています。

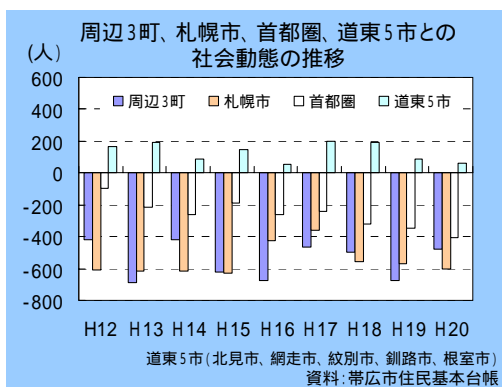
北海道の人口は平成 10 年以降減少が続いており、十勝圏の人口も減少傾向にありますが、道央圏を除く他圏域と比較すると、緩やかな減少と予測されます。

本市の人口は、平成 17 年国勢調査で 170,580 人となっており、平成 12 年と比較して 2,450 人（1.4%）減少しています。年齢別人口は、年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口が増加しています。

自然動態は、出生が減少する一方で、死亡は増加傾向にあり、自然増の増加幅は縮小してきています。

社会動態は、転入、転出ともに減少傾向にあります。道東各都市などからは転入超過の傾向にありますが、周辺 3 町や札幌市、首都圏などへは転出超過にあり、社会減が続いています。





(2) 将来人口

本市が、十勝圏はもとより東北道の中核都市として発展していくため、恵まれた自然や快適な住環境、高次都市機能の集積、交通ネットワークなどの優位性を活かしながら、地場産業の振興、雇用創出、子育て環境づくり、居住環境の整備、都市の魅力づくりなど、総合的な観点から定住を促進するとともに、交流人口の拡大にも取り組みます。

活力と魅力あるまちづくりの取り組みにより、平成31年の人口を概ね17万人と想定します。

区分	平成17年国勢調査	将来人口(平成31年)
総人口	170,580人 (100.0%)	170,000人 (100.0%)
年少人口 (0～14歳)	23,868人 (14.0%)	17,300人 (10.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	114,343人 (67.0%)	101,100人 (59.5%)
老年人口 (65歳以上)	32,364人 (19.0%)	51,600人 (30.3%)

(注)平成17年の総人口には、年齢不詳の人口を含むため、年少人口、生産年齢人口、老年人口の合計と一致しない。

なお、国や北海道の諸計画との整合を考慮し、人口動態を踏まえた計画的な行政運営をはかるため、国の将来推計人口などを参考に、各施策を展開する上で用いる人口を検討することとします。

3 都市形成の基本方向

(1) 都市地域

都市地域は、市街地の拡大の抑制を基調に、市街地内の未利用地の利用を促進しながら、良好な住環境の整備と快適で利便性の高い都市空間の形成をはかり、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめます。

中心市街地は、商業・業務、文化、公共公益施設の集積により拠点性を高めるとともに、居住環境の整備を促進し、帯広・十勝の顔として、利便性の向上とにぎわいの創出をはかります。

産業系用地は、既存の工業団地への企業立地を促進するとともに、今後の企業立地の動向や高速道路へのアクセス性、立地特性などを踏まえ、新たな産業立地基盤の整備を検討します。

中島地区は、リサイクル施設など環境関連施設の集積を促進するとともに、引き続き、墓園などの整備を計画的にすすめます。

(2) 農村地域

農村地域は、食料生産や生活の重要な場であるとともに、美しい田園景観などが人々にやすらぎを与える、多面的な機能を有する場でもあります。

農業基盤整備や農地の集団化、流動化をすすめるとともに、優良な農地を維持・保全し、安全で良質な農畜産物の生産を促進します。

また、生活環境の整備や優良な田園住宅地の供給などにより定住を促進するとともに、都市と農村の交流をすすめ、農村地域の活性化をはかります。

(3) 森林地域・自然公園地域

森林地域は、木材の供給のほか、地球環境保全、水源かん養、保養・レクリエーションなど、様々な機能を有しています。

林業の振興をはかりながら関係団体と連携して森林の適切な管理・保全をすすめるとともに、自然とのふれあいの場として利活用をはかります。

自然公園地域は、豊かな自然環境や美しい景観の保全に努めます。

4 政策・施策評価

総合計画を効果的、効率的に推進するため、毎年度、政策・施策評価を行い、その結果を施策などの取り組みに反映します。

政策・施策評価においては、「成果指標」と「市民実感度調査」を中心に、施策の達成状況について総合的に評価し、それをもとに政策の達成状況を評価します。

評価結果は、市民に分かりやすく公表します。

5 構想推進プロジェクト

社会・経済環境の変化とともに、地域の課題は多様化、複雑化してきており、より効果的にまちづくりをすすめるため、部門横断的な取り組みが必要となっています。

まちづくりにおける新たな課題を的確にとらえ、市民と協働しながら、各部門が連携し、総合的に対応方策を検討するため、「構想推進プロジェクト」を設定します。

構想推進プロジェクトのテーマは、中長期的な視点に立って、新たな課題や各部門にわたる横断的な課題など幅広い取り組みを対象とし、柔軟に設定します。

6 地区・住区の考え方

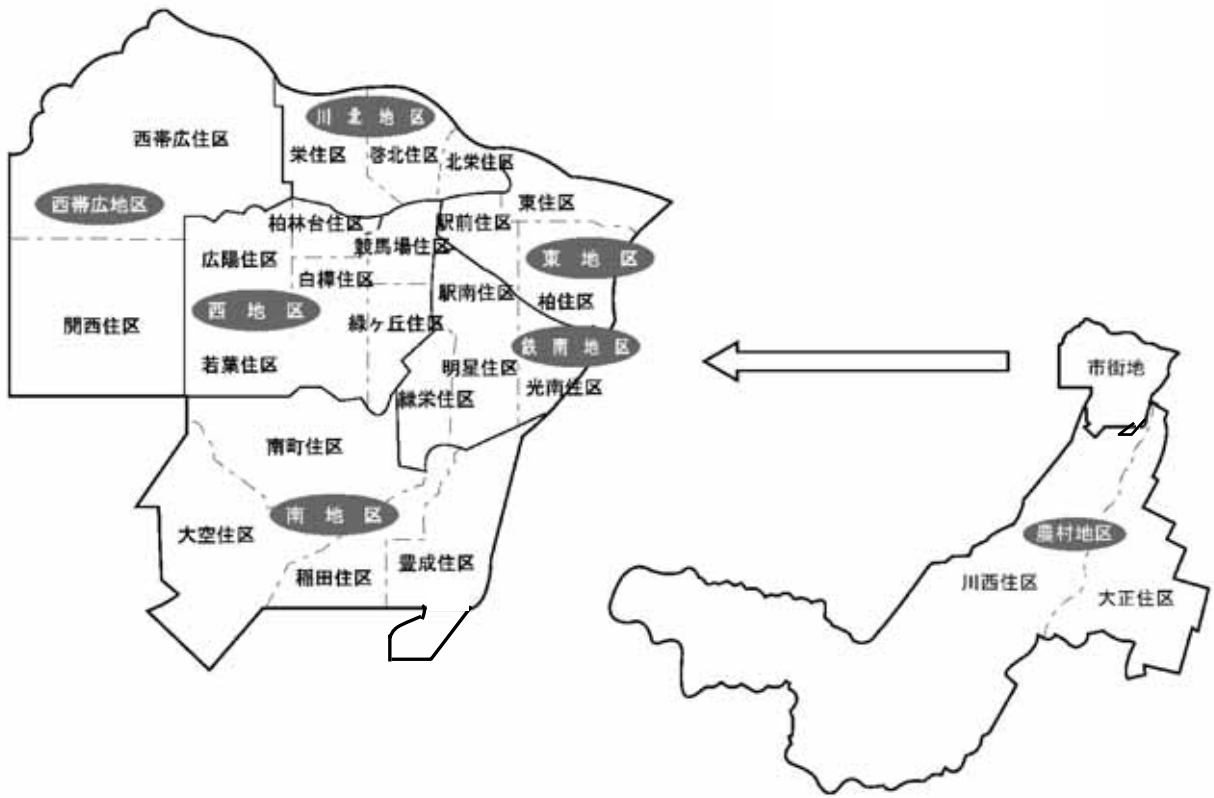
本市は、地理的及び社会的な特性を踏まえて、行政区域を市街地6地区、農村部1地区の7地区に区分し、さらに各地区を日常的な生活圏により24住区に区分しています。

これまで、市民生活の利便性の向上や地域コミュニティ形成の促進などのため、地区・住区単位を基本としながら、小・中学校、保育所、児童保育センター、コミュニティセンター、地域福祉センター、都市公園などの計画的な配置をすすめてきました。

今後も、各施策をすすめるにあたっては、地区・住区に配慮しつつ取り組みをすすめます。

地区・住区の区分

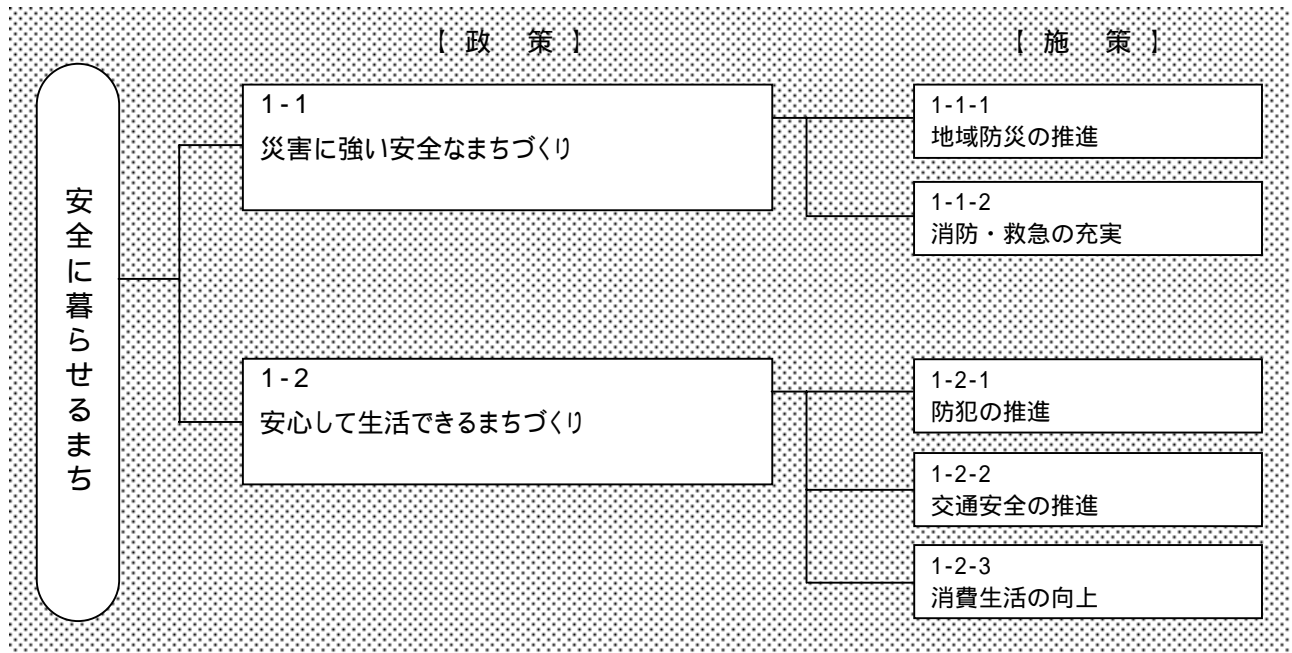
- ・東地区（東住区、柏住区、駅前住区）
- ・鉄南地区（駅南住区、光南住区、明星住区、緑栄住区）
- ・西地区（競馬場住区、緑ヶ丘住区、若葉住区、白樺住区、広陽住区、柏林台住区）
- ・川北地区（北栄住区、啓北住区、栄住区）
- ・西帯広地区（西帯広住区、開西住区）
- ・南地区（南町住区、大空住区、豊成住区、稲田住区）
- ・農村地区（川西住区、大正住区）



第2部 各論編

安全に暮らせるまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 1 - 1 災害に強い安全なまちづくり

防災対策をすすめるとともに、消防・救急体制が充実した災害に強いまちをつくりま
す。

政策 1 - 2 安心して生活できるまちづくり

犯罪や交通事故を防止するとともに、消費生活の安定・向上をはかり、安心して暮ら
せるまちをつくります。

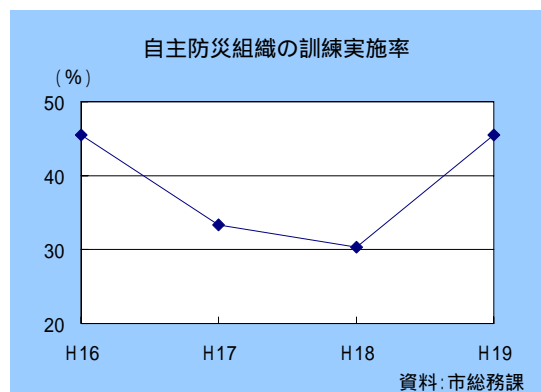
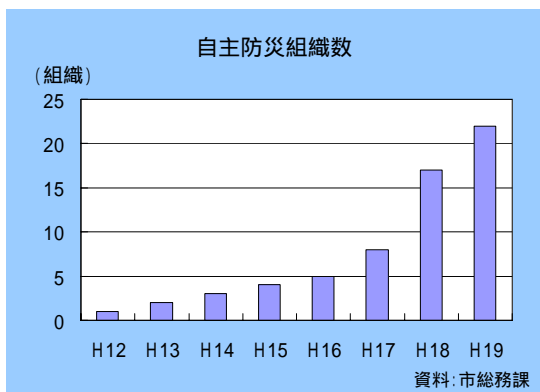
政策 1 - 1	災害に強い安全なまちづくり
施策 1 - 1 - 1	地域防災の推進

現状と課題

全国各地で地震や台風などの自然災害や事故災害などが発生しています。帯広・十勝においては、十勝沖地震などにより、大きな被害を受けており、災害から市民の生命や財産を守るために、関係機関が連携し、地域防災体制を整備していく必要があります。

本市は、地域防災計画や耐震改修促進計画を策定し、自主防災組織の整備、建築物の耐震化など、災害への備えをすすめています。

今後も、公共施設の耐震化の推進をはじめ、市民の防災意識を高めながら、地域の自主防災組織づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

行政と市民・事業者・関係機関の連携による防災体制の整備や建物等の耐震化の推進などにより、地域防災力の向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 防災意識づくり

- ・ 地域防災訓練の実施や防災に関する情報提供を行い、市民の防災意識の向上をはかります。

(2) 防災体制の充実

- ・ 自主防災組織の育成をすすめ、災害発生時における初期活動の体制整備をはかります。
- ・ 高齢者や障害のある人など、要援護者の把握に努め、避難支援体制を充実します。
- ・ 災害時における生活物資などの供給体制や情報提供、通信体制の整備をすすめます。
- ・ 関係機関と連携をはかり、緊急事態等に対応できる体制を整えます。

(3) 災害に強い都市づくり

- ・ 地震による建築物の倒壊を防止するため、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の耐震化を促進します。
- ・ 公共建築物や上下水道施設などの都市基盤の耐震化をすすめます。

(4) 治水対策の促進

- ・ 十勝川、札内川、戸蔦別川などの治水対策を促進します。
- ・ 洪水による被害を防止するため、河川の適切な管理をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自主防災組織数	22 組織(H19)	33 組織
自主防災組織の訓練実施率	45.5%(H19)	100.0%
住宅の耐震化率	83.0%(H19)	90.0%
特定建築物の耐震化率	73.7%(H19)	90.0%

(市民実感度調査項目)

「地震や水害など災害への備えが整っている」と思う市民の割合

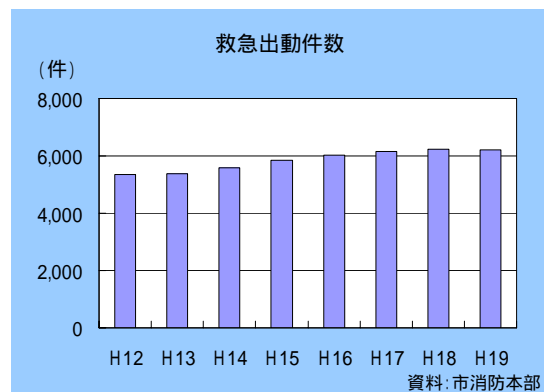
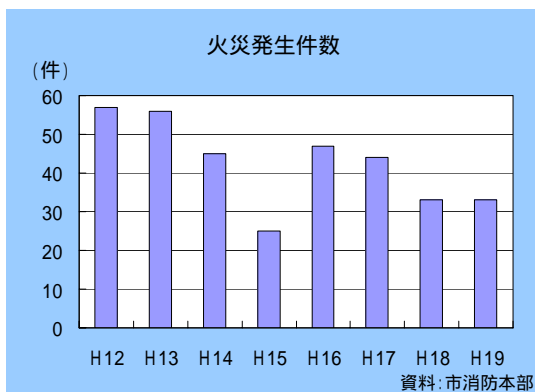
政策 1 - 1	災害に強い安全なまちづくり
施策 1 - 1 - 2	消防・救急の充実

現状と課題

火災から生命と財産を守り、事故などによる負傷や急病に迅速に対応できる、安心して暮らせる環境整備が必要です。

本市においては、消防車両や高規格救急車の整備など、消防・救急体制の充実に取り組んできていますが、毎年火災により尊い人命や財産が失われており、被害を最小限に抑えるため、市民の防火意識の啓発をはかるなど、火災に適切に対応することが必要です。

また、高齢化の進行に伴い、救急体制の整備や市民と協働した応急体制を構築することも必要になっています。



施策の目標

消防・救急体制の充実とともに、行政と市民・事業者・関係機関が連携して、防火活動や救急活動を行い、火災や事故などから市民の生命や財産を守ります。

主な施策の内容

(1) 消防体制の充実

- ・ 消防出張所の耐震化や水利施設、装備の整備など、消防体制を充実します。
- ・ 職員の技能向上などに取り組み、消防力の向上をはかります。
- ・ 消防団員の確保や教育訓練などにより、消防団の活動を充実するとともに、自主防災組織との連携による地域防災力の強化をはかります。
- ・ 管内自治体等と連携のもと、消防の広域化を検討します。

(2) 救急体制の充実

- ・ 救急車の更新や救急救命士の研修などをすすめ、救急体制を充実します。
- ・ 市民に対する応急手当の知識や技術の普及をすすめます。

(3) 自主防火の促進

- ・ 市民や事業所等に対する防火意識の啓発をはかるなど、自主防火の取り組みを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
出火率(1)	3.7%(H20)	3.7%
防火活動の参加率	39.1%(H20)	40.0%
救命率(2)	5.1%(H19)	5.1%
応急手当普及講習の累計受講者数	-	42,000人

1 1年間の帯広市における火災件数÷帯広市の人口(1万人単位)

2 心肺停止状態となった人が、救命処置後1ヵ月以上生存した割合

(市民実感度調査項目)

「防火活動や救急活動が迅速に行われている」と思う市民の割合

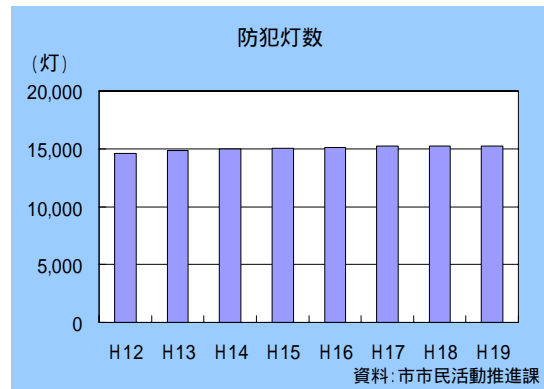
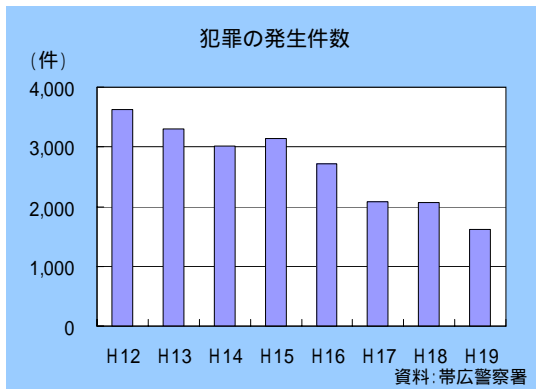
政策 1 - 2	安心して生活できるまちづくり
施策 1 - 2 - 1	防犯の推進

現状と課題

安全な地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが、自らの安全を自ら守る意識を持つとともに、地域が連携・協力して、犯罪の起こりにくい環境づくりをすすめることが大切です。

本市は、平成元年に「暴力追放・防犯宣言」を行うとともに、市民や事業者が安心して暮らし、活動できる地域社会を実現するため、平成 19 年に「帯広市犯罪のない安全なまちづくり条例」を制定し、防犯活動に取り組んでいます。

今後も、行政と市民、事業者、関係機関などが協力して、安全で安心なまちづくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

市民の防犯意識の啓発や安全な生活環境の整備などにより、犯罪のない地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 防犯意識の啓発

- ・ 防犯に関する学習機会や情報の提供をすすめます。
- ・ 防犯意識の啓発に取り組み、地域住民による自主的な防犯活動を促進します。

(2) 防犯に配慮した生活環境の整備

- ・ 防犯灯の設置など、町内会との連携により、防犯に配慮した生活環境の整備を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
犯罪の発生件数	1,922件 (H17-19平均)	1,540件
防犯灯の新設灯数	-	675灯

(市民実感度調査項目)

「犯罪が身近な地域で起こりにくい環境となっている」と思う市民の割合

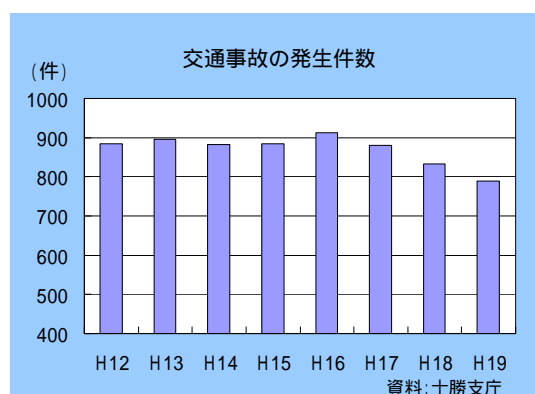
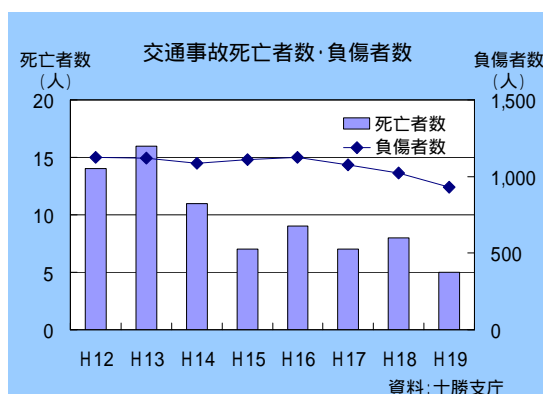
現状と課題

今日の車社会の中で、老人や子どもなどを事故から守り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることが大切です。

本市は、昭和 37 年に「交通安全都市宣言」を行うとともに、これまで 8 次にわたり交通安全計画を策定し、関係機関と連携しながら交通安全対策に取り組んできています。

交通事故の件数や死者数、負傷者数は、ともに減少傾向にあります。高齡化の進行に伴い、高齡者の交通事故の増加が懸念されています。

今後も、市民の交通安全意識を醸成するとともに、安全な交通環境の整備をすすめていく必要があります。



施策の目標

市民の交通安全意識の啓発や交通環境の整備により、交通事故のない安全な地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 交通安全意識の啓発

- ・ 幼児、児童、高齡者などに対する交通安全教育に取り組みます。
- ・ 関係機関・団体と連携し、街頭における交通安全意識の啓発などを促進します。

(2) 交通安全環境の整備

- ・ 交通標識や信号機などの交通安全施設の整備を促進します。
- ・ 安全な歩行者空間を確保するため、歩道の整備をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
交通事故の発生件数	834件 (H17-19平均)	750件
交通安全教室の参加率	18.4%(H19)	20.0%

(市民実感度調査項目)

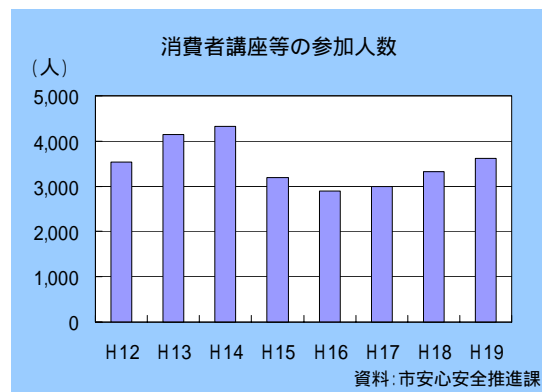
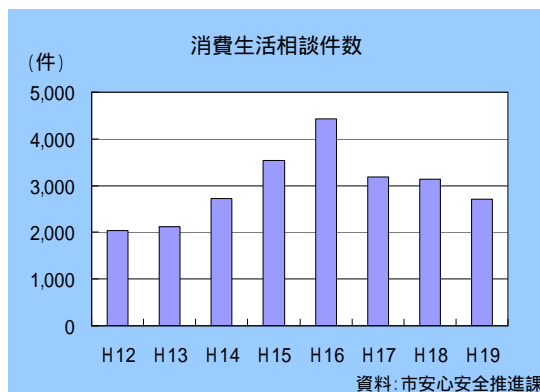
「交通事故が起こりにくい環境となっている」と思う市民の割合

現状と課題

インターネット販売の普及など、消費生活を取り巻く環境の多様化に伴うトラブルや消費者被害が発生しており、消費者を守る環境づくりが大切になっています。

本市は、消費者トラブルや被害を未然に防ぐため、消費者講座の開催や情報提供などを行ってきています。

今後も、消費者がトラブルなどに適切に対処できるよう、消費生活に関する支援などが必要となっています。



施策の目標

消費者への情報提供や相談機能の充実などにより、消費生活の安定・向上をはかります。

主な施策の内容

(1) 消費生活への支援

- ・ 消費者の自主的・合理的な行動を支援するため、教育・啓発や情報提供を充実します。

(2) 消費生活相談機能の充実

- ・ 苦情やトラブルに適切に対処するため、相談機能を充実します。

(3) 適正な取引の促進

- ・ 計量及び商品表示の適正化を促進するため、事業所等に対する検査を実施し、適切な指導を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

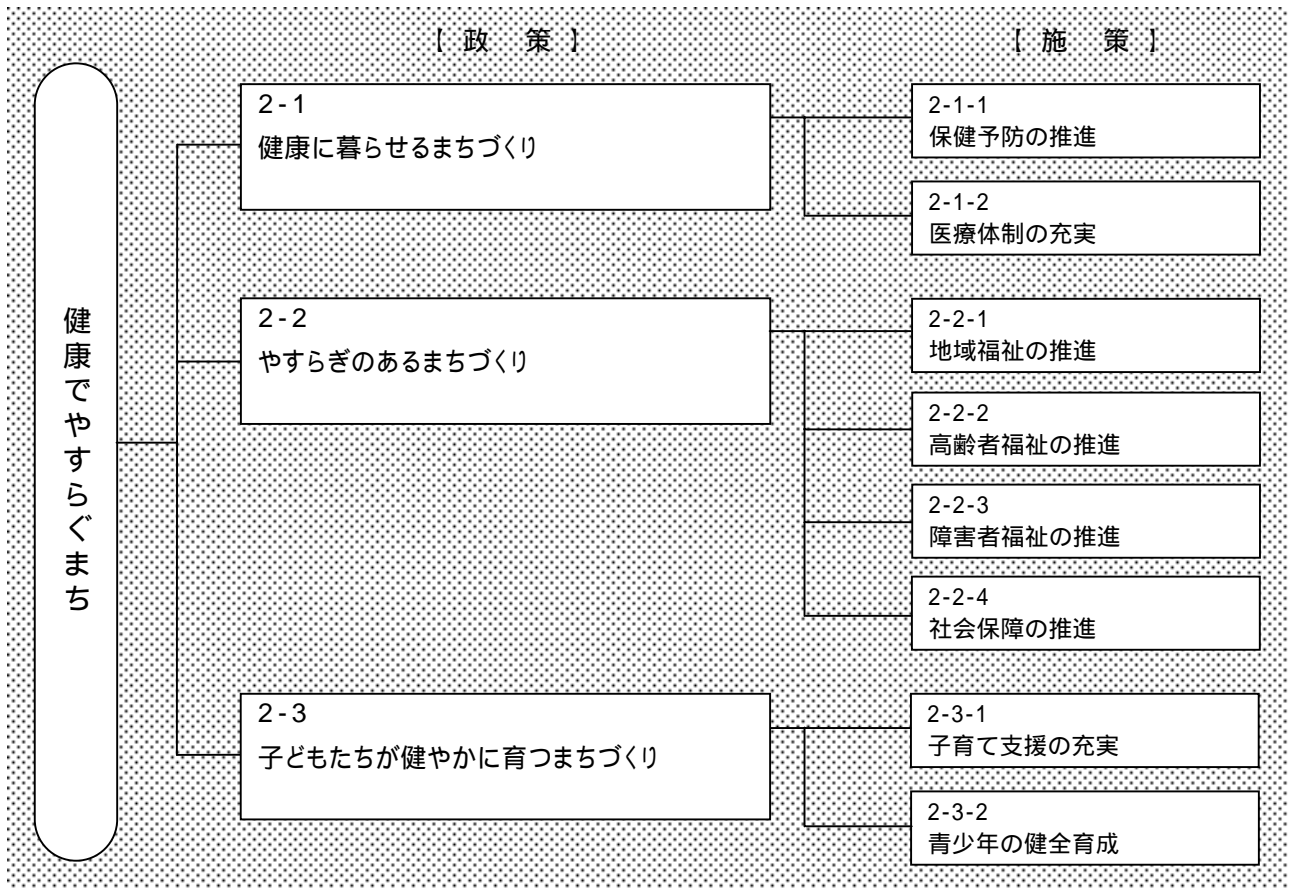
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
消費者講座等の参加人数	3,300人 (H17-19平均)	3,700人
消費生活相談の解決率	99.4% (H17-19平均)	99.6%
不合格計量器の出現率	2.0% (H17-19平均)	1.4%

(市民実感度調査項目)

「安全に消費生活を送れる環境が整っている」と思う市民の割合

健康でやすらぐまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 2 - 1 健康に暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、安心して医療を受けることができ、健康に暮らせるまちをつくります。

政策 2 - 2 やすらぎのあるまちづくり

保健・医療・福祉の連携により、誰もが適切な支援やサービスを受けることができ、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちをつくります。

政策 2 - 3 子どもたちが健やかに育つまちづくり

子育て支援の充実や青少年の健全育成をすすめ、子どもたちが健やかに育つまちをつくります。

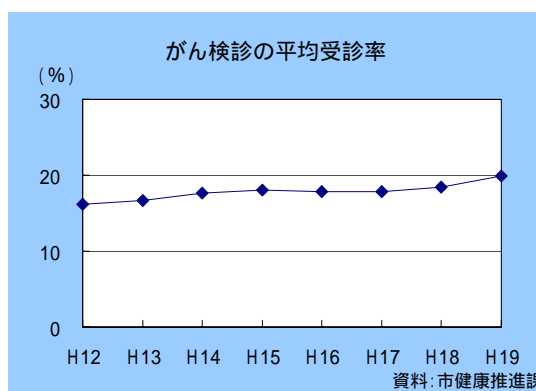
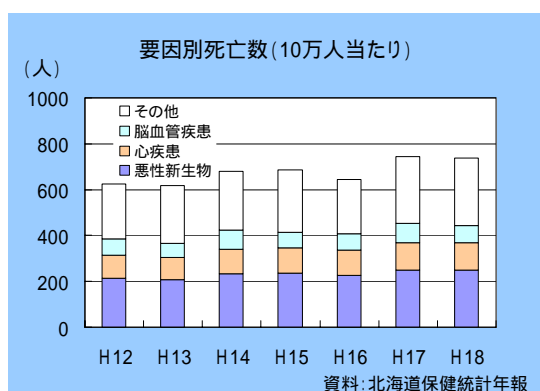
現状と課題

近年、食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因した疾病や、ストレスによるこころの病などが増加しており、生涯にわたる健康づくりへの取り組みが重要になっています。

本市の死亡原因は、全国と同様に、がん、心疾患、脳血管疾患が上位を占めています。平成 14 年には、「けんこう帯広 21」を策定し、生活習慣の改善や疾病予防など、健康づくりのための様々な取り組みをすすめています。また、平成 20 年度より、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群に対する保健指導を充実しています。

今後も、健康づくりへの意識啓発や各種検診、健康相談などを行うとともに、市民の主体的な健康維持・増進の取り組みを支援する必要があります。

さらに、結核や麻しんなどの感染症予防のほか、新型インフルエンザなどの新たな感染症に対する的確な対応が必要になっています。



施策の目標

健康づくりに対する市民の意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 健康づくりの推進

- 市民の健康づくりに関する知識の普及・啓発をはかるほか、各種検診の機会の提供や受診率の向上をはかります。
- 生活習慣病やこころの健康に関する相談活動をはじめ、生活習慣病予防のための保健指導や食生活の改善、運動習慣の普及・啓発をはかります。
- 障害のある人の心身の健康づくりのため、健康増進や機能回復をすすめます。

(2) 感染症予防対策の推進

- ・ 結核や麻しん、インフルエンザなどの感染症予防のため、感染予防知識の普及や情報提供を行うとともに、予防接種を促進します。
- ・ 関係機関との連携をはかり、新型インフルエンザなどの新たな感染症対策に取り組みます。

(3) 保健活動の推進

- ・ 難病患者の社会参加の促進や交流活動などを行う関係団体を支援します。
- ・ 市民による献血や献眼、臓器提供を促進するため、普及・啓発などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
がん検診の平均受診率	19.9%(H19)	29.0%
麻しんの予防接種率	89.2%(H19)	95.0%

(市民実感度調査項目)

「健康相談や各種検診の機会があり、自ら健康づくりに取り組める環境が整っている」と思う市民の割合

政策 2 - 1	健康に暮らせるまちづくり
施策 2 - 1 - 2	医療体制の充実

現状と課題

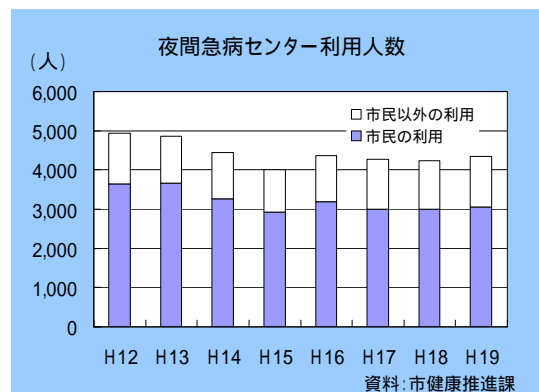
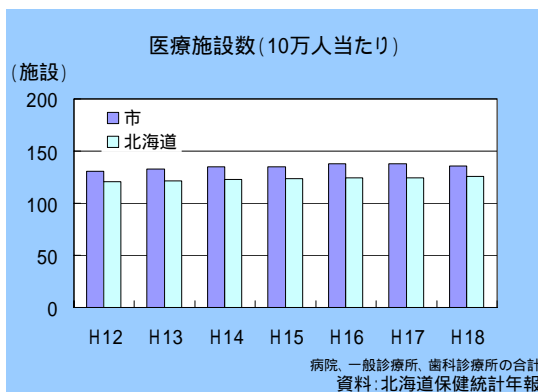
高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化などに伴い、医療需要の増加、専門化・高度化がすすんでいます。

本市の10万人当たりの医療施設数は、病院はほぼ全道平均であり、一般診療所と歯科診療所は平均を上回っています。

また、救急医療については、在宅当番医と夜間急病センターによる初期救急、病院による二次救急、救命救急センターによる三次救急の体制が整備されています。

地域医療体制や救急医療体制を維持していく上で、医師や医療スタッフの不足、診療科目の偏在、二次救急の患者数の増加などへの対応が課題になっています。

今後も、市民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や関係機関との連携・協力により、医療体制の充実をはかる必要があります。



施策の目標

医療機関や関係機関との連携により、地域医療体制や救急医療体制の充実をはかり、安心して医療を受けられる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域医療体制の充実

- ・ 医療機関や関係機関との連携をはかりながら、周産期医療体制の支援など、安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。
- ・ 医師会をはじめ関係機関と連携し、医師や医療スタッフの不足、診療科の偏在などへの対応を国や北海道に要請します。
- ・ 看護師等の養成機関を支援し、医療に従事する人材の養成を促進します。

(2) 救急医療体制の充実

- ・ 医療機関や関係機関との連携により、初期救急、二次救急、三次救急の役割分担に基づき、救急医療体制の安定的な確保をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
看護師養成学校卒業生の市内就職率	56.0%(H19)	56.7%
初期救急医療の対応可能日数	365日(H20)	365日

(市民実感度調査項目)

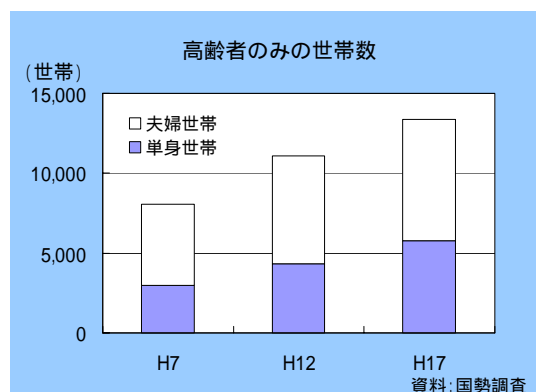
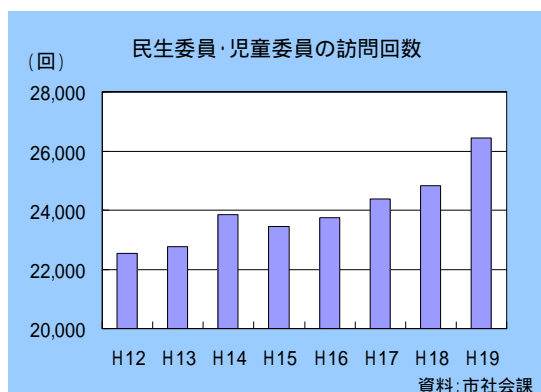
「ケガや病気のとくに安心して医療を受けられる」と思う市民の割合

現状と課題

高齢化や核家族化、都市化などの進行に伴い、誰もが住みなれた地域で、安心して生活できるよう、高齢者世帯などを地域で支える地域福祉づくりの必要性が高まっています。

本市は、町内会などと連携し、地域福祉活動やボランティア活動の支援などに取り組んでいます。

今後も、多様化する市民ニーズに対応し、行政と地域住民が連携しながら、地域福祉活動などを促進する必要があります。



施策の目標

市民・福祉団体・ボランティア団体などと行政の協働により、ともに支え合う地域福祉の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 地域福祉活動の充実

- ・ 地域福祉を推進する福祉団体などの活動を支援します。
- ・ 民生委員・児童委員の適正配置により、地域における相談活動をすすめます。
- ・ 地域住民のふれあいや交流の場の提供などを通して、支え合う地域福祉活動を促進します。

(2) ボランティア活動の促進

- ・ 市民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるとともに、ボランティア団体などの育成や活動支援を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
地域交流サロンの参加者数	9,318人(H19)	16,200人
ボランティアセンター登録者数	3,435人平均 (H17-19平均)	3,700人

(市民実感度調査項目)

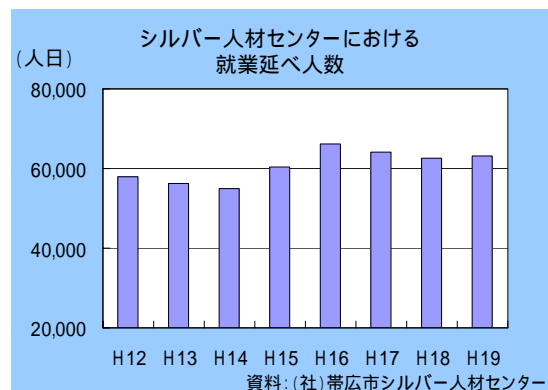
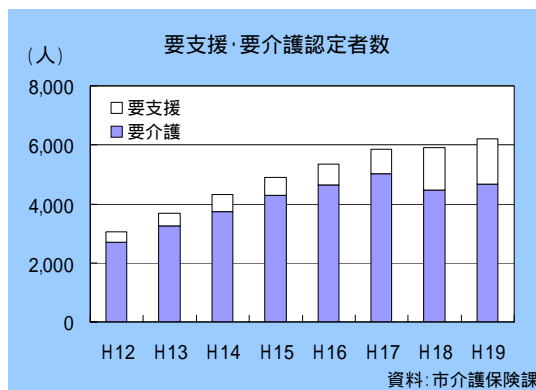
「ボランティア活動や地域の支え合いが活発に行われている」と思う市民の割合

現状と課題

高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が増加しており、高齢者を地域社会全体で支えることが重要になっています。

本市は、高齢者の生きがいづくりをはじめ、在宅サービスや施設サービスの充実に取り組んでいます。

今後も、高齢者が社会参加を通して、生きがいを持って生活できる環境づくりや介護予防の推進、在宅サービスの充実など、住みなれた家庭や地域で安心して暮らすことができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

高齢者を地域で支える仕組みづくりとともに、福祉サービスの充実をはかり、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 高齢者の生きがいづくり

- ・ 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、社会活動の促進や交流機会の提供をはかります。
- ・ 高齢者の就業機会の確保をはかり、社会参加を促進します。

(2) 介護予防の推進

- ・ 高齢者ができる限り介護を必要としない状態で生活できるよう、介護予防知識の普及・啓発をはかるとともに、健康づくりや介護予防事業を推進します。

(3) 在宅サービスの充実

- ・ 介護や支援が必要な高齢者が地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスを充実します。
- ・ 高齢者やその家族が抱える様々な問題に対応するため、福祉サービスに関する相談体制を充実し、総合的な支援を行います。
- ・ 介護者の心身の負担を軽減するため、介護家族の交流の場などを提供します。

(4) 施設サービスの充実

- ・ 在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、民間事業者との連携により、各種施設の整備を促進します。

(5) 地域で支える仕組みづくり

- ・ 民生委員やボランティアなどとの連携により、ひとり暮らしの高齢者を地域で見守る体制を充実します。
- ・ 高齢者の虐待防止のため、関係機関、民間団体などと連携し、情報収集や啓発活動などをすすめます。
- ・ 高齢者の認知症に関する知識の普及・啓発をはかるとともに、地域で暮らす認知症の人や家族を支える環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
要介護認定者に対する介護サービス利用者の割合	76.24%(H19)	77.24%
地域包括支援センター等の相談件数	5,320件(H19)	10,000件
認知症サポーター数	873人(H20)	18,670人
介護予防事業参加により評価が向上・維持できた割合	92.3%(H19)	95.0%

(市民実感度調査項目)

「高齢者が地域で生き生きと暮らせる環境が整っている」と思う市民の割合

政策 2 - 2	やすらぎのあるまちづくり
施策 2 - 2 - 3	障害者福祉の推進

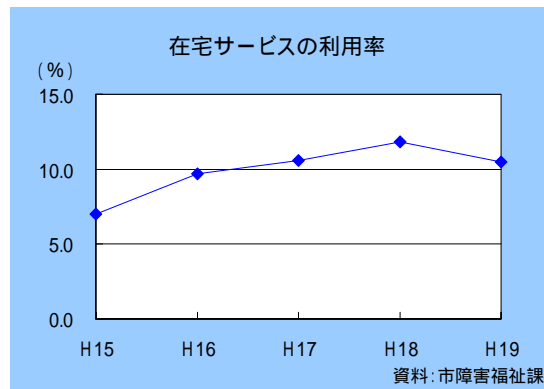
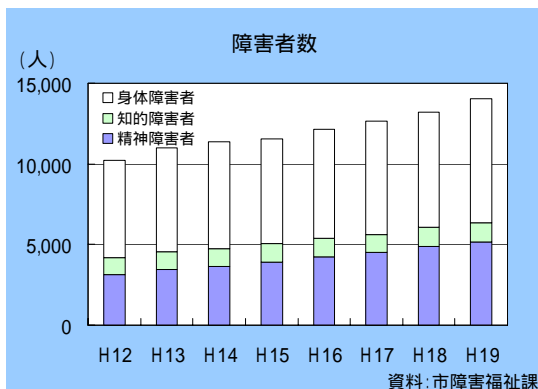
現状と課題

高齢化の進行に伴う疾病や交通事故などにより、障害のある人が増加傾向にあり、障害の重度化・重複化もすすんでいます。

平成 18 年「障害者自立支援法」の施行により、障害のある人の、施設入所から地域生活への移行を促進する取り組みがすすめられています。

本市では、障害者計画を策定し、ノーマライゼーション理念の定着や障害福祉サービスの充実などに取り組んできています。

帯広・十勝では、精神障害のある人を地域で支える取り組みが先進的にすすめられており、今後も、様々な障害のある人を地域で支える仕組みづくりに取り組み、安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりをすすめる必要があります。



施策の目標

障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受けることができ、地域社会の一員として、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 障害者理解の促進

- ・ 障害や障害のある人についての正しい理解を深めるため、市民の意識啓発や交流機会を拡大し、ノーマライゼーション理念の定着をはかります。

(2) 日常生活支援の充実

- ・ 障害のある人が、安心して地域生活を送れるよう、障害者福祉サービスを充実するとともに、個々の障害に応じた福祉サービスの情報提供や相談体制を充実します。

(3) 自立した地域生活への支援の充実

- ・ 障害のある人が自立した地域生活を送るため、居住環境の整備を促進します。
- ・ 文化やスポーツ活動への支援を通じて、障害のある人の社会参加を促進するほか、意欲や能力に応じて働けるよう、就労支援を充実します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
障害者社会参加促進事業の参加者数	398人(H19)	413人
在宅サービスの利用率	10.5%(H19)	30.0%
総合相談窓口の相談件数	1,097件(H19)	1,431件
障害者雇用率を達成した企業の割合	43.8%(H19)	50.0%
グループホーム・ケアホームの定員数	211人(H19)	277人

(市民実感度調査項目)

「障害のある人が地域で生き生きと暮らせる環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

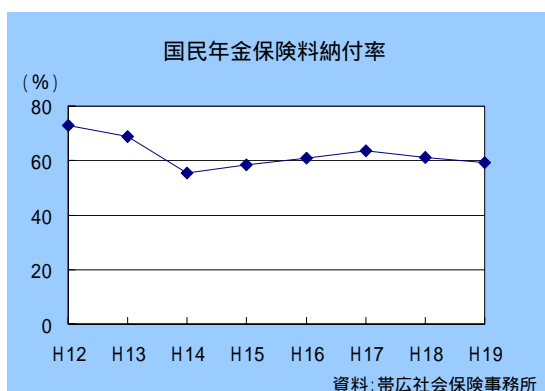
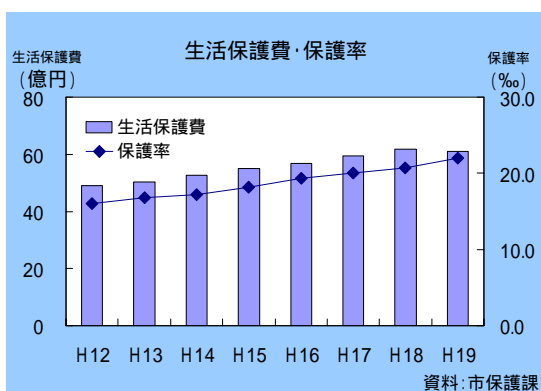
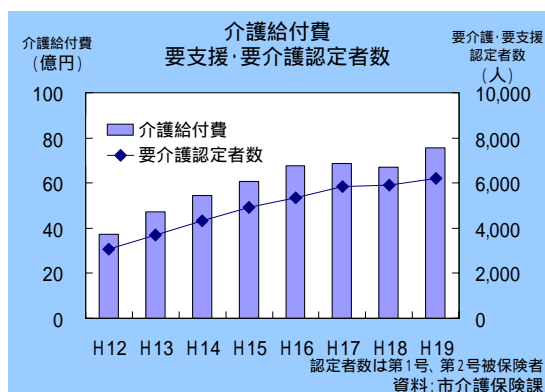
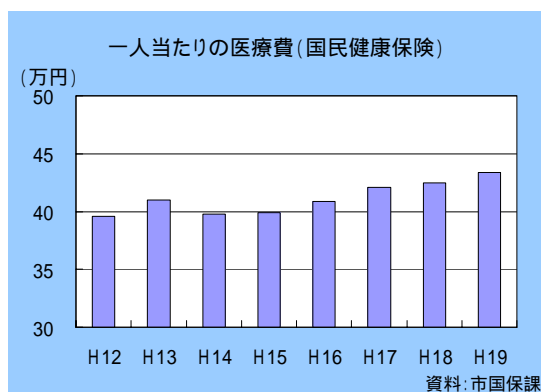
国民健康保険、介護保険制度、生活保護制度などの社会保障制度は、市民が安心して暮らしていく上で、重要な役割を担っており、各制度の安定的な運営が大切になっています。

国民健康保険・後期高齢者医療制度は、高齢化の進行や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれることから、医療給付の適正化など、持続的な制度運営をはかる必要があります。

介護保険制度は、高齢化の進行により要介護認定者が増加傾向にあることから、介護予防事業の推進などによる財政の健全化をすすめ、持続的な制度運営をはかる必要があります。

生活保護制度は、被保護世帯が増加しており、適正な制度の運用と自立を促進する必要があります。

国民年金は、年金制度の周知による納付意識の向上などに努める必要があります。



施策の目標

市民が安心して生活できるよう、国民健康保険や介護保険制度などの安定的な運営に努めます。

主な施策の内容

(1) 国民健康保険等の健全な運営

- ・ 国民健康保険の収納率の向上や医療費適正化に取り組み、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。
- ・ 特定健康診査や特定保健指導などの保健事業を推進し、医療給付費の抑制をはかりま
- す。
- ・ 医療保険制度の一本化による安定的で持続可能な医療保険制度の構築や現行制度の財政措置の拡充などについて、国に要請します。
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度の周知と適切な運用に努めます。

(2) 介護保険制度の健全な運営

- ・ 介護認定者が適切に介護サービスを受けられるよう、制度の周知・運営に努めます。
- ・ 保険料の口座振替の勧奨、納付相談及び訪問徴収などにより、保険料収納率の向上に取り組むとともに、介護予防事業の推進により、財政の健全化と被保険者の負担軽減に努めます。

(3) 生活保護制度の適正な運用

- ・ 民生委員や関係機関と連携し、要保護者の早期把握に努めるとともに、生活相談などにより安定した生活の確保と自立を促進します。
- ・ 公共職業安定所と連携した就労支援を通して、要保護者の実態に応じて経済的自立を支援します。

(4) 国民年金の啓発

- ・ 市民が適正に年金を受給できるよう、制度の周知に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
医療費の地域差指数(全国平均=1.000)	1.066(H18)	1.050
第1号被保険者に占める要介護1以上の認定者の割合	12.75%(H19)	12.65%
稼働可能な被保護者に対する就労者の占める割合	47.1%(H19)	67.9%
年金相談の満足度(満点=5.00)	4.60 (H17-19平均)	4.70

(市民実感度調査項目)

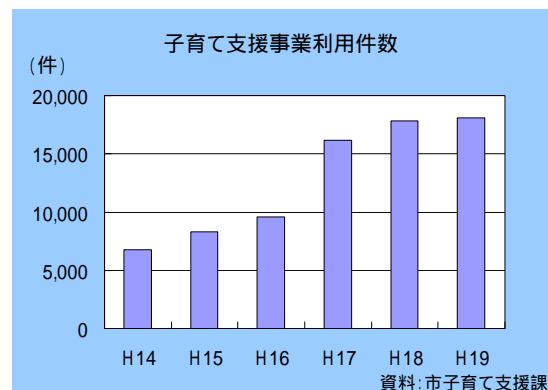
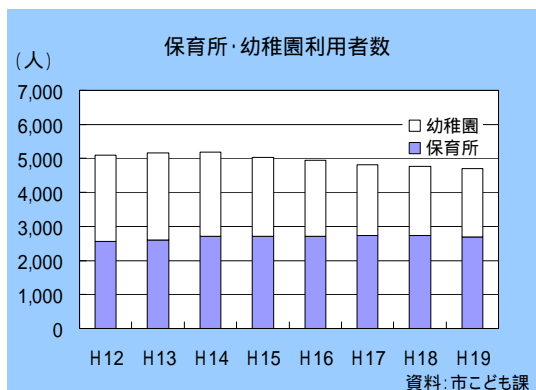
「社会保障制度の周知や適切な運用が行われている」と思う市民の割合

現状と課題

核家族化の進行や女性の社会参画の進展などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを地域で支える取り組みや仕事と子育てを両立できる環境の整備が求められています。

本市は、母子保健活動の充実をはじめ、保育サービスの充実や子育て家庭への支援とともに、ひとり親家庭に対する相談体制の整備などをすすめてきています。

今後も、安心して子どもを生き育てられる環境づくりのため、保育サービスの提供や幼稚園教育の促進、家庭の状況に応じた子育て支援などをすすめていく必要があります。



施策の目標

多様なニーズに応じた子育て支援の充実をはかるとともに、地域で子育てを支える環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) おやこの健康支援

- ・ 妊産婦と乳幼児の健康診査や出産・育児に関する相談事業の実施など、母子保健の充実をはかります。

(2) 保育サービスの充実

- ・ 公立保育所の再編等や児童保育センターの整備をすすめます。
- ・ 休日保育や一時保育、延長保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスの充実をはかります。

(3) 幼稚園教育の促進

- ・ 保護者の経済的負担の軽減をはかり、幼稚園への就園を奨励します。
- ・ 特色ある幼稚園教育の支援や幼稚園と保育所の連携をすすめます。

(4) 地域での子育て支援の充実

- ・ 育児不安の軽減のため、子育て支援センターや保育所において、育児相談や情報交換などを行います。
- ・ ボランティアによる子育て支援や家庭教育学級の開催などに取り組み、地域で子育てを支える体制づくりを促進します。
- ・ 関係機関と連携し、育児休業制度の普及促進や子育て応援事業所の普及・啓発などに取り組み、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進します。
- ・ 発達の遅れや障害の早期発見に努め、早期療育や発達支援を充実します。

(5) 子育て家庭への支援

- ・ 児童手当の支給や医療費の支援など、子育て家庭の経済的負担の軽減をはかります。
- ・ ひとり親家庭等の自立に向けた支援や相談体制を充実します。
- ・ 関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と予防に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
乳幼児健康診査の受診率	91.5%(H19)	95.0%
3歳児のむし歯保有率	27.6%(H19)	20.0%
保育所・幼稚園の利用率	54.9%(H20)	57.5%
子育て支援センター等の利用回数	10.2回(H19)	12.0回
子育てメール通信の利用率	23.8%(H20)	60.0%
母子家庭等自立支援制度利用者の就労率	67.3% (H18-20平均)	72.0%

(市民実感度調査項目)

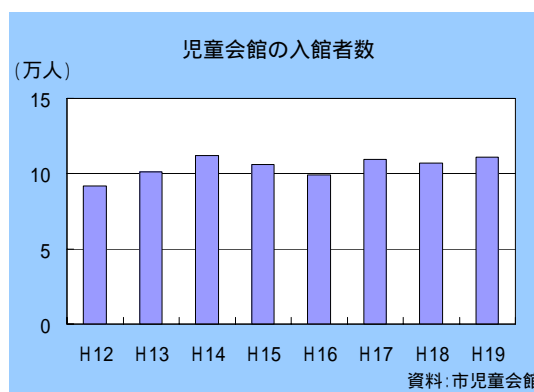
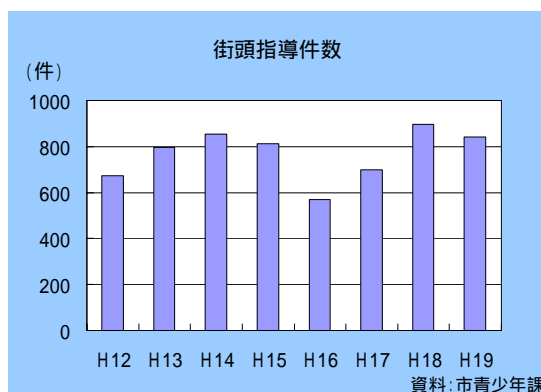
「安心して子育てができる環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

次代を担う青少年が、自立した社会生活を送るためには、様々な交流や体験を通して、知識や経験、社会性を育み、社会の一員としての自覚と責任を養っていくことが必要です。

本市は、家庭教育学級の開設や意識啓発、宿泊研修などの体験活動、問題行動の未然防止の取り組みなどをすすめてきています。

今後も、家庭・地域・学校や関係機関などが連携し、世代間交流や体験活動を通して社会性の育成や非行の未然防止など、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組む必要があります。



施策の目標

家庭・地域・学校などとの協働により、青少年を健全に育む環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 青少年を育む環境の整備

- ・ 家庭・地域・学校などと連携し、地域で青少年を育てる意識啓発や環境整備をすすめます。
- ・ 異なる学年や世代間の交流などを通して、青少年が多様な人と接する機会を提供します。
- ・ 青少年の問題行動などの早期発見・指導に取り組み、非行を未然に防止します。

(2) 体験活動の促進

- ・ 青少年育成団体との連携のもと、青少年の体験活動をすすめます。

(3) 体験活動施設の整備・利活用

- ・ 体験活動施設を活用し、青少年の科学教育や自然学習、体験活動機会を充実します。
- ・ 児童会館の改築に向けた検討をすすめるとともに、耐震化などの施設整備を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

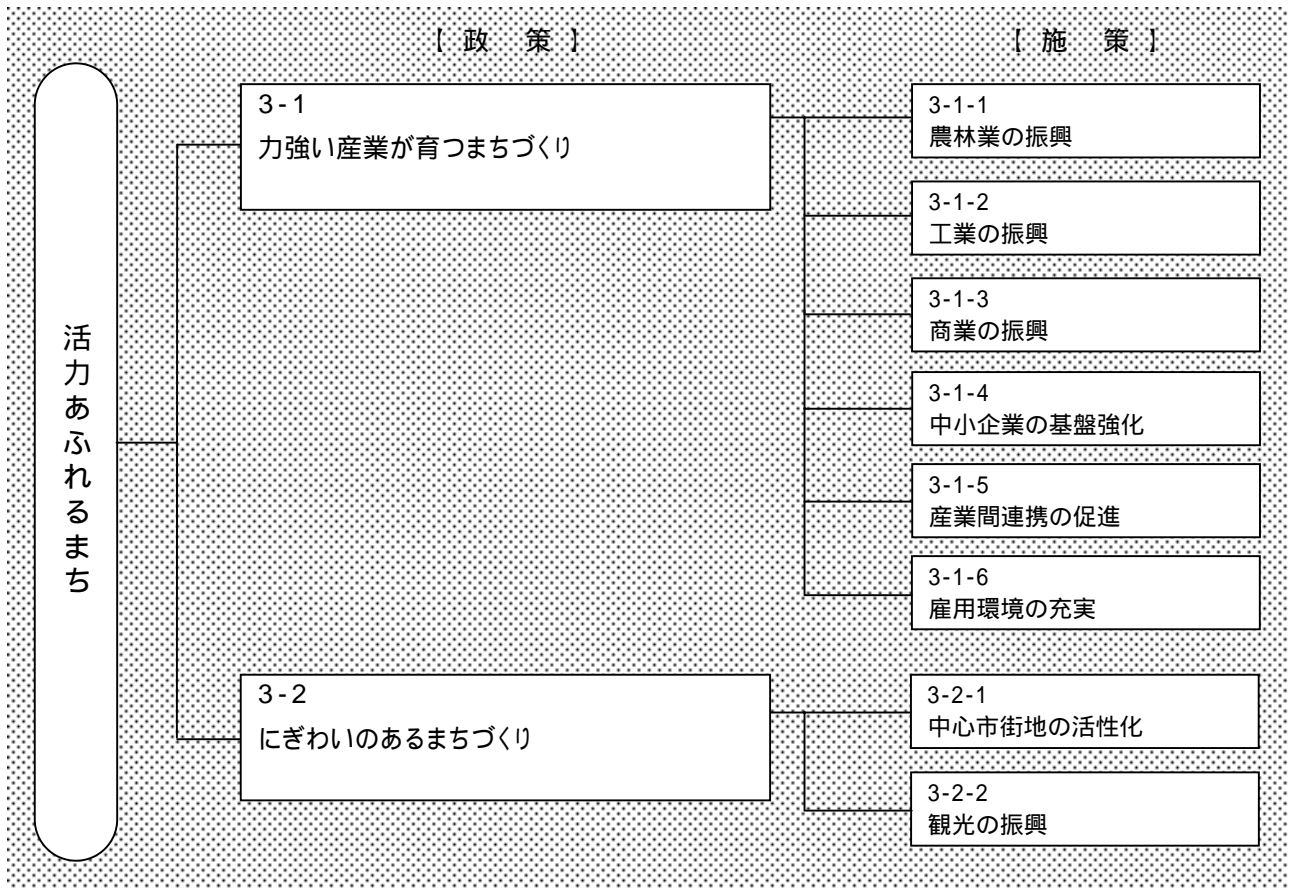
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
子どもの居場所づくり参加児童数	7,575人(H19)	31,100人
巡回指導による被指導者数	37人 (H17-19平均)	29人
青少年リーダー養成事業参加者数	208人(H19)	260人
児童会館の入館者数	109,312人 (H17-19平均)	120,000人

(市民実感度調査項目)

「青少年が健全に育つ環境が整っている」と思う市民の割合

活力あふれるまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 3 - 1 力強い産業が育つまちづくり

農林業・商工業を振興し、中小企業が生き生きと活動する、活力のあるまちをつくり
ます。

政策 3 - 2 にぎわいのあるまちづくり

中心市街地の活性化や地域の特色を活かした観光振興により、多くの人を訪れ、にぎ
わいのあるまちをつくります。

政策3 - 1	力強い産業が育つまちづくり
施策3 - 1 - 1	農林業の振興

現状と課題

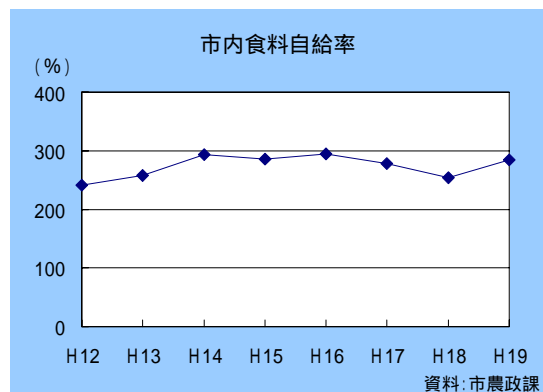
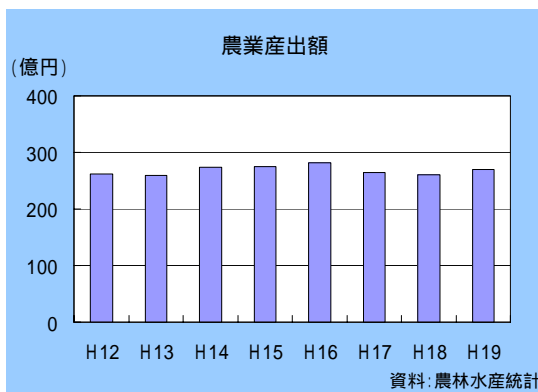
農業を取り巻く環境は、輸入農産物との価格競争をはじめ、水田・畑作経営所得安定対策の導入などの制度改革により、大きく変化してきています。

大規模経営が主体の帯広・十勝では、今後、より一層競争力を高めるため、収益性の高い農業への取り組みの推進や経営力の強化、担い手の育成をはかる必要があります。

また、食の安全・安心への関心が高まっていることから、安全な農畜産物の生産はもとより、農薬や化学肥料を低減した環境保全型農業への取り組みをすすめることが必要です。さらに、農畜産物の高付加価値化や消費者との交流を通じた消費拡大が必要になっています。

農村集落は、営農活動を支える地域コミュニティの場として、快適で魅力ある生活環境づくりをすすめる必要があります。

林業は、地球環境問題の観点から、森林の持つ二酸化炭素吸収などの多面的機能が評価されており、森林の適切な管理・保全や林業の活性化に取り組む必要があります。



施策の目標

安全で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上をはかるとともに、農業・農村の持つ多面的な機能の活用を促進するなど、環境と調和する農林業の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 環境と調和した農業生産の推進

- ・ 環境との調和に配慮し、安全で良質な農畜産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の低減をすすめます。
- ・ バイオマス資源の有効活用により、環境保全型農業を推進します。
- ・ 農業の生産性、収益性の向上をはかるため、計画的に生産基盤の整備をすすめます。
- ・ 農業技術センターを核に、関係機関と連携した生産技術向上などの支援体制の充実を

はかります。

- ・ 酪農・畜産分野における経営体質の強化や環境対策を支援するとともに、飼料自給率の向上や家畜衛生対策などを促進します。

(2) たくましい担い手の育成

- ・ 法人化を促進するとともに、経営能力の向上を支援するなど、地域農業を支える担い手の育成・確保をすすめます。
- ・ 農地の保全や有効利用などを促進します。

(3) 加工・販売と地産地消の促進

- ・ 地場農畜産物の加工・販売の促進や地域ブランドづくりをすすめます。
- ・ 地域グループなどが行う農畜産物の加工・販売や高付加価値化の取り組みを支援します。
- ・ 生産者と消費者の交流を通して農業・農村への理解を促進し、地場農畜産物の消費拡大など地産地消をすすめます。

(4) 食育の推進

- ・ 市民が健康で豊かな生活を実践するため、家庭、学校、地域などとの連携により食育を推進します。

(5) 魅力ある農村づくり

- ・ 農村地域におけるコミュニティの維持に取り組むとともに、快適な生活環境づくりをすすめます。
- ・ 農村地域における豊かな自然や美しい景観を活かし、優良田園住宅制度の活用などにより、定住を促進します。

(6) 豊かな森林の育成

- ・ 森林を適切に管理・保全するため、造林や間伐などをすすめます。
- ・ 林業の活性化のため、関係団体と連携し、担い手の確保や木材の利活用を促進します。
- ・ 農地の保護や農村景観の形成のため、耕地防風林の保全をすすめます。

(7) ばんえいの振興

- ・ 世界で唯一の貴重な文化遺産として、ばんえい競馬の振興に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値 (基準年)	目標値 (H31)
市内食料自給率	285% (H19)	335%
農業産出額	269.9 億円 (H19)	280.0 億円
環境に配慮した農業を実践する農家数	147 戸 (H19)	200 戸
農業体験・学習参加した市民の数	2,893 人 (H19)	3,500 人
耕地防風林苗木植栽数	5,660 本 (H19)	7,000 本

(市民実感度調査項目)

「安全で良質な農畜産物が生産され、活力ある農業が展開されている」と思う市民の割合

政策 3 - 1	力強い産業が育つまちづくり
施策 3 - 1 - 2	工業の振興

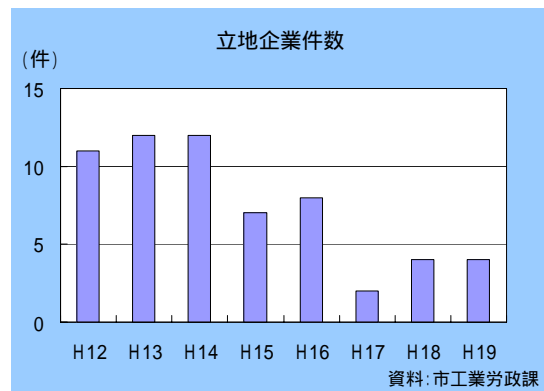
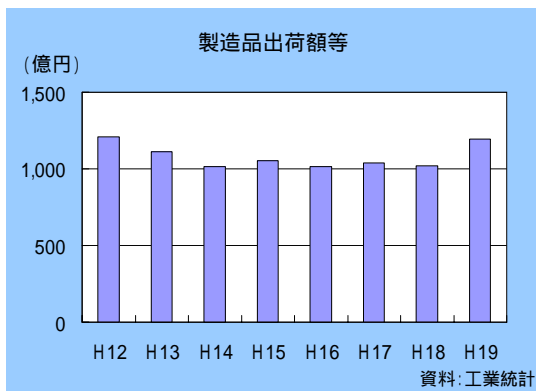
現状と課題

地域経済の発展のためには、付加価値を創出するものづくり産業の振興をはかることが重要です。

本市は、食品加工や木材加工などの地域資源型の製造業のほか、金属製品、機械器具などの加工組立型の製造業が展開されています。

地域産業の振興や中小企業の活性化のためには、地域資源を活かした新技術・新製品の開発や、販路拡大、ブランド化などを支援していく必要があります。

さらに、新たな雇用創出や地域産業の活性化をはかるため、地域特性を活かした企業立地を促進する必要があります。



施策の目標

地域資源や地域特性を活かし、新技術・新製品の開発や企業立地を促進するなど、工業の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 地場工業の振興

- ・ (財)十勝圏振興機構などの関係機関との連携により、新技術・新製品の開発や技術力の向上、技術者の養成などをすすめ、地域資源や地域特性を活かしたものづくり産業を総合的に支援します。
- ・ 国際農業機械展の開催や新たな販路開拓などによる市場の拡大を促進します。
- ・ 地域の強みを活かしたブランド化を促進するなど、付加価値向上の取り組みをすすめます。
- ・ 企業訪問や情報交換などを通して、企業の技術的課題解決などのニーズに対応します。

(2) 企業立地の促進

- ・ 企業が立地しやすい環境づくりをすすめるとともに、国などの支援制度を利用し、地域資源を活用する産業などの立地を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
製造品出荷額等	1,192億円(H19)	1,304億円
新たな事業化・商品化率	61.5%(H19)	67.4%
立地企業件数		33件
技術指導相談件数	363件(H19)	503件

(市民実感度調査項目)

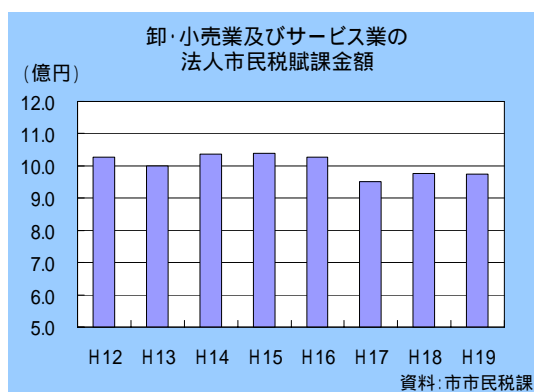
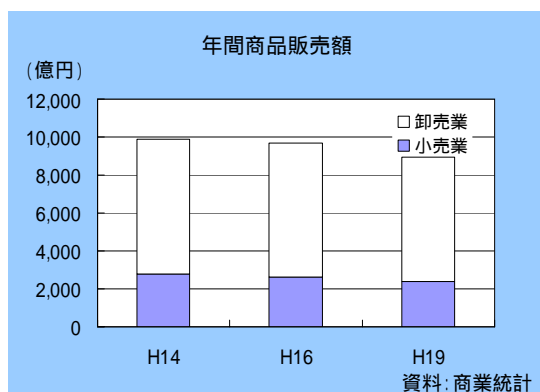
「製造業など、ものづくりが活発に行われている」と思う市民の割合

現状と課題

商業を取り巻く環境は、景気の悪化に伴う消費低迷などにより、厳しい状況にあります。

本市は、車社会の進展や郊外への住宅地の拡大、周辺町への商業施設の立地などの影響を受け、卸・小売業の商品販売額は減少傾向にあります。商店街においては、経済団体などとの連携をはかりながら、環境整備や商店の経営基盤の強化、中心市街地の活性化などに取り組んできています。

今後、個性を活かした商店街づくりや商店街相互の連携による催事事業の実施などに取り組み、商店街の振興をはかる必要があります。



施策の目標

商店街の魅力づくりや活性化への取り組みなどを支援し、商業の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 商業の活性化

- 各種団体による商業の活性化の取り組みを支援するなど、商業の振興をはかります。

(2) 商店街の活性化

- 魅力ある商店街づくりのため、商店街と行政が連携し、商店街の環境整備や活性化などに取り組めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
卸・小売業及びサービス業の1法人当たりの法人市民税賦課金額	323千円(H19)	323千円
商店街の空店舗率	10.39%(H20)	10.39%

(市民実感度調査項目)

「商店や商店街に活気がある」と思う市民の割合

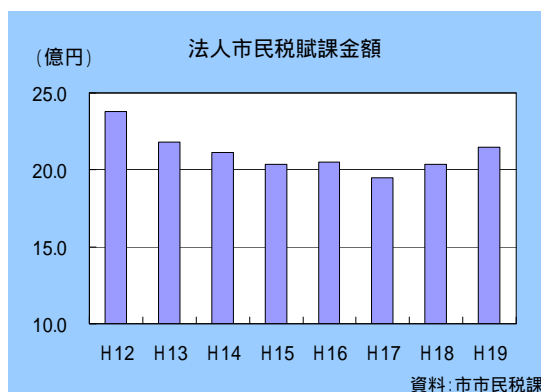
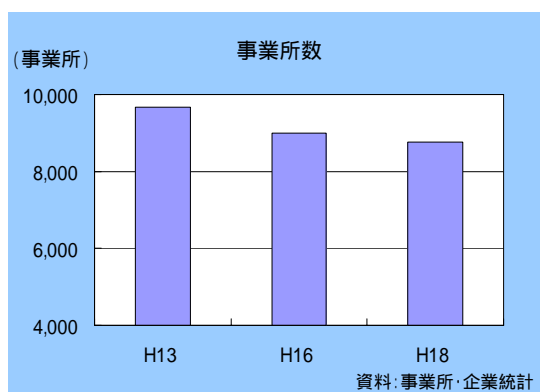
現状と課題

中小企業は、産業振興や雇用の確保など、帯広・十勝の経済の活性化に重要な役割を果たしています。

地域の中小企業を取り巻く経営環境は、経済のグローバル化に伴う競争の激化や景気の低迷、消費者ニーズの多様化などにより、厳しい状況にあります。

本市は、平成19年に「帯広市中小企業振興基本条例」を制定するとともに、平成20年にはこれに基づく産業振興ビジョンを策定し、中小企業の振興に取り組んできています。

今後、創業・起業の支援や中小企業の基盤強化に取り組むなど、中小企業に対して総合的に支援する必要があります。



施策の目標

経営基盤の強化や人材育成の支援などを通して、中小企業の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 経営基盤の強化

- 関係団体と連携した相談体制の充実や円滑な資金供給の支援など、中小企業の経営基盤の強化を促進します。

(2) 人材の育成

- 人材育成情報の一元化をはかるとともに、関係団体と連携のもと、効果的に人材の育成に取り組みます。
- 関係機関などとの連携により、就学期から職業理解を促進するため、職業体験制度の充実に取り組むほか、新規学卒者などの人材確保を支援します。

(3) 中小企業団体の育成

- ・ 中小企業の経営基盤強化の取り組みを促進します。
- ・ 中小企業の組織化などを支援します。

(4) 創業・起業の支援

- ・ 相談体制の構築や資金面での支援など、創業や起業を幅広く支援する体制を整備します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
1 法人当たりの法人市民税の賦課金額	417 千円(H19)	417 千円

(市民実感度調査項目)

「中小企業が活発に事業を行っている」と思う市民の割合

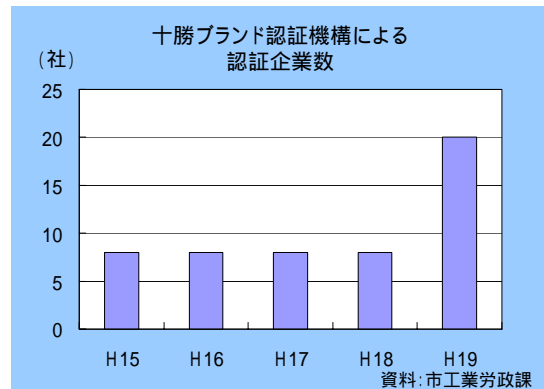
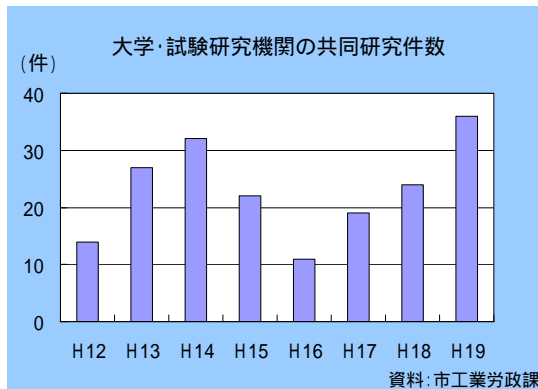
政策3 - 1	力強い産業が育つまちづくり
施策3 - 1 - 5	産業間連携の促進

現状と課題

帯広・十勝は、農業を基幹産業に食品加工、農業機械製造などの関連産業のほか、商業・サービス業などが集積し、産業間が結びつきながら発展してきています。

地域には、帯広畜産大学をはじめ、道立食品加工技術センターや農畜産関連の公的試験研究機関、十勝産業振興センターが立地し、(財)十勝圏振興機構を中心にこれらの研究機関と企業ニーズを結びつけ、産業クラスターの形成や産業間連携などに取り組んでいます。

今後も、農商工等の産業間連携や産学官連携により、豊富な農畜産物などの地域資源を活用し、付加価値向上や新技術・新製品開発の促進などを通して、食品加工やブランド化をすすめる、地域産業の一層の振興をはかる必要があります。



施策の目標

産学官連携や農商工等の連携を促進し、地域産業の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 農商工連携の促進

- ・ 農業、商業、工業の連携により、農畜産物の付加価値向上などをすすめる、地域産業の振興に取り組みます。

(2) 産学官連携の促進

- ・ 企業ニーズを踏まえ、産学官連携により大学や試験研究機関の知的資源の有効活用をはかります。
- ・ 大学や試験研究機関の研究成果を幅広く活用し、産業化に結びつけるため、国の支援制度の導入促進などに取り組めます。
- ・ 地域における産学官連携の取り組みを強化するため、リサーチ&ビジネスパーク構想を

推進します。

(3) 試験研究機関の整備促進

- ・ 試験研究機関の研究成果を活用した地域産業の振興をはかるため、公的試験研究機関の整備・拡充を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
食料品製造業の付加価値生産性()	10,024 千円(H19)	10,024 千円
大学・試験研究機関の共同研究件数	36 件(H19)	44 件
十勝ブランド認証機構による認証企業数	21 社(H19)	33 社

食料品製造業の付加価値額 ÷ 従業者数

(市民実感度調査項目)

「大学や企業が連携し、新たな製品開発が行われている」と思う市民の割合

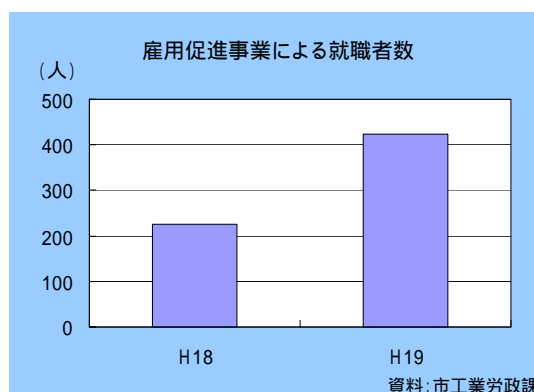
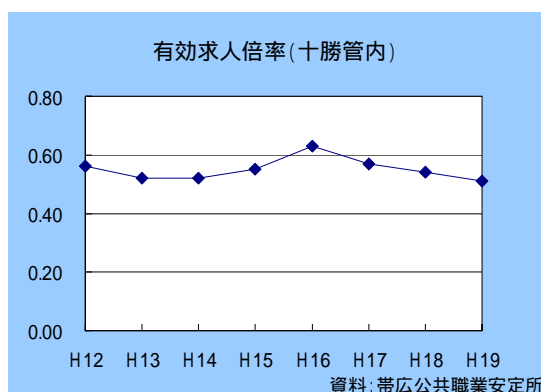
現状と課題

地域の雇用は、景気の低迷に伴う企業の経営環境の悪化などにより、厳しい状況にあります。

本市は、認定職業訓練への助成や就業機会の拡大、雇用対策事業などに取り組むとともに、労働相談などの勤労者福祉の充実に取り組んでいます。

今後も、起業化・事業化の促進や関係機関との連携などにより、新たな雇用の創出や就業機会の拡大をはかるとともに、技術革新などに対応できる職業能力の開発、企業の人材確保をすすめていく必要があります。

また、誰もが意欲と能力に応じて働くことができる職場環境づくりなど、労働環境の整備に取り組む必要もあります。



施策の目標

雇用の拡大や人材の育成・確保に努めるとともに、生き生きと働くことができる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 雇用の拡大と人材の確保

- ・ 関係機関や団体との連携による雇用の拡大や求職者の職業能力開発の促進に取り組めます。
- ・ 季節労働者の冬期間の仕事の確保など、通年雇用を促進するとともに、関係機関と連携し、高齢者の就業機会の拡大に取り組めます。
- ・ 企業の人材確保を支援するため、U・J・Iターンの促進に取り組めます。

(2) 勤労者福祉の向上

- ・ 勤労者が生き生きと働くことができる環境づくりをすすめるとともに、中小企業等の福利厚生事業の充実を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
有効求人倍率(十勝管内)	0.51(H19)	0.63
勤労者共済センター会員数	4,636人(H19)	4,700人
シルバー人材センター登録会員数	857人(H19)	880人

(市民実感度調査項目)

「意欲と能力に応じて、生き生きと働くことができる」と思う市民の割合

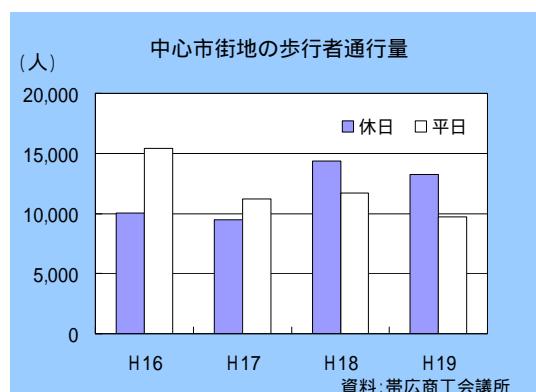
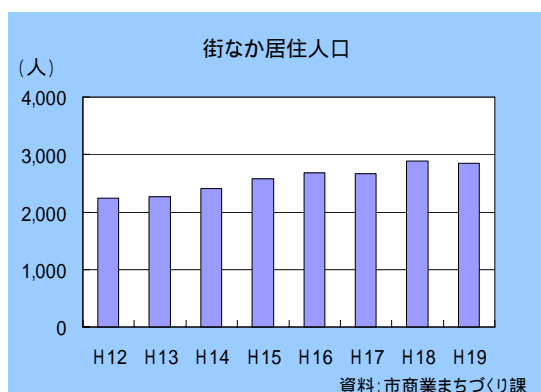
現状と課題

本市の中心市街地は、都市的機能の集積などにより拠点性を高め、帯広・十勝の顔として活性化をはかる必要があります。

これまで、鉄道高架事業と駅周辺土地区画整理事業により南北の一体的な都市空間を形成し、新図書館、市民ギャラリー、市民活動交流センターなどの公共施設、商業・業務、娯楽機能、居住機能などの集積や駅北地下駐車場などの交通結節点機能を整備してきました。

平成19年に、中心市街地活性化基本計画の認定を受け、関係団体などと連携し、定住人口の増加や中心市街地の魅力づくりに取り組んでいます。

今後も、基本計画の推進や各種イベントの開催、都市機能の集積促進などに取り組み、にぎわいのある中心市街地を形成していく必要があります。



施策の目標

都市機能の向上やにぎわいの創出などを通して、集客・交流をすすめ、まちの顔である中心市街地の活性化をはかります。

主な施策の内容

(1) 中心市街地の活性化

- ・ 市民や団体が一体となって取り組むイベントの開催、空き店舗の活用を促進するなど、大規模な集客やにぎわいを創出する取り組みを支援します。
- ・ 魅力ある居住環境の整備などにより、街なか居住を促進します。

(2) 公共施設の整備と利活用の促進

- ・ 公共施設の利活用や国の合同庁舎などの整備を促進し、中心市街地のにぎわいを創出します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
街なか居住人口	2,851人(H19)	3,668人
中心市街地の歩行者通行量	13,281人(H19)	28,000人

(市民実感度調査項目)

「中心市街地に、商業・サービス機能などが集まり、にぎわいがある」と思う市民の割合

政策3 - 2	にぎわいのあるまちづくり
施策3 - 2 - 2	観光の振興

現状と課題

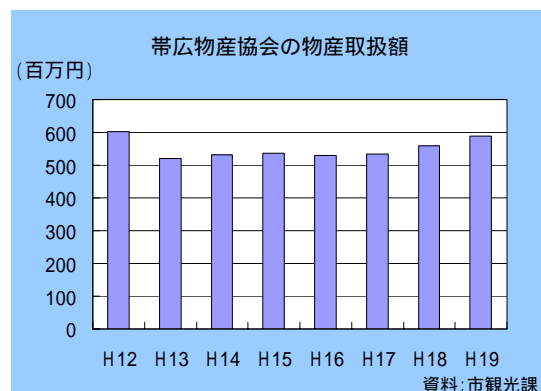
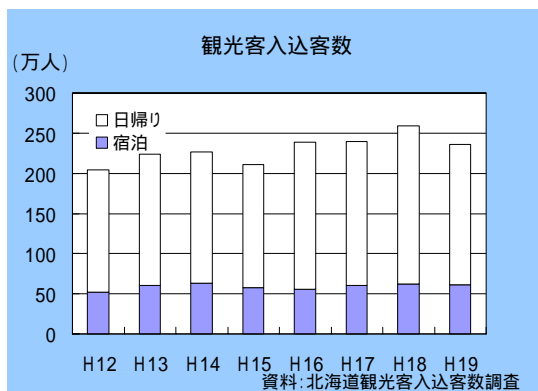
国は、観光立国の実現に向けて取り組んでおり、北海道や十勝においても、魅力ある資源を活用した観光振興をはかることが重要になっています。

本市は、雄大な自然や豊かな食文化をはじめ、ばんえい競馬、ポロシリ自然公園や愛国・幸福駅などの観光資源を有しています。

今後、観光情報の発信や観光サービスの充実などをはかり、通過型観光から体験・滞在型観光に転換していくことが重要です。

また、高速道路の整備により、広域交通ネットワークの形成がすすむことから、空港、鉄道などと連携し、東北海道の観光地などとの広域観光を推進する必要があります。

さらに、物産振興や観光関連産業の振興などにも取り組む必要があります。



施策の目標

魅力ある地域資源の活用をはじめ、広域的な連携の推進や情報発信などにより、観光の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 観光拠点の利活用促進

- ・ 地域の食や景観などを活かし、魅力ある観光拠点づくりをすすめるとともに、幅広く利活用を促進します。

(2) 観光イベント・コンベンションの充実

- ・ 市民、事業者との協働による魅力あるイベントの開催やまつりの実施など、集客力のある観光イベントを充実します。
- ・ 産業や文化・スポーツなど、多様なコンベンションの誘致に取り組みます。

(3) 魅力ある観光情報の発信

- ・ 観光情報を発信するため、国内外の観光関連事業者などへの情報提供や映画撮影の誘致をすすめます。
- ・ 東北海道や大雪地域などの観光地と連携し、広域観光ルートの形成をすすめます。
- ・ 帯広・十勝の豊かな自然や食文化などを活かし、体験・滞在型の観光を推進します。

(4) 物産振興と食観光・産業観光の推進

- ・ 物産展の開催など、関係機関と連携した物産振興をはかります。
- ・ 帯広・十勝の食や産業を活かした観光振興をはかります。

(5) 受入環境の充実

- ・ 分かりやすい案内表示や観光情報の提供をすすめるなど、観光客の受入体制の充実を通して観光客の満足度を高め、リピーターの確保をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

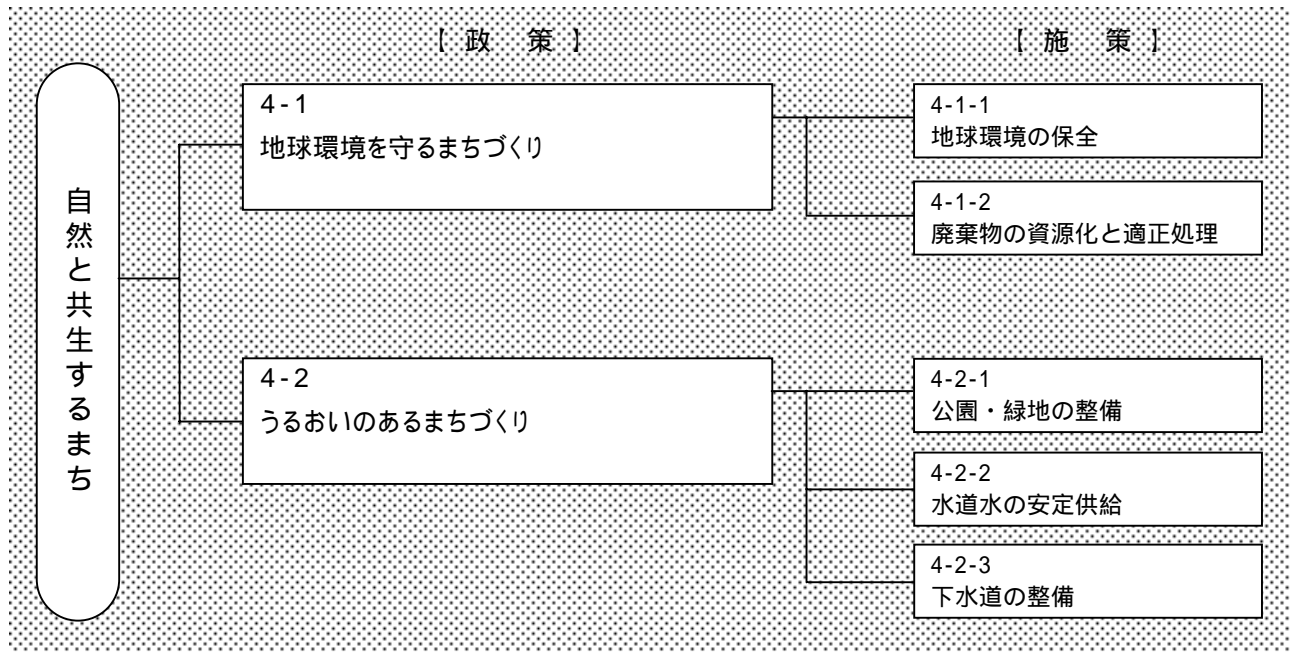
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
観光入込客数	236万人(H19)	272万人
宿泊客延べ数	83.7万人(H19)	95.2万人
帯広観光コンベンション協会のホームページアクセス件数	119千件(H19)	203千件
帯広物産協会の物産取扱額	588百万円(H19)	756百万円

(市民実感度調査項目)

「自然や特産物などの地域の魅力を活かした観光振興がはかられている」と思う市民の割合

自然と共生するまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策4 - 1 地球環境を守るまちづくり

地球環境を保全し、市民・事業者と行政の協働により、自然環境への負荷の少ないまちをつくります。

政策4 - 2 うるおいのあるまちづくり

安全でおいしい水と豊かな緑に恵まれた、やすらぎとうるおいのあるまちをつくりま
す。

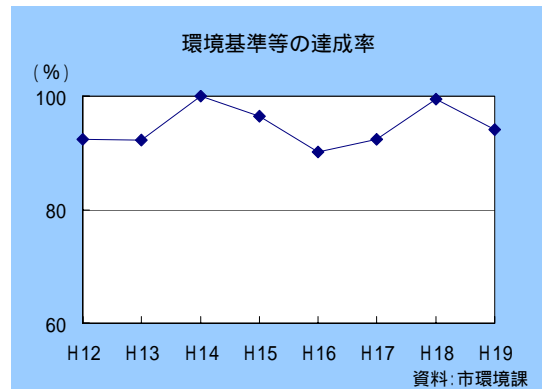
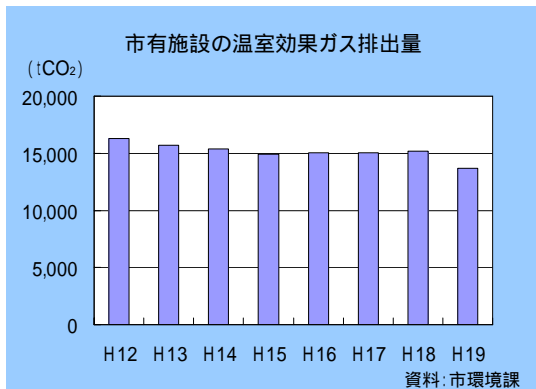
政策 4 - 1	地球環境を守るまちづくり
施策 4 - 1 - 1	地球環境の保全

現状と課題

生活の利便性の向上や産業の発展に伴い、環境への負荷が増大し、地球規模の環境問題が発生しています。特に、地球温暖化対策は国際的な課題となっており、各国で温室効果ガス削減に向けた取り組みがすすめられています。

本市においても、環境モデル都市行動計画に基づき、太陽光やバイオマス資源などの活用、道路照明灯の省エネルギー化、環境負荷低減に向けた市民活動の促進など、市民、事業者、行政などが連携し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

地球環境の保全は、国や地域が連携して取り組む共通の課題であり、今後も、環境モデル都市として、低炭素社会づくりの取り組みを一層すすめていく必要があります。



施策の目標

豊かな自然環境を保全するとともに、温室効果ガスの排出抑制など環境への負荷を低減し、快適な生活環境を保全します。

主な施策の内容

(1) 環境負荷低減の取り組みの推進

- ・ 環境モデル都市行動計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制に取り組めます。
- ・ 市民、事業者、行政などが連携して環境への負荷を低減する取り組みをすすめます。

(2) 環境学習の推進

- ・ 市民の環境理解を促進するため、学校などと連携し環境教育を推進するとともに、市民の環境学習を支援します。
- ・ 環境情報を幅広く提供し、市民意識の啓発をはかります。

(3) エネルギーの有効活用

- ・ 太陽光やバイオマスなどのエネルギーの利用を促進するとともに、省エネルギーの取り組みを推進します。

(4) 自然環境の保全

- ・ 森林や緑地、生態系などを良好な状態で維持するため、自然環境の保全に取り組むとともに、日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を国や北海道に要請します。

(5) 生活環境の保全

- ・ 環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に取り組めます。
- ・ 快適な生活環境を維持するため、環境美化活動などを促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市内から排出されるCO ₂ 削減量		24.4 t CO ₂
環境にやさしい活動実践学校数	10校(H19)	22校
環境基準等の達成率	94.1%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「地球環境を保全する取り組みにより、豊かな自然環境や身近な生活環境が整っている」と思う市民の割合

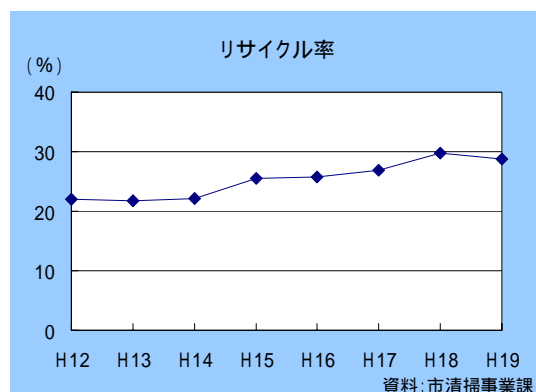
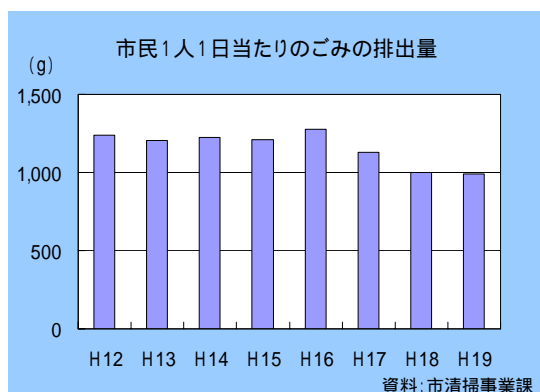
現状と課題

持続可能な循環型の地域社会づくりのためには、これまでの生活様式を見直し、ごみの減量化、資源化などの取り組みをすすめていく必要があります。

本市は、町内会などによる資源集団回収や「Sの日」としてリサイクルに取り組んでいます。また、ごみ懇談会の開催などを通じて、ごみ減量の啓発・指導を推進しています。こうしたリサイクル活動の推進や家庭系ごみの有料化などにより、ごみ排出量は減少傾向にあります。

し尿処理については、十勝環境複合事務組合において、管内自治体が共同処理を行っています。

今後も、行政と市民、事業者が、それぞれの役割と責任を担いながら、ごみの減量、再使用、資源化に取り組むとともに、ごみの適正処理をすすめる必要があります。



施策の目標

行政と市民、事業者がそれぞれの役割と責任により、ごみの減量化や資源化、適正な廃棄物処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ごみの発生抑制の推進

- ・ 包装の簡素化やごみにならない製品の利用を促進するため、市民の意識啓発や情報提供をすすめるとともに、事業者への協力を要請します。

(2) 再使用の促進

- ・ 不用品の交換や修理などの啓発活動に取り組み、製品の再使用を促進します。

(3) 再資源化の促進

- ・ 市民や事業者などがリサイクル活動に参加しやすい環境づくりに取り組むとともに、地域の自主的なリサイクル活動を促進します。

(4) ごみの適正排出の啓発・指導

- ・ ごみの適正排出や発生抑制、資源化に対する市民や事業者の意識向上をはかるため、啓発、指導を行うとともに、不法投棄防止の取り組みをすすめます。

(5) ごみの適正処理

- ・ ごみの円滑な分別収集・運搬を行うほか、周辺環境に配慮しながら、関係自治体とともにごみ処理施設を整備し、適正処理に取り組みます。
- ・ 乾電池など有害ごみの分別収集や適正処理を行います。また、産業廃棄物の適正処理について国や北海道に要請します。

(6) し尿の適正処理

- ・ し尿の円滑な収集・運搬を行うほか、関係自治体とともに効率的なし尿処理をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人1日当たりのごみの排出量	989g(H19)	794g
リサイクル率	28.7%(H19)	40.0%
ごみステーションの指導率	3.8% (H18-20平均)	2.0%
混入率	9.0% (H18-20平均)	8.2%

(市民実感度調査項目)

「ごみの減量やリサイクルなどの取り組みが行われている」と思う市民の割合

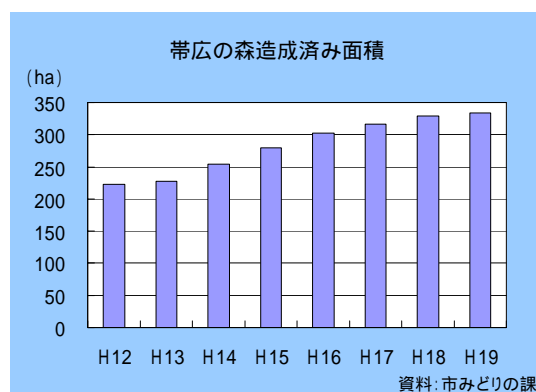
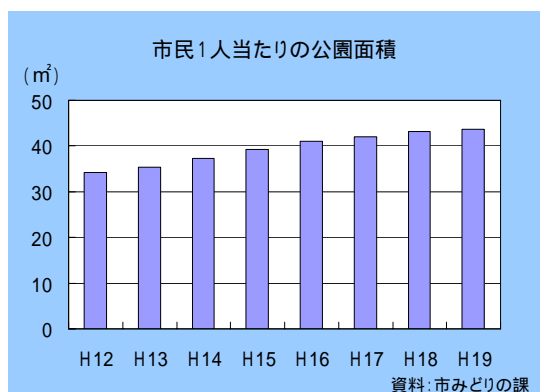
現状と課題

都市の緑は、豊かな都市環境を育み、市民生活にうるおいとやすらぎを与えるとともに、地球温暖化防止の役割も果たしています。

本市は、水と緑のある都市空間を創出するため、公園などの計画的な整備や日高山脈の自然森林地域から、農村部の耕地防風林などを通して、市街地の十勝川水系緑地や帯広の森へと連なる、水と緑のネットワークづくりなどをすすめてきました。

公園・緑地は、コミュニケーション、スポーツ・レクリエーションなどの場として、市民が身近に利用できる都市空間であるとともに、災害時には一時的な避難所となる重要な施設です。

今後も、市民との協働により、身近にある公園・緑地の整備・管理や帯広の森の利活用を促進するとともに、緑の保全・育成や花のあるまちづくりに取り組む必要があります。



施策の目標

公園・緑地の整備や市民による緑化活動を支援し、市民と行政の協働により、花と緑の環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 公園・緑地の整備

- ・ 市民との協働により、利用しやすい公園・緑地の整備をすすめます。

(2) 帯広の森の利活用・整備

- ・ 市民の環境学習・憩い・散策の場などとして、帯広の森の利活用を促進します。
- ・ 園路整備など利用しやすい環境づくりをすすめます。

(3) 公園・緑地の管理

- ・ 公園や緑地、街路樹などの適切な管理を行います。

(4) 花と緑の環境づくり

- ・ 行政、市民、企業が連携して、都市緑化や樹林地の保全、花苗の植栽などに取り組みます。

(5) 河川環境の整備

- ・ 関係機関などと連携しながら、河川緑地の整備や水辺の快適な環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民1人当たりの公園面積	43.7 m ² (H19)	47.7 m ²
歩いていける身近なみどりの充足率	78.8% (H19)	90.5%
帯広の森に関わるボランティア登録者数	100人 (H20)	200人

(市民実感度調査項目)

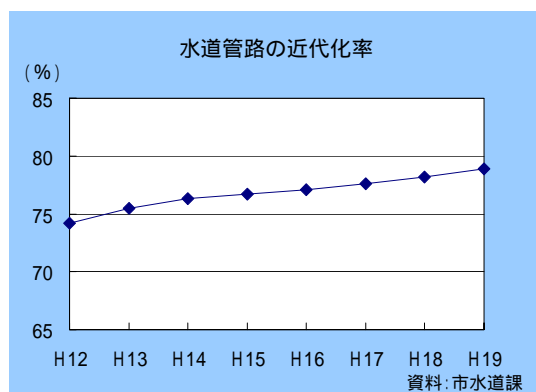
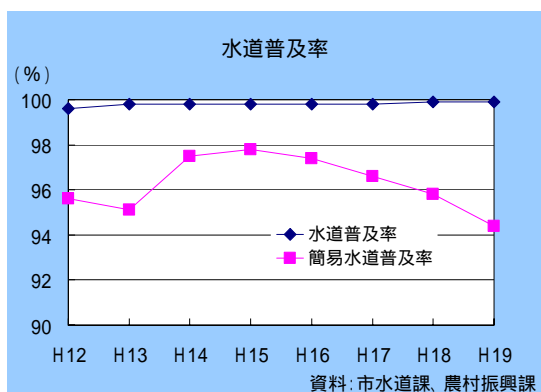
「公園、街路樹などが良好に管理され、身近に緑や花に親しむことができる」と思う市民の割合

現状と課題

水道は、市民生活になくてはならない重要なライフラインであり、本市では、都市部を主な給水区域とする上水道と農村部を給水区域とする簡易水道に分けて管理運営を行っています。

上水道は、我が国有数の清流である札内川を水源として、昭和26年以来、4次にわたり拡張事業により、普及率は99.9%に達し、良質な水道水を安定的に供給しています。また、簡易水道は、農村部のほぼ全域に供給しており、普及率は94.4%となっています。

今後も、安全で良質な水を安定供給するため、老朽施設の更新や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめるとともに、水道事業の健全経営を維持する必要があります。



施策の目標

水道施設の維持・整備をすすめ、安全でおいしい水の安定供給をはかります。

主な施策の内容

(1) 安全で安心な水道水の供給

- 安全で安心な水道水を供給するため、水道水源における水質の保全や効率的な施設の維持管理などを行います。
- 老朽施設の計画的な改修や耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。

(2) 利用者サービスの向上

- 安全で安心できる利用環境の確保など、利用者ニーズに沿った事業を展開します。
- イベントなどを通じ、安全でおいしい水をPRします。

(3) 水道事業の健全な経営

- ・ 水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
水道管路の近代化率()	78.9%(H19)	88.2%
水道有収率	90.6%(H19)	90.6%

地震に強いダクタイル鋳鉄管が水道管路総延長に占める割合

(市民実感度調査項目)

「おいしい水道水が、いつでも安心して利用できる」と思う市民の割合

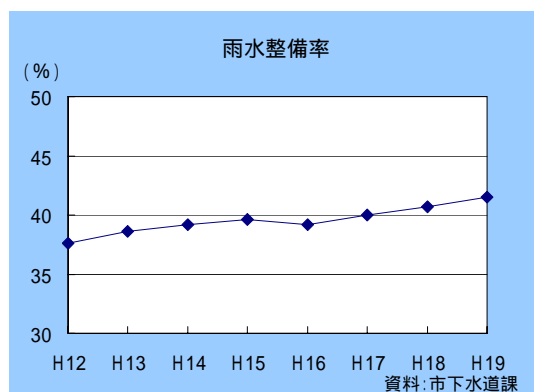
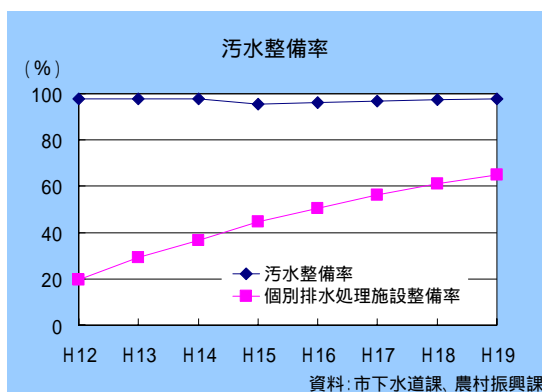
現状と課題

下水道は、快適な市民生活を支える都市基盤であり、排水処理や雨水処理などを通して、衛生環境を維持し、浸水などから市民生活を守る重要な役割を果たしています。

本市は、昭和34年以来、下水道の普及促進をすすめ、汚水整備率は97.9%に達していますが、雨水整備率は41.5%になっています。

また、農村部の個別排水処理施設の整備率は、整備計画に対し64.8%となっています。

今後も、安全で快適な市民生活を維持するため、都市部の雨水管渠の整備や農村部の個別排水処理施設の整備をすすめるとともに、施設の適切な維持管理や下水道事業の健全経営を維持する必要があります。



施策の目標

下水道施設の維持・整備をはかり、快適な生活環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 安全で快適な施設整備

- ・ 下水道施設の計画的な改修・更新や雨水施設の整備などをすすめます。
- ・ 下水道施設の耐震化など、災害に強い施設づくりをすすめます。
- ・ 農村部の個別排水処理施設の整備をすすめます。

(2) 環境負荷の低減

- ・ 環境負荷の低減をはかるため、河川放流水の水質改善や下水汚泥の有効利用などに取り組みます。

(3) 下水道利用の普及促進

- ・ 下水道利用の普及を促進します。
- ・ 下水道に関する学習機会の提供を通して意識啓発をはかります。

(4) 下水道事業の健全な経営

- ・ 下水道事業の健全経営のため、コストの削減や収入の確保などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

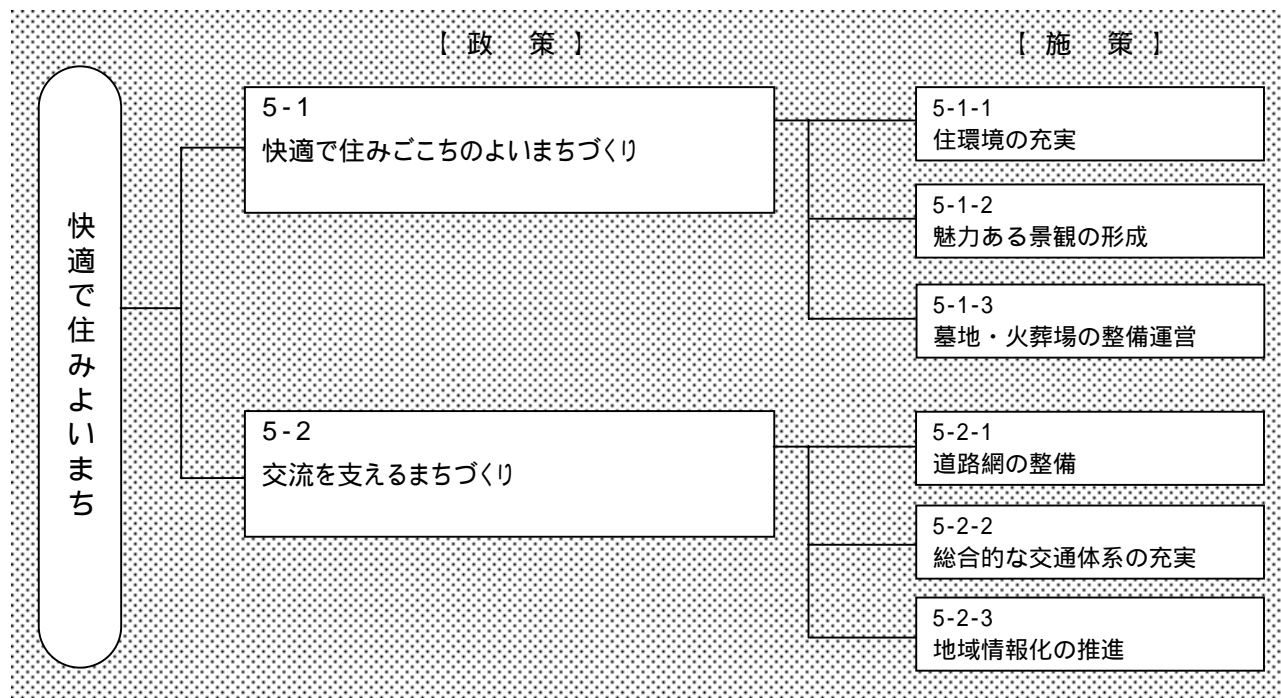
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
汚水整備率	97.9%(H19)	98.8%
雨水整備率	41.5%(H19)	45.6%
個別排水処理施設整備率	64.8%(H19)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「生活廃水や雨水が適切に処理されている」と思う市民の割合

快適で住みよいまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 5 - 1 快適で住みごこちのよいまちづくり

整備された都市基盤を活かし、多様な市民ニーズに応じた住環境の提供や美しい景観づくりをすすめ、快適で住みごこちのよいまちをつくります。

政策 5 - 2 交流を支えるまちづくり

人やまちを結ぶ交通・情報ネットワークの整備をすすめ、活発な都市活動を支える機能的なまちをつくります。

現状と課題

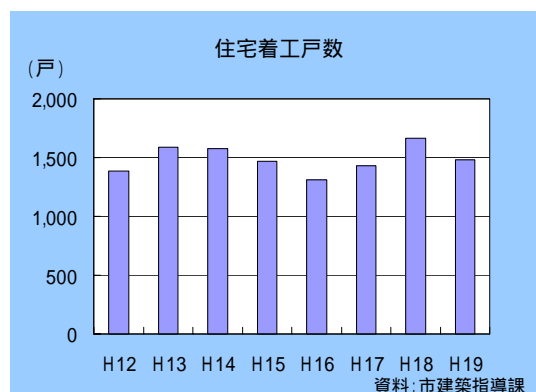
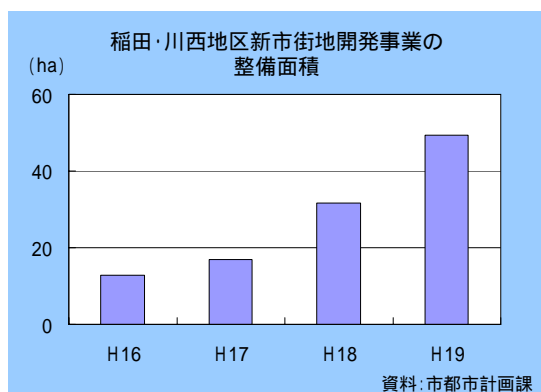
やすらぎやゆとりのある生活のためには、快適な住環境を提供することが重要です。

本市は、これまで、人口増加に対応するため、土地区画整理事業などによる市街化区域の拡大をはかり、良質な宅地の供給をすすめてきました。

今後、高齢化や核家族化などに対応した住環境の整備をはじめ、市街地内の未利用地の利用促進や既存住宅の流動化などをはかり、定住を促進していく必要があります。

また、公営住宅については、老朽化、狭隘化の解消のために計画的な改築などに取り組んでおり、今後も、建替え・改修や民間活力の導入による公的賃貸住宅の整備とともに、適切な維持管理を行う必要があります。

さらに、都市計画制度の適切な運用による秩序ある市街地整備や住居表示などに取り組む必要があります。



施策の目標

公営住宅の整備や民間活力による未利用地の利用促進をすすめるなど、多様な市民ニーズに応じた、快適に暮らせる住環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 住宅取得の促進

- ・ 住まいの相談窓口の設置や情報提供などに取り組み、ライフスタイルに対応した、市民の住宅取得を促進します。

(2) 公営住宅の管理・整備

- ・ 老朽化した公営住宅の建替えや改修をすすめます。また、適切な維持管理を行います。
- ・ 民間活力を活用し、高齢者などの居住のための公的賃貸住宅の整備をすすめます。

(3) 未利用地の利用促進

- ・ 市街地内の低・未利用地の活用を促進するため、民間事業者の宅地造成を支援します。

(4) 市街地の整備

- ・ 民間土地区画整理事業への支援・指導などにより、良質な宅地の供給を促進します。
- ・ 字名の改正や住居表示板の整備により、わかりやすい住居表示をすすめます。

(5) 都市計画制度の推進

- ・ 適切な土地利用や都市施設の整備などにより、計画的な市街地形成をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
老朽化した市営住宅等の割合	10.38%(H19)	1.36%
高齢化対応の市営住宅等の占める割合	45.8%(H19)	75.0%
未利用地の開発許可累計件数	-	20件

(市民実感度調査項目)

「公営住宅の整備や良質な宅地の供給などが行われ、快適に暮らせる環境が整っている」と思う市民の割合

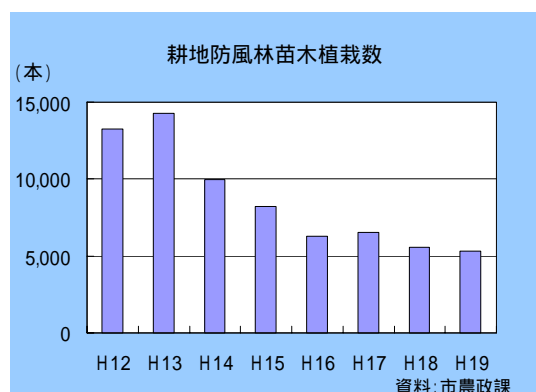
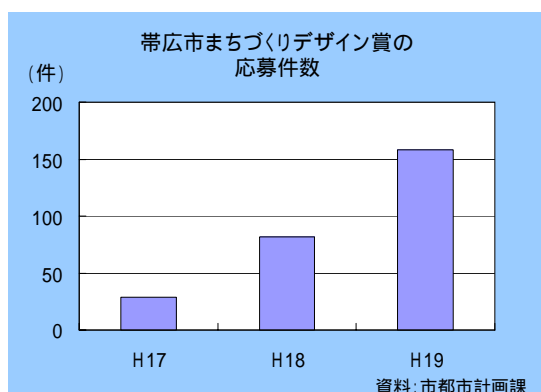
現状と課題

帯広・十勝は、大雪山系や日高山脈など国内有数の大自然の中で、四季折々の美しさを持った田園風景と都市的な街並みとが調和した特色ある景観を有しています。

本市は、平成4年に都市景観基本計画を策定し、市街地の景観づくりや耕地防風林の整備など、帯広・十勝らしい景観の形成をはかってきました。

また、景観づくりには、市民の理解が欠かせないことから、まちづくりデザイン賞表彰制度に基づき、市民活動などを促進してきています。

良好な景観は、地域への愛着や親しみを与える貴重な資産であり、今後、行政、市民、事業者の連携により、地域の自然、歴史、文化などが蓄積された田園都市にふさわしい景観形成をはかっていく必要があります。



施策の目標

景観に対する市民意識の啓発をはかるとともに、豊かな自然に恵まれた帯広・十勝らしい、魅力ある景観づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 都市景観づくり

- ・ 表彰制度などにより、景観に対する意識啓発をはかるとともに、地区計画制度などにより市民や事業者と連携して、美しい都市景観づくりを促進します。
- ・ 景観に配慮した公共施設のデザインの推進などにより、良好な都市景観づくりをすすめます。

(2) 農村景観づくり

- ・ 耕地防風林の整備を促進するなど、帯広・十勝らしい田園景観の保全・整備をすすめ

ます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
帯広市まちづくりデザイン賞の応募件数	90件 (H17-19平均)	90件
地区計画区域の宅地利用率	89.9%(H19)	94.2%
耕地防風林苗木植栽数(再掲)	5,660本	7,000本

(市民実感度調査項目)

「街の中や郊外において、帯広・十勝らしい景観が保たれている」と思う市民の割合

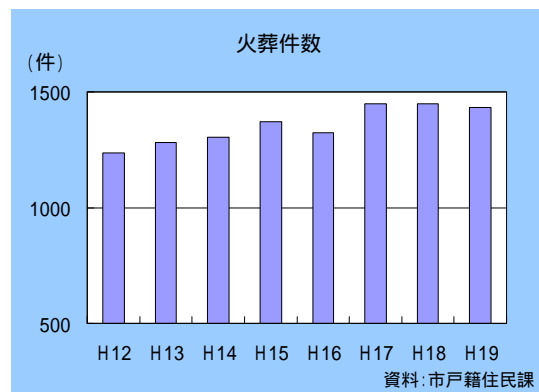
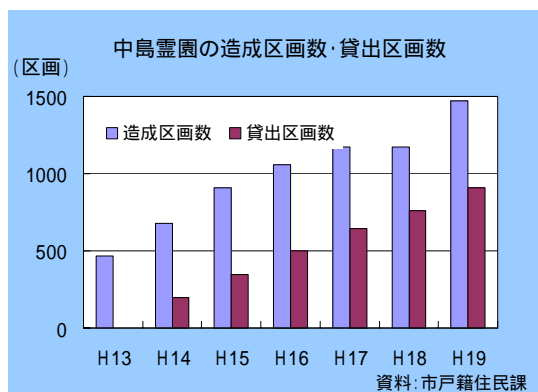
現状と課題

高齢社会の進展に伴い、今後、墓地・火葬場に対する利用増加が予想されます。

墓地については、計画的に中島霊園の整備をすすめてきていますが、核家族化の進行などにより、埋葬に対する市民の価値観も多様化がすすんでおり、新しい形態の墓地に対する需要も高まっています。

今後も、市民のニーズを踏まえ、計画的な墓地の整備をすすめる必要があります。

また、火葬場は、昭和63年の開設以来、20年余りが経過しており、施設の適切な機能維持をはかる必要があります。



施策の目標

市民ニーズに応じた墓地の整備と火葬場の適切な維持管理を行います。

主な施策の内容

(1) 墓地の整備・管理

- ・ 市民ニーズに対応しながら、墓地の計画的な整備をすすめます。
- ・ 既設墓地の適切な管理運営を行います。

(2) 火葬場の運営

- ・ 火葬場の適切な機能維持や運営を行います。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
中島霊園の貸出区画数	909区画(H19)	2,630区画

(市民実感度調査項目)

「墓地の整備や火葬場の管理運営が適切に行われている」と思う市民の割合

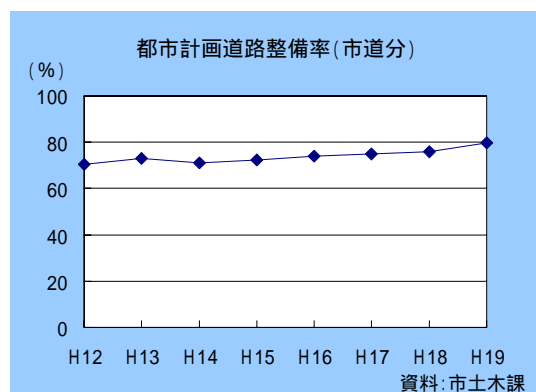
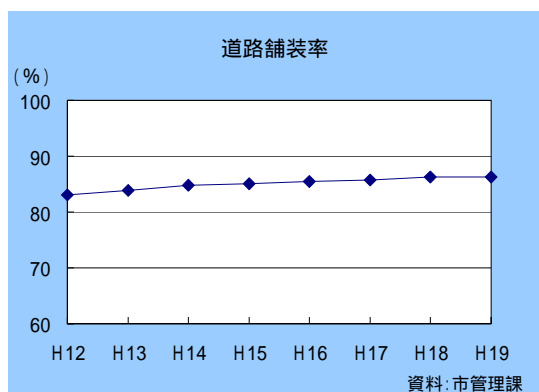
現状と課題

道路は、市民の日常生活や経済活動を支える基本的な社会基盤です。

本市は、これまで都市の骨格を形成する幹線道路や市民の暮らしを支える生活道路などの整備をはじめ、歩道などの整備により、安全な道路環境づくりに取り組んできました。また、適切な維持管理や冬期間の円滑な交通環境を守るため、除雪体制の充実をはかってきました。

今後も、地域の産業を支え、安全で快適に暮らすことができる地域づくりのため、道路網の整備をすすめていく必要があります。

また、道路の適切な維持管理により、安全で快適な交通環境を確保するとともに、自転車・歩行者専用道などを整備し、環境に配慮したまちづくりをすすめる必要があります。



施策の目標

幹線道路や生活道路の整備、維持管理とともに、歩行者や自転車が利用しやすい環境を整備し、安全で快適な道路環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 道路の整備

- ・ 円滑な交通を確保するため、幹線道路の整備をすすめるとともに、誰もが安心して利用できる生活道路の整備をすすめます。

(2) 自転車・歩行者の利用環境整備

- ・ 自転車・歩行者専用道の整備など、安全な自転車・歩行者の利用環境の整備をすすめます。
- ・ 自転車利用者の交通安全意識の向上をはかります。

(3) 道路の維持管理

- ・ 道路の補修など、適切な維持管理を行います。
- ・ 冬期間の道路の安全性を確保するため、除排雪体制の充実や市民との協働による除排雪などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
都市計画道路整備率(市道分)	79.6%(H19)	88.2%
除雪1回当たりの苦情件数	275件 (H17-19平均)	203件

(市民実感度調査項目)

「身近な道路が整備され、安全に利用できる」と思う市民の割合

現状と課題

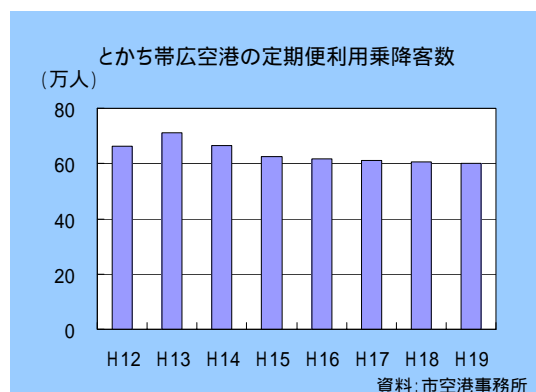
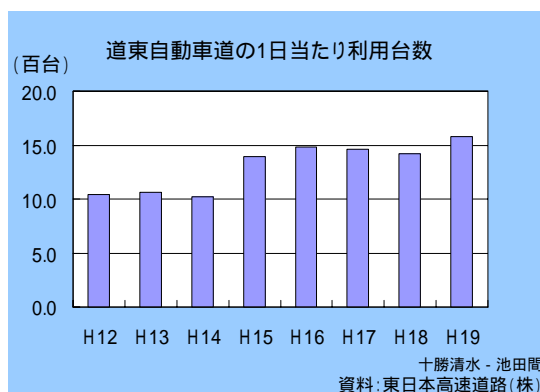
地域経済の活性化をはかるためには、地域間の交通の利便性向上により、人や物などの円滑な交流を促進することが重要です。

帯広・十勝では、道央圏と道東圏を結ぶ北海道横断自動車道や帯広・広尾自動車道などの整備がすすめられています。今後、広域交通ネットワークを充実するため、高規格幹線道路や国道、道道などの幹線道路の整備をさらにすすめる必要があります。

とかち帯広空港は、利便性の向上のため、航空路線網の充実や出入国管理体制の整備などに取り組む必要があります。

十勝港は、管内の農畜産物や農業資材などの物流拠点として利用を促進する必要があります。

また、市民生活に重要なバスなどの公共交通の利用増加に向けて、利便性の向上などに取り組んでいく必要があります。



施策の目標

関係機関との連携により、高速道路・空港・港湾・公共交通など、総合的な交通体系の整備・充実をすすめます。

主な施策の内容

(1) 広域道路の整備

- ・ 広域的な交通ネットワークを形成するため、北海道横断自動車道などの高規格幹線道路や、十勝圏の広域交通機能を担う国道・道道などの整備を促進します。

(2) 空港利活用・機能の充実

- ・ 安全で安定的な運航を確保するため、とかち帯広空港の適切な管理や整備をすすめま

す。

- ・ とかち帯広空港の利活用をはかるとともに、利便性の向上のため、ダブルトラッキング化など航空路線網の充実に取り組みます。
- ・ 国際チャーター便の就航促進や出入国管理体制の整備促進など、国際化の環境づくりに取り組みます。

(3) 十勝港の利活用促進

- ・ 十勝港の利活用を促進するため、出入国管理体制や検疫体制の整備の促進に取り組みます。

(4) 鉄道輸送の利便性向上

- ・ JR石勝線・根室線の高速化を促進するとともに、関係機関と連携し、北海道新幹線の整備促進に取り組みます。

(5) バス交通の活性化

- ・ バス交通の利便性向上や活性化をはかるため、生活交通路線の維持や地域特性に応じた運行方法の導入などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
道東自動車道の1日当たり利用台数	1,580台(H19)	2,750台
とかち帯広空港の定期便利用乗降客数	601,714人(H19)	630,900人
年間バス利用者数	395.7万人(H19)	395.7万人

(市民実感度調査項目)

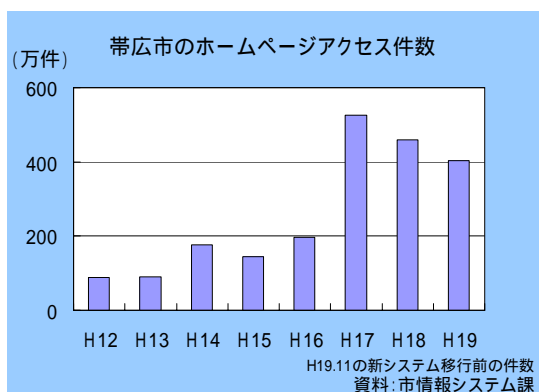
「空港、バス、高速道路など、利用目的に応じた交通の便が確保されている」と思う市民の割合

現状と課題

情報通信基盤や技術の発達は、市民生活の利便性の向上や、企業活動の効率性を高め、新たなサービスを生み出すなど、地域の経済や社会の発展に大きく貢献しています。

本市においても、情報化に対応するため、地域情報化推進ビジョンを策定し、地域の情報化や行政の情報化などに取り組んできました。

高度情報通信ネットワーク社会を迎え、情報通信技術が一層発展し、市民生活や企業活動など様々な分野で情報通信ネットワークの活用がさらにすすむことが予想されます。今後も、地域の情報化をすすめ、市民が情報通信技術の利便性を享受できる地域社会づくりをめざす必要があります。



施策の目標

民間事業者などとの連携により、高度情報通信基盤の整備や利活用をはかるなど、地域の情報化を促進します。

主な施策の内容

(1) 情報通信基盤の整備促進

- ・ 情報通信サービスの利用環境を向上するため、民間事業者などとの連携により、情報通信基盤の整備を促進します。

(2) 情報通信の活用促進

- ・ 民間企業や関係機関などとの連携・協力により、情報通信を活用した利便性の高いサービスの提供を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

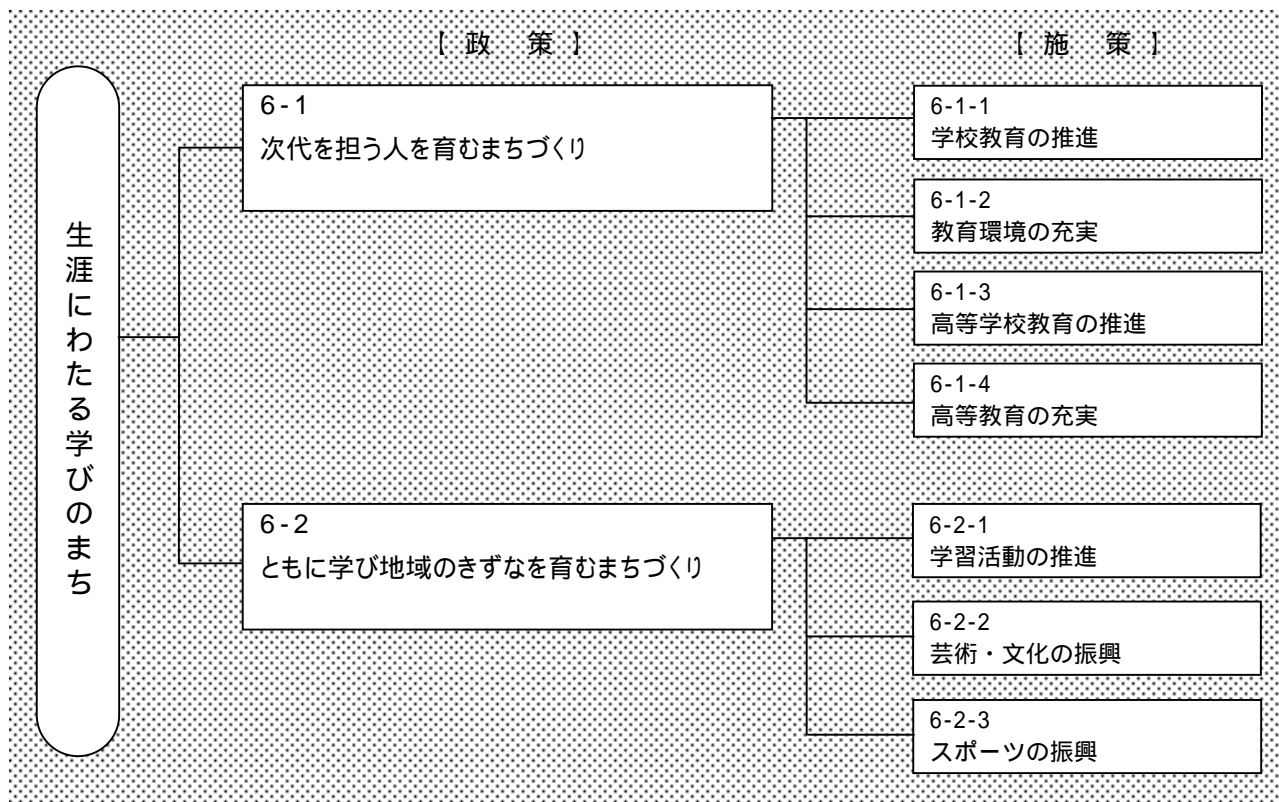
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
帯広市のホームページアクセス件数	404万件(H19)	450万件
インターネットの超高速通信が可能なエリアの割合(農村地域)	19.0%(H20)	100.0%

(市民実感度調査項目)

「高速インターネットなどの情報通信サービスを日常生活や仕事に活用できる環境が整っている」と思う市民の割合

生涯にわたる学びのまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 6 - 1 次代を担う人を育むまちづくり

社会の変化に対応した、次代を担うたくましい人材を育むまちをつくります。

政策 6 - 2 とともに学び地域のきずなを育むまちづくり

生涯にわたる学習活動や芸術・文化、スポーツ活動を通して、自己実現をはかるとともに、人のつながりを深め、地域づくりに参加できるまちをつくります。

現状と課題

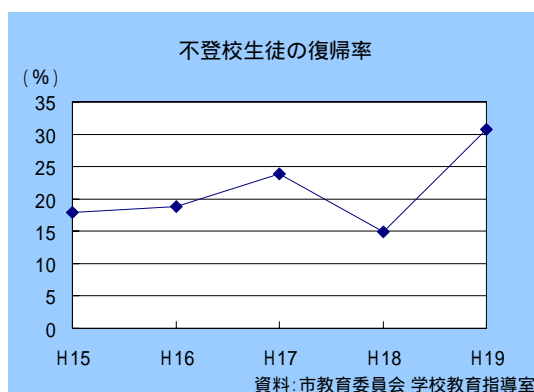
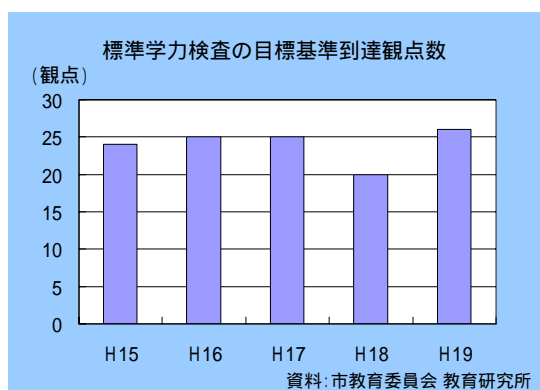
学校教育においては、子どもたちの知識・技能を活用する力や規範意識、道徳心、体力・運動能力などをバランスよく育む教育が求められています。

本市は、各学校の特色ある教育活動への支援や総合的な学習の時間の推進などにより、社会で必要とされる力の育成などをすすめてきました。

さらに、いじめや不登校への対応、道徳教育や体験学習の推進など、子どもたちの豊かな人間性や社会性の育成、規則正しい生活習慣の定着や食育の推進などの健康な体づくりに取り組んできました。

今後は、子どもたちのたくましく生きる力を育むため、確かな学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成をはかることが必要です。

さらに、教師の資質・能力の向上のため、教師の指導力や総合的な人間力などを充実する必要があります。



施策の目標

地域の特性や学校の創意工夫を活かしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、子どもたちの生きる力を育む教育をすすめます。

主な施策の内容

(1) 確かな学力の育成

- 子どもたちの学ぶ意欲を引き出し、一人ひとりの個性を活かし能力を伸ばす教育をすすめるため、教材や指導方法の工夫改善などに取り組めます。
- 社会で求められる力を育むため、国際化や情報化の進展など社会の変化に対応した教育をすすめます。
- 総合的な学習の時間などの効果的な活用により、体験的な学習や問題解決的な学習を

充実し、自ら学び、自ら考え、行動する力を育成します。

(2) 豊かな心の育成

- ・ 地域の特色を活かした多様な体験活動や図書に親しむ機会などを充実し、生命を尊び他人を思いやる心など豊かな心を育む教育を充実します。
- ・ いじめ・不登校・非行など、子どもたちをめぐる様々な心の問題に対応するため、きめ細やかな指導・相談体制による対応をすすめます。

(3) 健やかな体の育成

- ・ 子どもたちが意欲的に運動に取り組むよう、体育の時間をはじめ、様々な活動を通じて運動に親しむ機会を充実します。
- ・ 食に対する正しい知識と食習慣が身に付くよう、学校給食を通じた食育をすすめます。
- ・ 健康管理や健康教育など学校保健を推進し、子どもたちの健康保持を促進するとともに、生涯にわたり健康に過ごす態度を育みます。

(4) 教師の指導力の充実

- ・ 自主的な研究活動に対する支援や研修内容の充実により、子どもたちや保護者、地域に信頼される人間性豊かな教師を育成します。
- ・ 教育の内容や指導方法など、様々な教育課題に対する調査研究や教育資料の収集・提供をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
標準学力検査の目標基準到達観点数	26 観点(H19)	32 観点
小学校図書館の児童1人当たり貸出冊数	9.1 冊(H19)	11.8 冊
中学校図書館の生徒1人当たり貸出冊数	1.6 冊(H19)	2.4 冊
不登校生徒の復帰率	30.8%(H19)	65.0%
学校給食における地場産野菜の導入率	55.7%(H19)	70.0%
教職員研修の受講回数	2.2 回(H19)	3.0 回

(市民実感度調査項目)

「小学校・中学校において充実した教育が行われている」と思う市民の割合

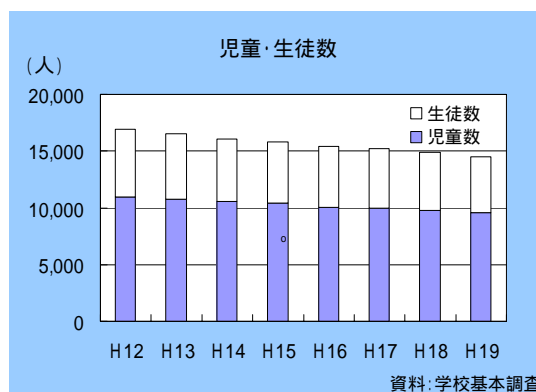
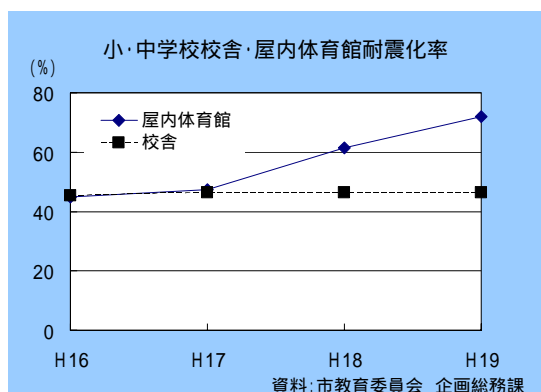
現状と課題

少子化により小・中学校の小規模化がすすむとともに、保護者や地域住民の学校運営に対するニーズが多様化してきています。

本市は、一定の学校規模を確保するため、小・中学校の適正配置をすすめ、良質な教育環境の提供に取り組んでいます。また、子どもたちが安全に生き生きと学べる環境づくりや教育環境の充実のほか、通学時における子どもたちの安全確保や学校評議員制度の導入などを地域と連携してすすめてきました。

今後も、子どもたちが安全で快適に学べる教育環境づくりのため、学校施設の整備や適切な学校配置の推進、特別支援教育の充実などに取り組んでいく必要があります。

また、家庭・地域と連携した学校づくりをすすめることはもとより、各学校の創意工夫による特色ある教育の推進など、地域の実情に応じた学校教育をすすめる必要があります。



施策の目標

学校施設の整備をすすめるとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちが安心して生き生きと学ぶことができる教育環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 学校施設等の整備

- ・ 子どもたちが安心して学ぶことができる環境づくりのため、学校施設の改修や改築、耐震化をすすめます。
- ・ 学校施設の適切な管理や機能の充実をはかり、子どもたちの学習環境を整備します。
- ・ 老朽化した学校給食共同調理場を改築します。

(2) 教育環境の整備

- ・ 学校の教育活動や学校運営に対する評価・改善をすすめ、各学校の創意工夫による特色ある教育を推進します。
- ・ 子どもたちが安全に学校に通うことができる環境の整備をすすめます。
- ・ 誰もが等しく教育を受けることができるよう、経済的理由により就学が困難な家庭への支援を行うなど、就学環境の整備をすすめます。
- ・ 少子化による子どもたちの減少に対応した、小・中学校の適正配置をすすめます。
- ・ 地域の状況に応じた総合的、計画的な教育行政を推進するため、教育委員会制度の適切な運営をすすめるとともに、教職員の人事管理や福利厚生などをすすめます。

(3) 特別支援教育の充実

- ・ 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりの状態に応じた特別支援教育をすすめます。

(4) 学校・家庭・地域の連携の促進

- ・ 屋内体育館などの学校施設をスポーツ・文化活動をはじめとする地域の様々な活動に開放するとともに、余裕教室の有効活用をすすめます。
- ・ 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するなど、開かれた学校づくりをすすめます。
- ・ 地域の人材を教育活動に積極的に活用するとともに、子どもたちの安全確保など幅広く家庭や地域と連携した取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
小・中学校校舎の耐震化率	46.5%(H19)	100.0%
特別支援学級の設置数	41学級(H19)	58学級
学校支援ボランティアを活用した学校数	2校(H19)	40校

(市民実感度調査項目)

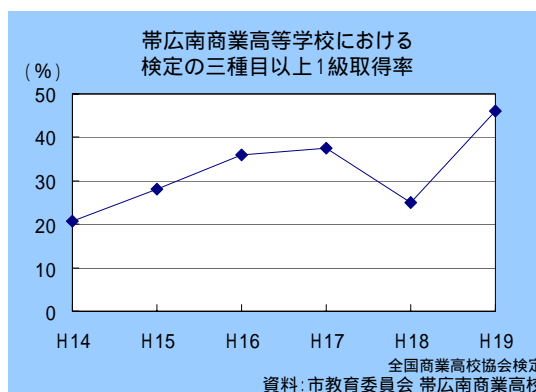
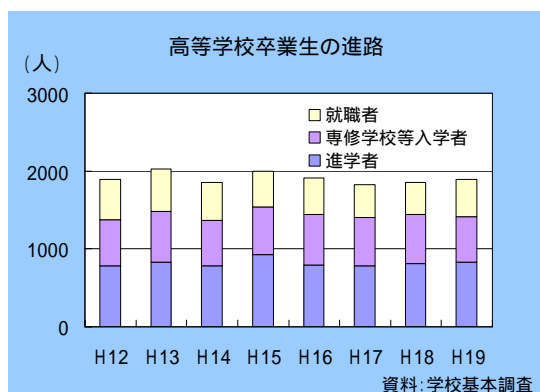
「子どもたちが安心して学べる教育環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

高等学校教育においては、国際化・高度情報化などの社会変化に柔軟に適應できる能力や資質を持った人材の育成、生徒の学習ニーズに対応した教育活動が求められています。

今後も、生徒が安心して高等学校に進学できるよう、進学機会の確保や保護者の負担軽減に取り組んでいく必要があります。

市立帯広南商業高等学校では、専門教育の推進や地域の協力による実践的な教育を行ってきており、今後も、生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、専門高校として地域の期待に応えていく必要があります。



施策の目標

高等学校への進学機会の確保をはかるとともに、豊かな社会性を兼ね備え、社会に貢献する人材を育む高等学校教育をすすめます。

主な施策の内容

(1) 進学機会の確保

- ・ 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、受入間口の確保に向けた取り組みをすすめます。
- ・ 保護者や生徒の負担軽減をはかるため、私立高等学校への支援や奨学支援などに取り組めます。

(2) 帯広南商業高等学校の教育の推進

- ・ 事業所などと連携した実践的な教育や英語力を高める教育などの専門教育をすすめます。
- ・ 生徒一人ひとりの能力や適性に応じ、個性を伸ばす教育をすすめるため、社会性を育

む課外活動を充実します。

- ・ 地域に開放された学校づくりをめざし、学校の人材や施設などを活用して地域貢献をすすめます。
- ・ 生徒がより良い環境で教育を受けることができるよう、学校施設の維持管理をすすめるとともに、学校評価の推進などにより学校運営の改善をはかります。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
帯広南商業高等学校の就職率	100.0%(H19)	100.0%
帯広南商業高等学校における検定()の三種目以上1級取得率	46.5%(H19)	75.0%

全国商業高校協会検定

(市民実感度調査項目)

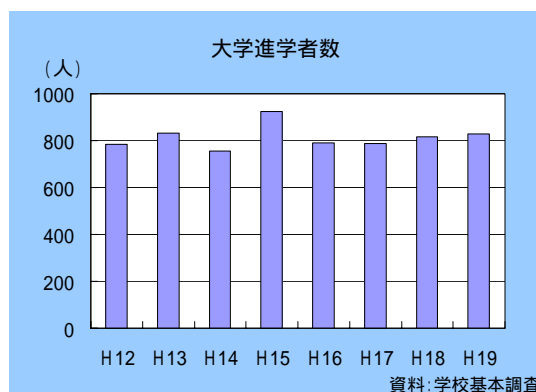
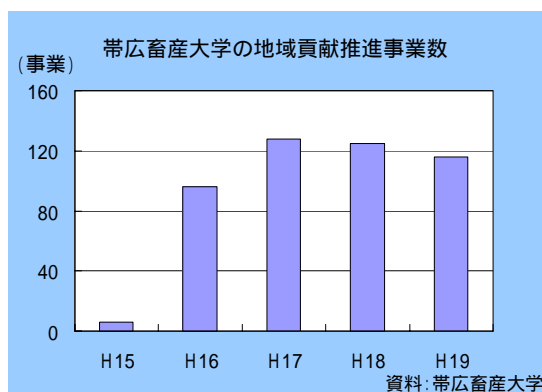
「高等学校において充実した教育が行われている」と思う市民の割合

現状と課題

高等教育機関は、学術研究や専門的能力を持つ人材育成、生涯学習機会の提供、産業振興など、地域の発展に大きく貢献するものです。

帯広畜産大学は、教育・研究活動はもとより、地域貢献に取り組んでおり、本市は、帯広畜産大学と包括的な連携協定を締結し、様々な連携事業を行うとともに、関係機関と連携し、帯広畜産大学の整備・拡充の促進に取り組んでいます。

十勝圏は、全国と比較して高等教育機関が少なく、多くの若者が管外に進学していることから、今後も新たな大学の整備や帯広畜産大学の整備・拡充、既設の短期大学・専修学校の整備促進に取り組む必要があります。



施策の目標

高度な専門的教育・研究を行い、地域の知の拠点としての役割を担う高等教育機関の整備・充実をすすめます。

主な施策の内容

(1) 大学の整備

- ・ 地域の高等教育機能を充実するため、新たな大学の整備に向けて取り組みます。
- ・ 帯広畜産大学の整備・拡充を促進します。

(2) 高等教育機関との連携強化

- ・ 高等教育機関などとの連携の強化をはかり、高等教育機関の教育・研究機能を活用した生涯学習の促進などに取り組みます。

(3) 短期大学・専修学校の整備促進

- ・ 地域の人材育成などをすすめるため、短期大学・専修学校等の整備を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
新たな大学等の設置数	0校(H19)	1校
帯広畜産大学の地域貢献推進事業数	123事業 (H17-19平均)	123事業

(市民実感度調査項目)

「大学や専修学校など、高度な教育を受けることができる環境が整備されている」と思う市民の割合

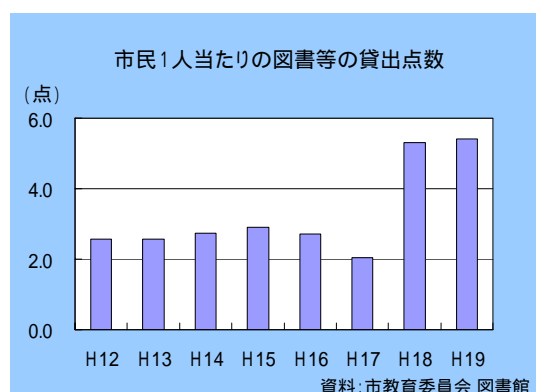
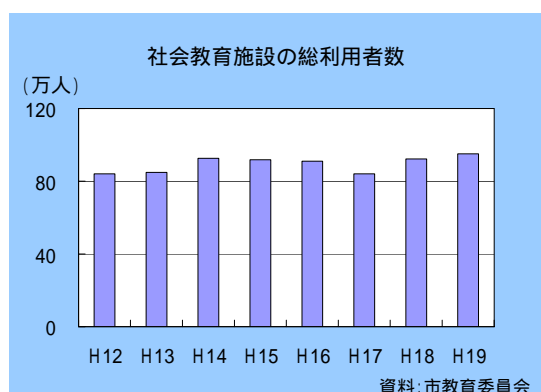
現状と課題

充実した社会生活や豊かな人生を送るため、社会の変化に対応した新しい知識などの習得などに向けた、様々な学習活動が行われています。

本市は、生涯学習フェスティバル開催による学習意識の啓発や学習情報の提供をはじめ、各種教室・講座の開催、社会教育施設における学習機会の充実などをすすめてきました。

また、市内各地区の生涯学習推進委員会の活動促進など推進体制の整備をすすめてきました。

今後も、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するとともに、学習成果を活用するための環境づくりなどをすすめ、学びを通じた交流やまちづくりへの参加を促進していく必要があります。



施策の目標

誰もが生涯にわたって学び、学習の成果を活かすことができる環境づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 学習活動の支援

- ・ 市民の様々な学習活動への参加や学習活動を通じた交流をすすめるため、学習情報の提供や関係機関や団体などとの連携を促進します。
- ・ 社会教育施設における学習内容を充実し、子どもから大人までそれぞれのニーズや社会の要請に応じた学習活動を支援します。

(2) 学習活動を通じたまちづくりの促進

- ・ まちづくりへの理解を促進するため、地域について学ぶ機会の充実や郷土資料の収集・活用、歴史的遺産の保存・活用などをすすめます。

- ・ 市民団体やボランティアによる活動など、学習成果を活かした市民の自主的な活動を支援します。

(3) 社会教育施設の整備・管理運営

- ・ 社会教育施設の適切な管理運営や計画的な改修などをすすめるとともに、共同事業の実施など施設間の連携をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値 (基準年)	目標値 (H31)
帯広市教育委員会が開催する講座等の受講者数	22,590 人 (H19)	23,000 人
地域について学ぶ講座等への参加者数	4,053 人 (H19)	4,000 人
学習成果の活用事例数	1 件 (H19)	10 件
社会教育施設の総利用者数	95.2 万人 (H19)	95.2 万人
地域の指導者の登録者数	140 人 (H20)	190 人
市民 1 人当たりの図書等の貸出点数	5.4 点 (H19)	7.0 点

(市民実感度調査項目)

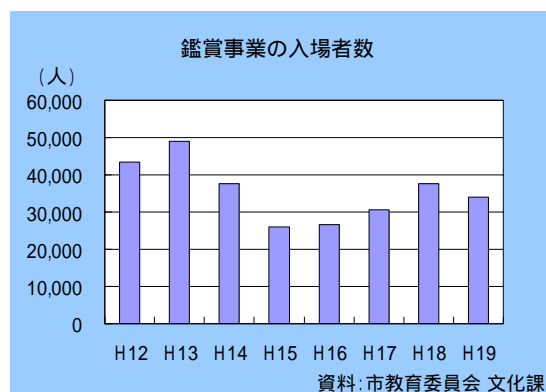
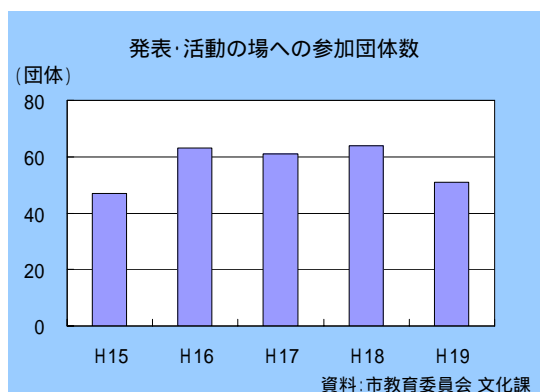
「生涯にわたって学ぶことができる環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

芸術・文化は、創造性や感性を育み、人生に精神的な豊かさや感動を与えるものです。ゆとりやうるおいを実感できる生活が望まれており、芸術・文化の果たす役割がますます重要になっています。

本市は、市民文化ホールや市民ギャラリーなどの文化施設を整備してきたほか、北海道立帯広美術館が立地しています。こうした施設を拠点としながら、芸術・文化の発表や活動の場の提供、文化の普及振興や文化団体などの育成などに取り組んできました。

今後も、文化団体などと連携し、市民の多様なニーズに応えながら、市民の主体的な文化活動の促進や鑑賞機会の提供などに引き続き取り組む必要があります。



施策の目標

市民が芸術・文化活動に参加できる環境づくりや芸術にふれる機会の提供により、芸術・文化の振興をはかります。

主な施策の内容

(1) 市民主体の芸術・文化活動の促進

- ・ 市民の主体的な文化活動を促進するため、情報提供の充実や活動成果の発表機会の提供などを行います。
- ・ 優秀な文化活動の表彰などにより、芸術・文化活動を支える人材や団体の育成をすすめます。

(2) 鑑賞機会の提供

- ・ 市民の芸術・文化への関心を高め、子どもの豊かな感性や創造力などを育むため、子ども、大人それぞれが良質な芸術・文化に触れられる鑑賞機会を提供します。

(3) 文化施設の整備・管理運営

- ・ 文化施設の適切な管理運営や計画的な改修などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
ホームページで文化活動を紹介する文化団体数	260 団体(H19)	272 団体
文化施設の利用者数	547,785 人(H19)	600,000 人
発表・活動の場への参加団体数	51 団体(H19)	60 団体
鑑賞事業の入場者数	34,098 人(H19)	38,000 人

(市民実感度調査項目)

「芸術や文化に親しむことができる環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

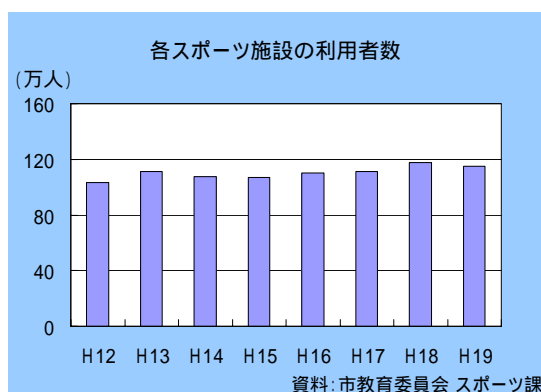
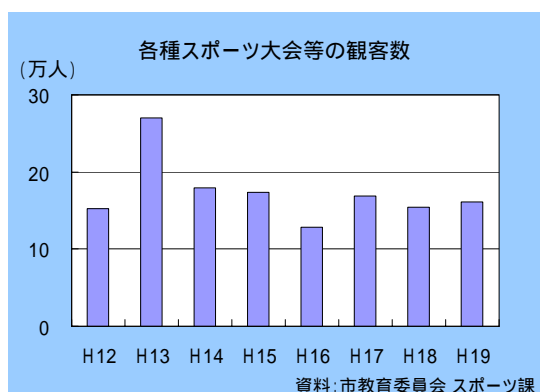
スポーツは、体力の向上や健康の保持・増進などに重要な役割を果たすものであり、誰もが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

本市は、昭和 63 年に「健康スポーツ都市宣言」を行い、スポーツに親しむ機会の充実や施設の整備などをすすめてきました。

帯広の森運動公園には、市民のスポーツ活動の拠点として、国内 2 例目の屋内スピードスケート場をはじめ、様々な競技施設が集積しており、帯広・十勝はもとより、全国・全道規模の大会が数多く開催されています。

今後は、市民のスポーツへの関心を高め、気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとともに、競技者や指導者、競技団体の育成などをはかる必要があります。

また、スピードスケートをはじめとする国内外のスポーツ大会、合宿の誘致などを通して、交流の促進やまちのにぎわいづくりにつなげていく必要があります。



施策の目標

誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりや各種大会の開催、スポーツの拠点づくりなどをすすめ、スポーツの振興をはかります。

主な施策の内容

(1) スポーツ活動の促進

- ・ スポーツを通じて、市民が気軽に健康・体力づくりに取り組むことができる機会を充実するとともに、青少年の心身の健全な育成をはかります。

(2) スポーツを通じたにぎわいと交流の促進

- ・ 国内外選手のスポーツ合宿誘致や全道・全国大会、世界大会の誘致に取り組むとともに

に、一流選手との交流機会を拡大するなど、スポーツを通じた交流やにぎわいづくりをすすめます。

- ・ 冬季スポーツの拠点性を高め、スポーツの振興をはかるとともに、幅広い交流を促進します。

(3) スポーツ人材の育成

- ・ スケートをはじめ様々なスポーツにおける、競技者や専門性を備えた指導者、団体の育成に取り組みます。
- ・ 各種大会への参加支援などにより、技術力の高いスポーツ人材の育成をすすめます。

(4) スポーツ施設の整備・管理運営

- ・ 総合体育館を改築するとともに、スポーツ施設の適切な管理運営や計画的な改修などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

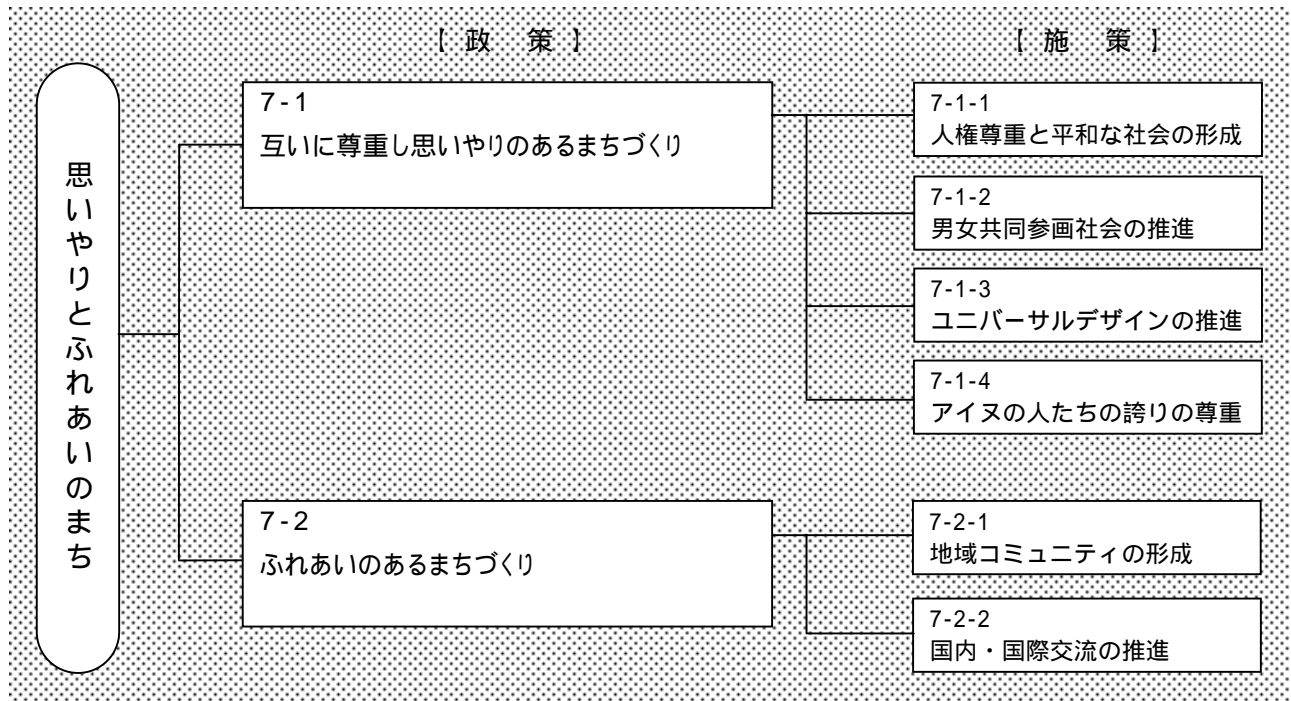
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
スポーツ大会・スポーツ教室・講習会の参加者数	35,677人(H19)	42,000人
各種スポーツ大会等の観客数	160,653人(H19)	173,000人
各スポーツ施設の利用者数	114.8万人(H19)	117.6万人
総合型地域スポーツクラブの設置数	2箇所(H19)	6箇所
スポーツ合宿団体数	97団体(H19)	150団体

(市民実感度調査項目)

「誰もがスポーツを楽しむことができる環境が整っている」と思う市民の割合

思いやりとふれあいのまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 7 - 1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

平和に対する市民意識の啓発をはかるとともに、すべての人が人間として尊重され、誰もが支障を感じることなく暮らすことができる、思いやりのあるまちをつくります。

政策 7 - 2 ふれあいのあるまちづくり

自主的な地域活動を促進するとともに、国内外の人々との交流を通して、人と人とのふれあいがあるまちをつくります。

政策 7 - 1	互いに尊重し思いやりのあるまちづくり
施策 7 - 1 - 1	人権尊重と平和な社会の形成

現状と課題

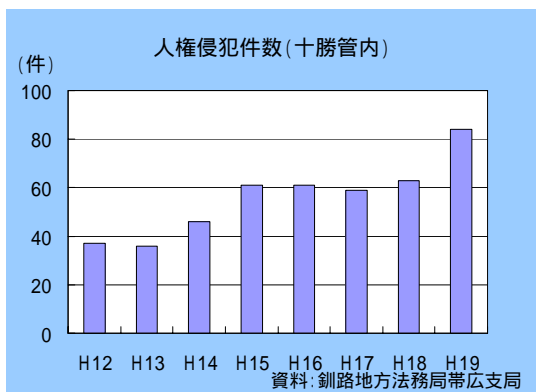
人権は、人間の尊厳に基づき、誰もが生まれながらに持っている権利であり、国は、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育・人権啓発などに取り組んでいます。

本市は、これまで人権に関する啓発事業や相談体制の充実などに取り組んできました。

今後も、虐待や暴力などの人権に関わる問題に対し、教育や啓発活動などを通して、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざした取り組みをすすめていく必要があります。

また、我が国が被爆してから、半世紀以上が経過しており、その惨禍を知らない世代が増えています。

本市は、平成 3 年に「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、平成 20 年に国際的な核兵器廃絶に取り組む「平和市長会議」に加盟するとともに、平和に対する意識啓発などをすすめてきており、引き続き、世界の恒久平和に向けて取り組んでいく必要があります。



施策の目標

市民一人ひとりの人権が尊重される社会や平和な社会の実現をめざします。

主な施策の内容

(1) 人権擁護活動の促進

- ・ 関係団体と連携をはかりながら、人権教育や意識啓発をすすめます。
- ・ 関係機関や民間団体などと連携し、児童や高齢者への虐待、配偶者への暴力などの被害の早期発見や被害者への助言・保護などに取り組めます。

(2) 平和に対する意識の向上

- ・ 核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さについて、市民の意識啓発に取り組み

ます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
平和啓発事業の参加者数	2,100人(H19)	2,600人
要保護児童の相談件数	190件(H19)	520件
配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件(H19)	89件

(市民実感度調査項目)

「平和で差別や虐待がなく、市民一人ひとりの人権が尊重されている」と思う市民の割合

政策 7 - 1	互いに尊重し思いやりのあるまちづくり
施策 7 - 1 - 2	男女共同参画社会の推進

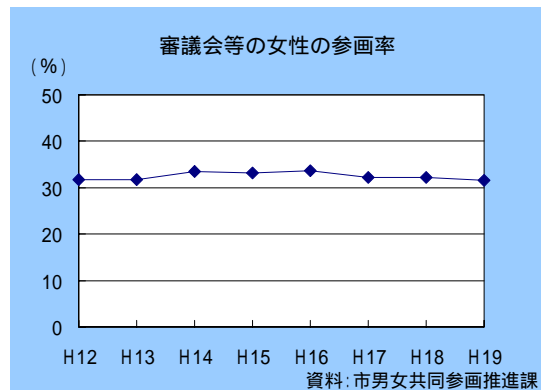
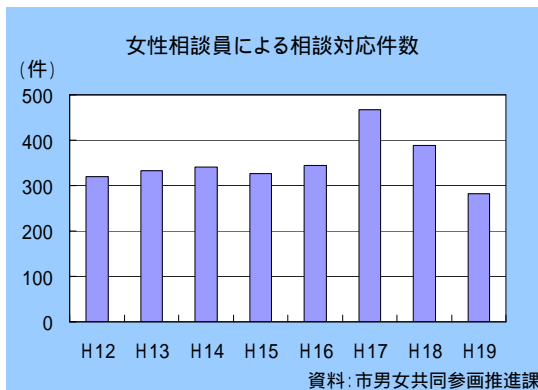
現状と課題

男女が社会の構成員として、様々な分野の活動に参画し、ともに責任を担い、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行がいまだに残っているほか、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、性別に起因する暴力も社会問題になっています。

本市は、平成 13 年に男女共同参画プランを策定し、学習機会の充実や人材育成などに取り組んできています。

今後も、男女共同参画社会の実現をめざし、行政と市民、関係団体、事業者が連携して、男女平等意識の啓発や男女が仕事、家庭など様々な分野で活躍できる環境づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして助け合い、個性と能力を発揮できる社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 男女平等意識の啓発

- ・ 家庭・地域・職場・学校などにおいて、男女平等に関する意識啓発をはかります。

(2) 男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画の推進を担う人材育成のための支援を行います。
- ・ 様々な分野における政策や方針などの決定過程への女性の参画を促進します。

(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ・ 男女ともに仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備を促進するため、事業所などへの啓発活動を推進します。

(4) 女性の人権の尊重

- ・ 女性に対する暴力根絶のための意識啓発に取り組みます。
- ・ 関係機関と連携し、女性の相談機能を充実するとともに、被害者の保護や自立支援に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
審議会等の女性の参画率	31.5%(H19)	40.0%
育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%(H19)	31.0%

(市民実感度調査項目)

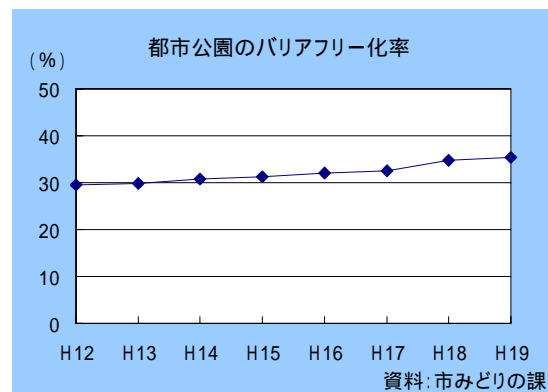
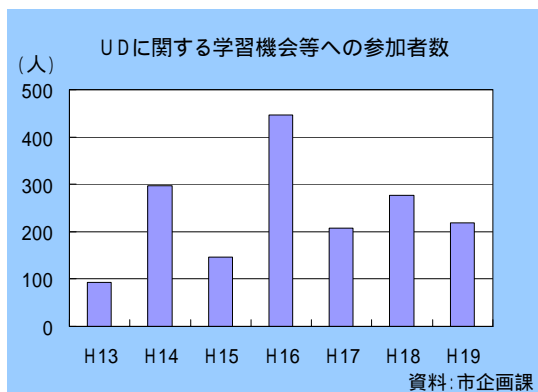
「男女が互いに尊重し、等しく社会で活躍できる環境が整っている」と思う市民の割合

現状と課題

誰もが支障を感じることなく安全で安心して暮らすためには、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりをすすめることが重要です。

本市は、ユニバーサルデザインに基づく施設整備を推進するため、高齢者・身体障害などに対応した住宅設計指針や公共施設整備指針を策定し、施設整備やユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発などに取り組んできています。

今後とも、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅や公共施設などの整備や市民の意識啓発などをすすめる必要があります。



施策の目標

誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ユニバーサルデザインの意識啓発

- ・ 市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組めます。
- ・ ユニバーサルデザインの視点に基づき、公共施設の整備などをすすめます。

(2) ユニバーサルデザイン住宅の普及

- ・ ユニバーサルデザイン住宅の普及を促進するため、相談体制の整備や融資制度の利用を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
UDに関する学習機会等への参加者数()	234人 (H17-19平均)	370人
UDアドバイザー制度の相談件数()	57件(H19)	57件
住宅1万戸当たりの貸付・補助利用戸数	179戸	307戸
都市公園のバリアフリー化率	35.4%	50.0%

UD：ユニバーサルデザイン

(市民実感度調査項目)

「誰もが支障を感じることなく生活できる環境が整っている」と思う市民の割合

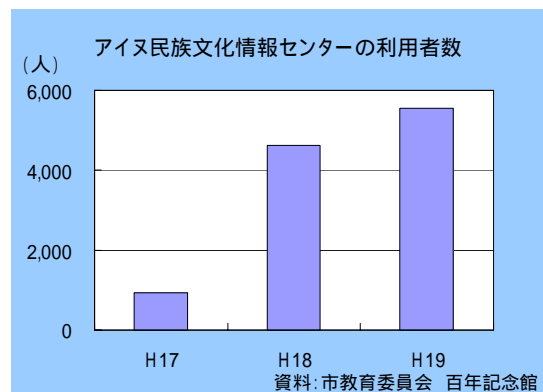
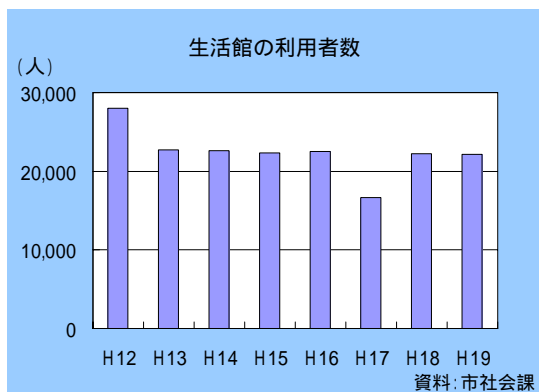
政策 7 - 1	互いに尊重し思いやりのあるまちづくり
施策 7 - 1 - 4	アイヌの人たちの誇りの尊重

現状と課題

国は、平成 9 年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、アイヌ文化の振興などに向けた取り組みを行ってきています。

本市においても、平成 17 年にアイヌ施策推進計画を策定し、アイヌ文化の保存などへの支援やアイヌ民族文化情報センターの整備など、アイヌ民族の歴史や文化への理解促進をはじめ、アイヌの人たちの生活や教育環境の向上などに取り組んできています。

今後も、こうした取り組みを通じて、アイヌの人たちの誇りが尊重される地域社会づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

アイヌの人たちの歴史や文化などへの理解を促進し、民族としての誇りが尊重される社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

- (1) アイヌ民族の歴史・文化に関する理解の促進
 - ・ アイヌ民族の歴史・文化に関する情報収集や知識の普及をすすめます。
 - ・ 十勝におけるアイヌ文化の拠点づくりを促進し、アイヌ民族の歴史・文化の保存・伝承をすすめます。

- (2) 生活・教育環境の向上
 - ・ アイヌの人たちの生活の向上のため、関係機関や団体と連携し、相談体制の充実や教育支援、就労の促進に取り組めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
生活館の利用者数	22,126人(H19)	24,500人
アイヌ民族文化情報センターの利用者数	4,939人 (H17-19平均)	5,000人

(市民実感度調査項目)

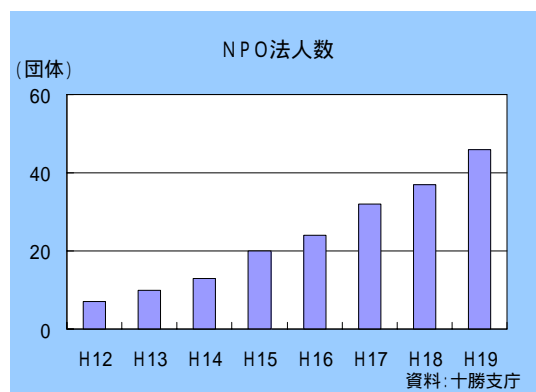
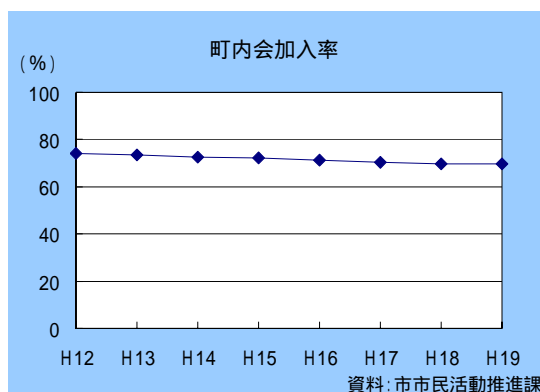
「アイヌの人たちの歴史や文化などの理解が広まり、民族の誇りが尊重されている」と
思う市民の割合

現状と課題

市民が地域における交流や活動を通して、互いに力を合わせ、住みよい地域コミュニティを形成することが大切になっています。

本市の地域活動の中心的な役割を担ってきた町内会は、加入者の高齢化や加入率の低下などから、町内会活動の活性化をはかる必要があります。

今後、地域における共同の取り組みを通して町内会の活性化を促進するとともに、ボランティアやNPOなどの活動支援などにより、地域のコミュニティ活動を促進する必要があります。



施策の目標

町内会などの自主的な活動を支援し、市民がともに支え合う地域コミュニティの形成をはかります。

主な施策の内容

(1) コミュニティ意識の啓発

- 町内会の活動状況の周知を通して、地域コミュニティ活動への意識啓発をはかるほか、町内会への加入を促進します。

(2) コミュニティ活動の促進

- 地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会をはじめ、地域活動を行っている市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動を支援します。
- 町内会をはじめ、地域で活動する組織が連携し、地域が課題解決に向けて主体的に考え、取り組みをすすめる新たな仕組みづくりを検討します。

(3) コミュニティ施設の整備

- ・ コミュニティ活動の拠点であるコミュニティ施設の計画的な整備などをすすめます。
- ・ 地域住民組織によるコミュニティ施設の自主的な管理運営をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
町内会加入率	69.6%(H19)	70.7%
市民1人当たりのコミュニティ施設の利用回数	4.8回(H19)	5.0回

(市民実感度調査項目)

「町内会活動やNPO・ボランティアなどの活動が活発に行われている」と思う市民の割合

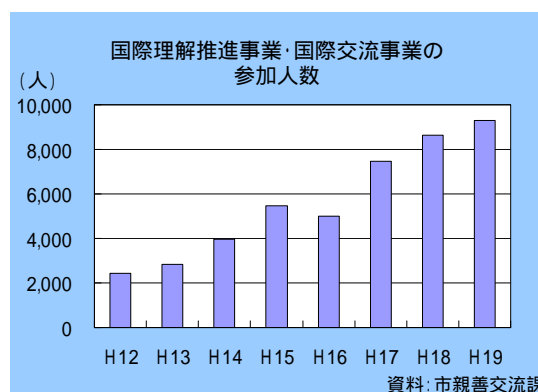
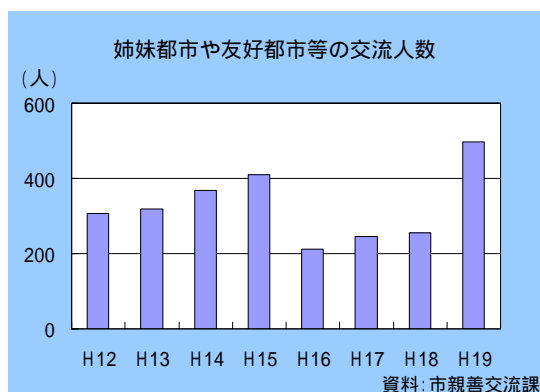
現状と課題

交通網の整備や情報通信技術の発達などにより、地域間交流がますます活発になってきています。また、国際化の進展により、国際性を備えたまちづくりをすすめることが重要になっています。

本市では、国内の姉妹都市との親善訪問団による交流をはじめ、市民団体などによる多様な交流が行われています。

国外の都市とも、国際姉妹都市や国際友好都市を締結し、市民が主体となった交流が行われているほか、(独)国際協力機構(JICA)帯広国際センターの研修員や帯広畜産大学の留学生などとの交流が行われています。

今後も、国内・国外との多様な交流を通じて、異なる文化や価値観への理解を促進するとともに、幅広く帯広・十勝の情報を国内外に発信し、交流を促進する必要があります。



施策の目標

多様な地域間交流をすすめ、異なる地域の文化や価値観とふれあい、人と人とのつながりを通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 国内姉妹都市交流の推進

- ・ 開拓姉妹都市の静岡県松崎町、観光文化姉妹都市の大分県大分市、産業文化姉妹都市の徳島県徳島市との市民主体による相互交流を促進します。

(2) 地域間交流の促進

- ・ 東京帯広会や関西帯広会など、道内外との多様な地域間交流を促進します。
- ・ 移住等に関する情報の提供や相談体制の整備などをすすめ、本市への移住等を促進し

ます。

(3) 国際交流・協力の推進

- ・ 国際姉妹都市であるアメリカ・スワード市、マディソン市、国際友好都市である中国・朝陽市との市民主体による相互交流を促進します。
- ・ JICA 帯広国際センターを中心として、大学や試験研究機関など関係機関との連携により、農業技術など地域特性を活かした国際協力を促進します。

(4) 地域国際化の環境づくり

- ・ ボランティアの育成や国際交流関係団体のネットワークづくりをすすめ、市民主体の国際交流を促進します。
- ・ 留学生や国際交流員による地域活動などを通して、諸外国の文化に対する理解や市民の国際性を醸成します。
- ・ 外国人が暮らしやすい環境づくりのため、暮らしの情報提供や日本文化への理解促進などに取り組みます。
- ・ 国際交流の拠点施設である森の交流館・十勝の活用をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

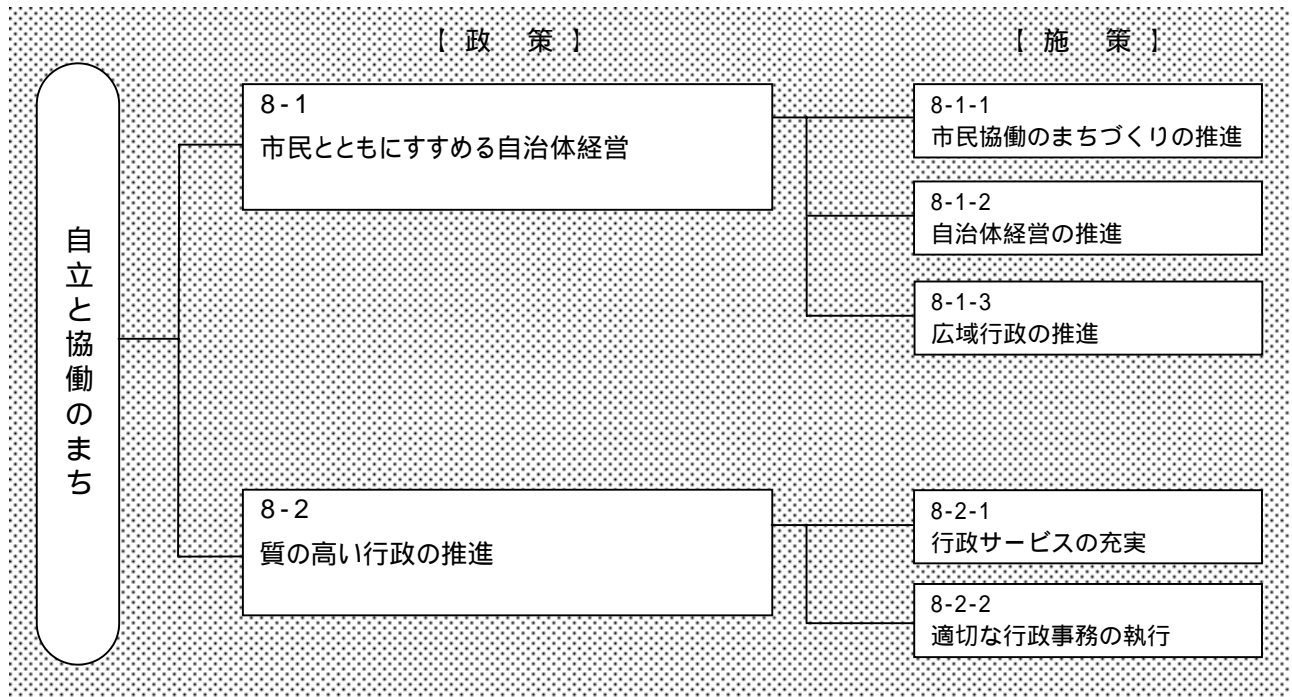
指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
姉妹都市や友好都市等の交流人数	330人 (H17-19平均)	360人
国際交流ボランティアの登録者数	359人(H19)	395人
国際理解推進事業・国際交流事業の参加人数	8,465人 (H17-19平均)	9,350人

(市民実感度調査項目)

「国内や国外の都市と人や文化の交流が活発に行われている」と思う市民の割合

自立と協働のまち

政策・施策の体系



政策の目標

政策 8 - 1 市民とともにすすめる自治体経営

分権時代に対応した、地域の意思と責任による市民協働のまちづくりを推進するとともに、効率的で健全な自治体経営をすすめます。

政策 8 - 2 質の高い行政の推進

行政事務の公正の確保と透明性の向上をはかり、質の高い行政サービスを提供します。

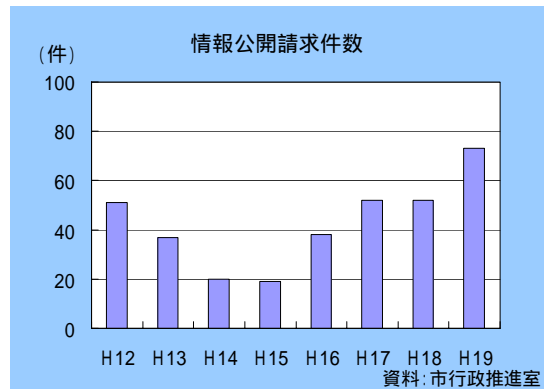
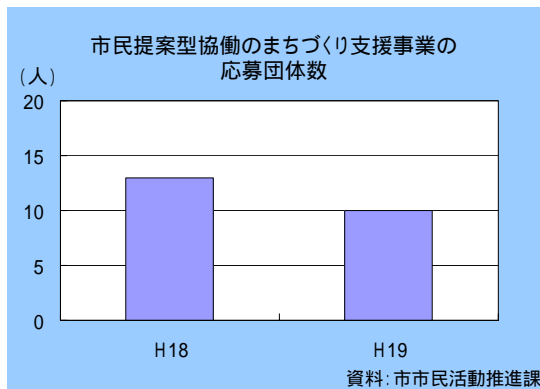
政策 8 - 1	市民とともにすすめる自治体経営
施策 8 - 1 - 1	市民協働のまちづくりの推進

現状と課題

地域課題や多様化する市民ニーズに対応するためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任に基づき、連携・協力しながら、協働でまちづくりをすすめることが必要になっています。

本市は、市民協働のまちづくりをすすめるため、平成 15 年に市民協働指針、平成 19 年に「帯広市まちづくり基本条例」を制定し、市民のまちづくり活動への支援や広報・広聴機能の充実など、市民主体の活動や市政への参画の促進に取り組んできています。

また、福祉や教育など様々な分野で市民グループやNPO、ボランティア団体などによる活動が活発に行われていることから、さらに市民協働を推進するため、情報提供や市民との対話などを通して、市民参加によるまちづくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりを推進します。

主な施策の内容

(1) 市民参加の推進

- 市民協働の活動を促進するため、市民グループやNPO・ボランティア団体などの活動に支援します。
- 市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動状況を広く周知するなど、協働のまちづくりの啓発をすすめます。
- 各種審議会への女性や若者の登用、公募委員の活用により、政策形成過程への市民参画を促進します。
- 選挙に関する情報提供により、有権者が投票しやすい環境づくりをすすめます。

(2) 市民との情報の共有

- ・ 広報紙やホームページなどにより、行政情報を分かりやすく提供します。
- ・ 情報室などにおける行政情報の幅広い提供に努めます。

(3) 広聴機能の充実

- ・ 市長と市民との対話やパブリックコメント制度、市長への手紙の活用など、様々な機会を通じて市民意見を把握するとともに、市政への意見反映に努めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
市民協働の実践事例数	70事業(H19)	100事業
市民提案型協働のまちづくり支援事業の応募団体数	10団体(H19)	15団体
広報おびひろの配布率	97.8%(H19)	100.0%
パブリック・コメント1件当たりの意見件数	10件 (H17-19平均)	12件

(市民実感度調査項目)

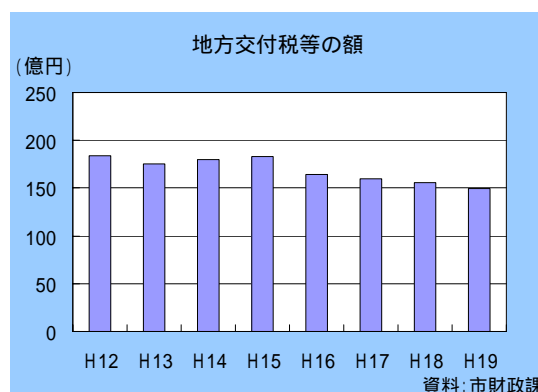
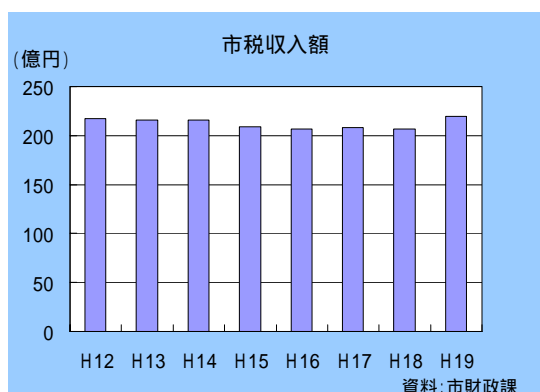
「市民と行政が協働したまちづくりが行なわれている」と思う市民の割合

現状と課題

地方分権の進展に伴い、各自治体には分権時代に対応した自己責任・自己決定による自治体経営が求められています。

本市は、平成 19 年に「帯広市まちづくり基本条例」を制定し、市政への参加や情報の共有などを通して市民協働のまちづくりをすすめてきています。また、行財政改革による事務事業の見直しや総合計画における政策・施策評価の試行導入などにより、効果的、効率的な施策の展開をすすめてきています。

地域経済の停滞などにより市税収入が伸び悩み、地方交付税が減少していることなどから、財政運営の一層の健全化が求められており、今後も、健全な財政運営はもとより、継続的な行財政改革や行政評価を実施しながら、計画的な行政運営をすすめていく必要があります。



施策の目標

計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめます。

主な施策の内容

(1) 健全な財政運営の推進

- ・ 一般会計をはじめとする全会計や関与団体の健全な財政運営をはかります。
- ・ 課税・収納事務の適正な執行や市税等の収納率向上対策に取り組むほか、広告収入など自主財源の確保をはかります。
- ・ 市債の適切な発行管理を行うとともに、財務情報を積極的に開示します。

(2) 自主・自立の自治体経営の推進

- ・ まちづくり基本条例などに基づき、自主・自立の自治体経営に取り組みます。

- ・ 総合計画を効果的、効率的に推進するため、政策・施策評価を実施し、評価結果を施策等の取り組みに反映します。
- ・ 民間活力の活用により、効率的かつ安定的に公共サービスを提供するなど、行財政改革をすすめ、効率的な行政運営に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
実質赤字比率	- (H19)	-
連結実質赤字比率	- (H19)	-
実質公債費比率	12.5% (H19)	12.5%
将来負担比率	121.9% (H19)	121.9%

(市民実感度調査項目)

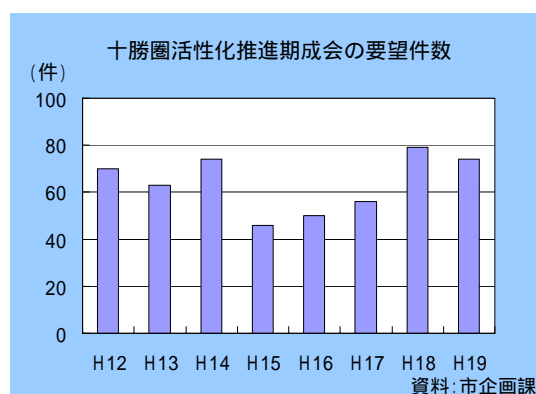
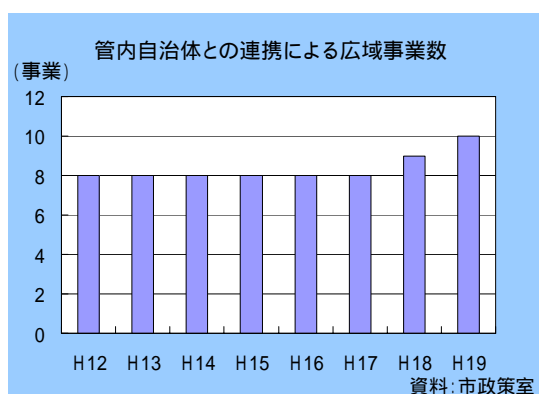
「行財政改革に取り組み、効率的な行政運営が行われている」と思う市民の割合

現状と課題

地方分権時代において、自治体間の連携により、共通課題に的確に対応する効率的な自治体経営が求められています。

本市は、十勝圏の中核都市として、圏域全体の振興のため、管内自治体の連携のもと、一部事務組合における事務事業の共同処理などの広域連携をすすめてきています。

今後とも、十勝圏の一体的な発展のため、管内自治体と連携し、広域的な行政課題などに対応するとともに、東北道をはじめとする道内各都市との連携・交流をすすめる必要があります。



施策の目標

管内自治体との連携による、広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめます。

主な施策の内容

(1) 十勝圏の振興

- ・ 十勝の中核都市圏として、関係自治体との連携により都市計画などに取り組みます。
- ・ 管内自治体との連携のもと、広域的な行政課題に対し、一部事務組合等による共同処理をすすめます。
- ・ 管内自治体との共同の取り組みをはじめ、関係機関と連携し、十勝圏の振興に資する広域連携の取り組みを推進します。

(2) 広域的な連携の促進

- ・ 東北道の都市との連携・交流をはかりながら、道東圏全体の発展に向けた取り組みをすすめます。

- ・ 道内各都市との連携や交流により、北海道全体の発展に向けた取り組みをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
自治体間連携の取り組み件数	83件(H20)	91件

(市民実感度調査項目)

「十勝管内の自治体や道内各都市と連携した取り組みがすすめられている」と思う市民の割合

政策 8 - 2	質の高い行政の推進
施策 8 - 2 - 1	行政サービスの充実

現状と課題

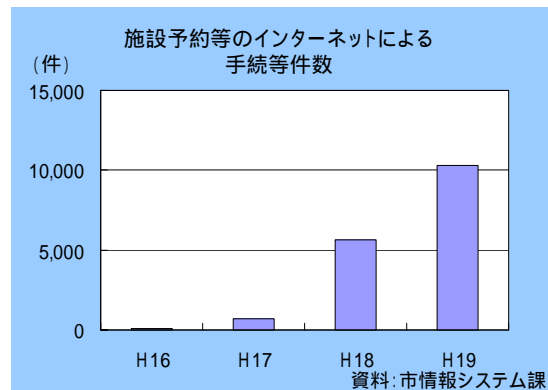
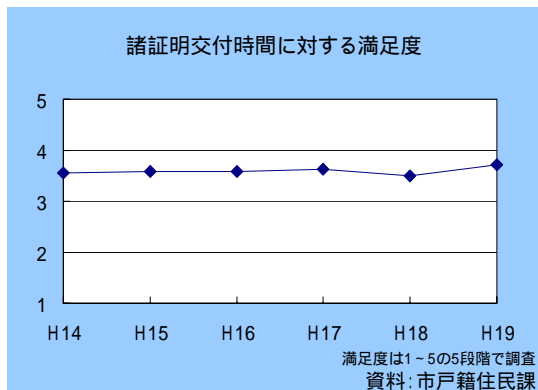
行政運営においては、迅速で質の高い行政サービスの提供が求められています。

本市は、窓口業務における品質マネジメントマニュアルを策定し、行政サービスの品質の確保をはじめ、行政の情報化による事務の効率化やサービスの利便性の向上に取り組んでいます。

今後も、事務の効率化などをすすめながら、行政サービスの質の向上に取り組む必要があります。

また、高度化、多様化する行政課題に対応するため、職員の能力向上と育成が必要です。

本市は、平成 20 年に人材育成推進プランを策定し、職員の育成や職場の環境整備などに取り組んでおり、今後も、専門的な知識や能力を発揮できる職員の育成をすすめていく必要があります。



施策の目標

事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供します。

主な施策の内容

(1) 利用しやすい行政サービスの提供

- ・ 迅速で適切な窓口業務の執行や市民相談への懇切、丁寧な対応など、市民満足度の高い行政サービスを提供します。

(2) 行政の情報化の推進

- ・ 行政サービスの向上や事務の効率化をはかるため、行政の情報化をすすめるとともに、行政情報システムの運営の効率化や情報セキュリティの強化に取り組みます。

(3) 職員の育成

- ・ 職員の能力などの向上をはかるため、職員研修を充実するとともに、人事評価を実施します。
- ・ 人材の確保や職員一人ひとりが能力を発揮することができる組織体制、職場環境づくりをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
諸証明交付時間に対する満足度(満点=5.0)	3.7(H19)	4.0
施設予約等のインターネットによる手続等件数	10,317件(H19)	26,800件
(新)職員提案制度の実施率		100.0%

(市民実感度調査項目)

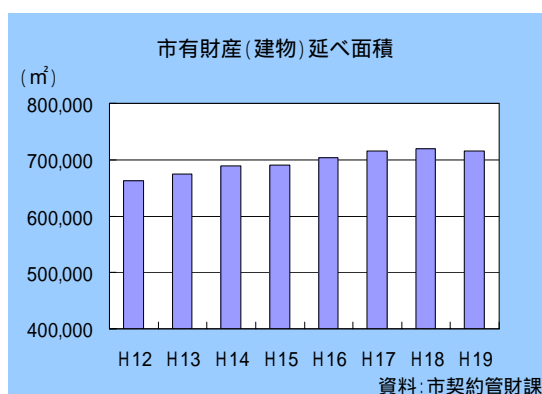
「市民が利用しやすく、満足できる行政サービスが提供されている」と思う市民の割合

現状と課題

市民の信頼に応える行政運営を行っていくためには、事務の公正性や透明性を保ち、適切に執行することが大切です。

本市は、平成9年に「帯広市行政手続条例」を制定するなど、行政運営の公正性、透明性の確保に努めるとともに、公共施設の効率的な管理や公有財産の適切な管理を行ってきています。

今後も、公有財産の適切な管理をはじめ、会計事務の適切な執行など、法令遵守の徹底による適正な事務処理をすすめる必要があります。



施策の目標

行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適切に事務を執行します。

主な施策の内容

(1) 適切な公有財産の管理

- ・ 公共施設の計画的な管理により施設の長期的・安定的な維持に努めるなど、財産の適切な管理・運用をすすめます。
- ・ 事業計画や将来見通しに基づき、公有財産の適切な利活用などをすすめます。

(2) 適切な行政事務の執行

- ・ 公文書などの適切な管理を行います。
- ・ 法令等の遵守を徹底し、適正に事務を執行します。
- ・ 個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- ・ 透明性・公正性を保ちながら、価格・品質の優れた調達を行うため、入札・契約事務の改善に取り組みます。

- ・ 安全で有利に現金管理を行うとともに、正確で確実な現金出納事務を行います。
- ・ 公正で合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、計画的に監査等を実施します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
建設工事等の一般競争入札実施率	38.0%(H20)	95.0%
普通財産の有効利用率	63.0%(H20)	67.0%
監査等の実施件数	16件(H19)	18件

(市民実感度調査項目)

「市民に信頼される行政事務が行われている」と思う市民の割合